

# りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

りそな・東京応援・資産分散ファンド(愛称:大江戸ブンさん) / りそな・埼玉応援・資産分散ファンド(愛称:埼玉ブンさん)  
 りそな・多摩応援・資産分散ファンド(愛称:多摩ブンさん) / りそな・神奈川応援・資産分散ファンド(愛称:はまのブンさん)  
 りそな・中部応援・資産分散ファンド(愛称:りそちゅーブンさん) / りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド(愛称:京・近江ブンさん)  
 りそな・大阪応援・資産分散ファンド(愛称:上方ブンさん) / りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド(愛称:ひょうご元気ブンさん)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(目論見書)

平成21年11月7日

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



## 大和投資信託

Daiwa Asset Management

# りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

りそな・東京応援・資産分散ファンド(愛称:大江戸ブンさん) / りそな・埼玉応援・資産分散ファンド(愛称:埼玉ブンさん)  
 りそな・多摩応援・資産分散ファンド(愛称:多摩ブンさん) / りそな・神奈川応援・資産分散ファンド(愛称:はまのブンさん)  
 りそな・中部応援・資産分散ファンド(愛称:りそちゅーブンさん) / りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド(愛称:京・近江ブンさん)  
 りそな・大阪応援・資産分散ファンド(愛称:上方ブンさん) / りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド(愛称:ひょうご元気ブンさん)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(交付目論見書)

平成21年11月7日

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



## 大和投資信託

Daiwa Asset Management

## 投資信託説明書（交付目論見書）

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

### 委託会社の情報提供窓口

#### ◆ お電話によるお問合わせ先

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

#### ◆ 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。本文書により行なう「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成21年11月6日に関東財務局長に提出しており、平成21年11月7日にその届出の効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

発行者名	大和証券投資信託委託株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 石橋 俊朗
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

下記の内容は、この投資信託(「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」を構成する「りそな・東京応援・資産分散ファンド」「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」「りそな・中部応援・資産分散ファンド」「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」(以下総称して「当ファンド」といいます。))をお申込みされる際にあらかじめ、投資家のみなさまに、ご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

当ファンドにかかる、下記の内容および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読み下さい。

## 記

### 当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、主にわが国の株式、海外の公社債および不動産投資信託証券(リート)を実質的な投資対象としますので、株価、公社債の価格、リーートの価格の下落、組入株式、公社債の発行企業・発行体の経営不安、倒産、財政難等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替レートの変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価、公社債の価格、リーートの価格の変動リスク」、「信用リスク」、「為替リスク」などが考えられます。これらのリスクを含むより詳細な内容については、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」に記載しておりますのでご確認下さい。

## 当ファンドにかかる手数料等について

### 申込手数料

当ファンドの申込手数料の料率の上限は、2.1% (税抜2.0%)です。

くわしくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

### 換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はありません。

### 信託報酬

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.3125% (税抜1.25%)の率を乗じて得た額とし、ファンドよりご負担いただきます。

### その他の費用<sup>(\*)</sup>

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等をファンドでご負担いただきます。

(\*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」に記載しておりますのでご確認ください。

# 目論見書の概要

## りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）

りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）

りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）

りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

### ファンドの概要

目的および基本的性格	追加型投信／内外／資産複合 安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	①（※）応援マザーファンドの受益証券 ②ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ③世界REITマザーファンドの受益証券
マザーファンドの主要投資対象	①わが国の金融商品取引所上場株式 ②海外の公社債等 ③海外の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）
投資態度	①主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ②各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>•（※）応援マザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1</li> <li>•ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1</li> <li>•世界REITマザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1</li> </ul>

投資態度 (つづき)	③保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	①株式への直接投資は、行ないません。 ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
価額変動リスク	当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
お買付単位	各ファンドについて、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 (注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
お買付価額 (1万口当たり)	各ファンドについて、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額
お買付時の 申込手数料	販売会社が別に定めるものとしします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜 2.0%)です。 (注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 (注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。 (注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。
お申込みの 受付中止日・ 受付時間	①ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお買付けおよびご換金の申込みの受け付けは行ないません。お申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 ②委託会社の各営業日*の午後3時(半休日においては午前11時)までに受付けたお買付けおよびご換金の申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。 ※前①のお申込受付中止日を除きます。
決算日	毎月13日(休業日の場合翌営業日)
収益分配	毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注1) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 (注2) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。
信託期間	平成18年9月27日から平成28年10月13日まで
信託報酬率	信託財産の純資産総額に対して年率1.3125%(税抜 1.25%)

◆投資家のみなさまにおかれましては、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

(注) 上記の「主要投資対象」および「投資態度」の項にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫



# 商品分類・属性区分

## 商品分類表〈各ファンド共通〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表〈各ファンド共通〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株				
中小型株	年2回	日本		
債券				
一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
公債		欧州		
社債	年6回 (隔月)	アジア		
その他債券		オセアニア		
クレジット属性 ( )				
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産 (投資信託証券) (資産複合 資産配分固定型) (株式、債券、不動産投信)	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( )	その他 ( )	中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

### [商品分類の定義]

- ◆「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ◆「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ◆「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

### [属性区分の定義]

- ◆「その他資産」…組入れている資産
- ◆「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ◆「年12回(毎月)」…目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- ◆「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ◆「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ◆「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

# りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

## ファンドの特色

1

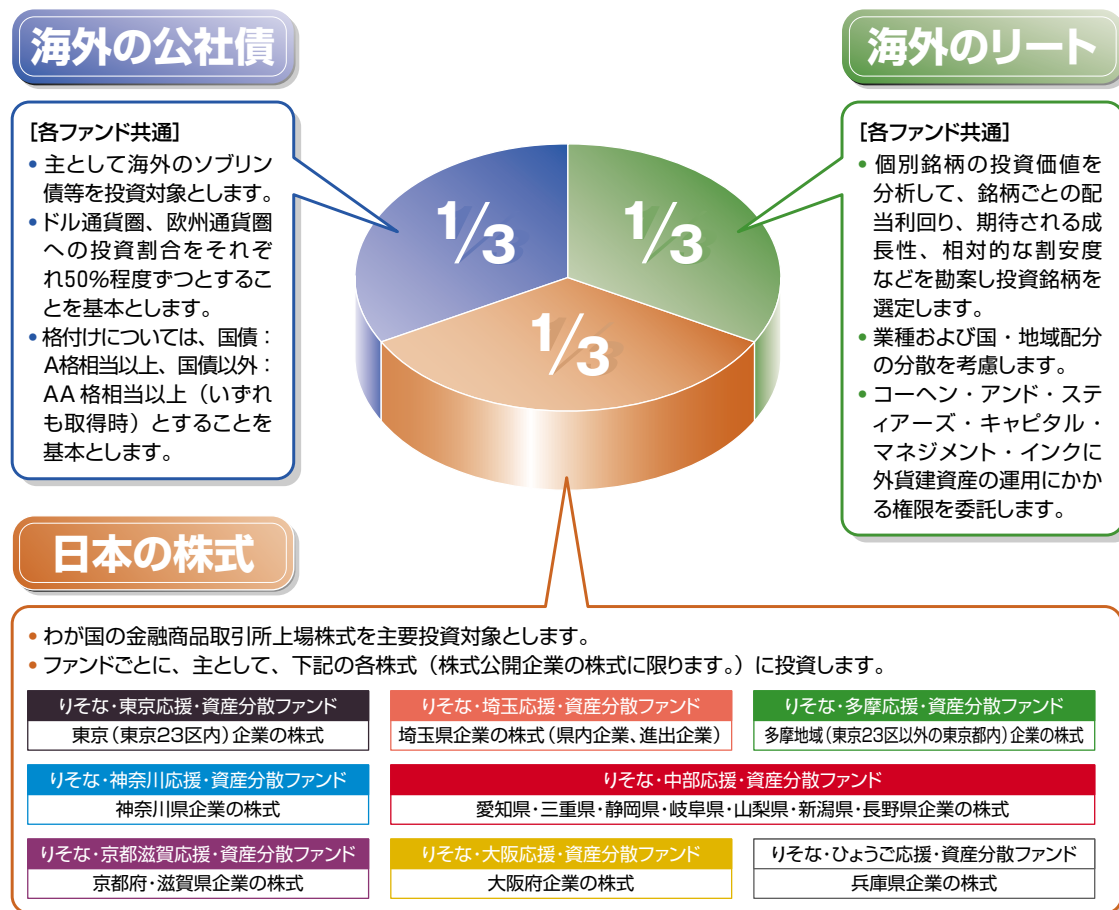
「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」は、次の8本のファンドで構成されています。

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ	
りそな・東京応援・資産分散ファンド	(愛称: 大江戸ブンさん)
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	(愛称: 埼玉ブンさん)
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	(愛称: 多摩ブンさん)
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	(愛称: はまのブンさん)
りそな・中部応援・資産分散ファンド	(愛称: リそちゅーブンさん)
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	(愛称: 京・近江ブンさん)
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	(愛称: 上方ブンさん)
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	(愛称: ひょうご元気ブンさん)

2

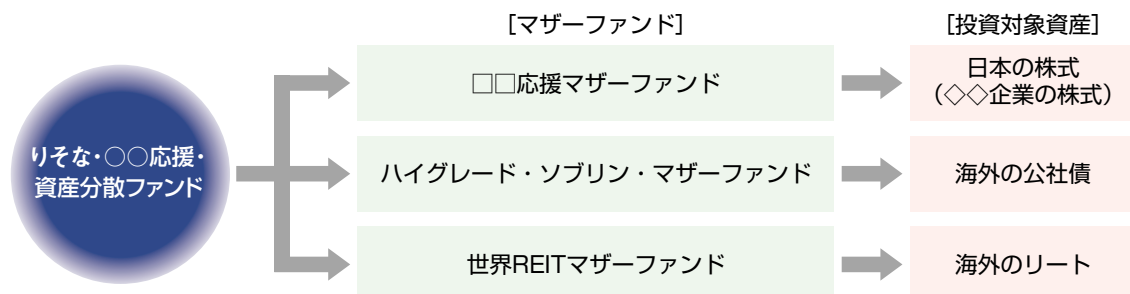
各ファンドは、マザーファンドを通じて、わが国の株式ならびに海外の公社債および不動産投資信託証券に3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

### ◆◆◆ 資産配分のイメージ ◆◆◆



(注1) 上記は、「投資態度」に規定されている「各マザーファンドの標準組入比率」をもとに作成した資産配分イメージであり、実際の組入比率とは異なります。

(注2) 各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。



※図中の各記号(〇〇、□□、◇◇)を、各ファンドごとに次のとおり読替えて下さい。

〇〇	□□	◇◇
東 京	東 京	東京(東京23区内)
埼 玉	埼 玉	埼玉県(県内企業、進出企業)
多 摩	多 摩	多摩地域(東京23区以外の東京都内)
神 奈 川	神 奈 川	神奈川県
中 部	中 部	愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県
京都滋賀	京都滋賀	京都府・滋賀県
大 阪	大 阪	大阪府
ひょうご	兵 庫	兵庫県

◎保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

◎大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### 3

**毎月1回、13日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。**

#### 〈分配方針〉

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。
- ◆分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

## 収益分配のイメージ



- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## 4

**販売会社は、各ファンドにおいて、その收受した信託報酬の一部(毎年、各ファンドごとに、8月決算日時点の純資産総額の0.05%程度)を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行っている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。**

- 寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。
- ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

# 「日本の株式」部分の各マザーファンドの運用について

## 1. 主要投資対象 [各マザーファンド共通]

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

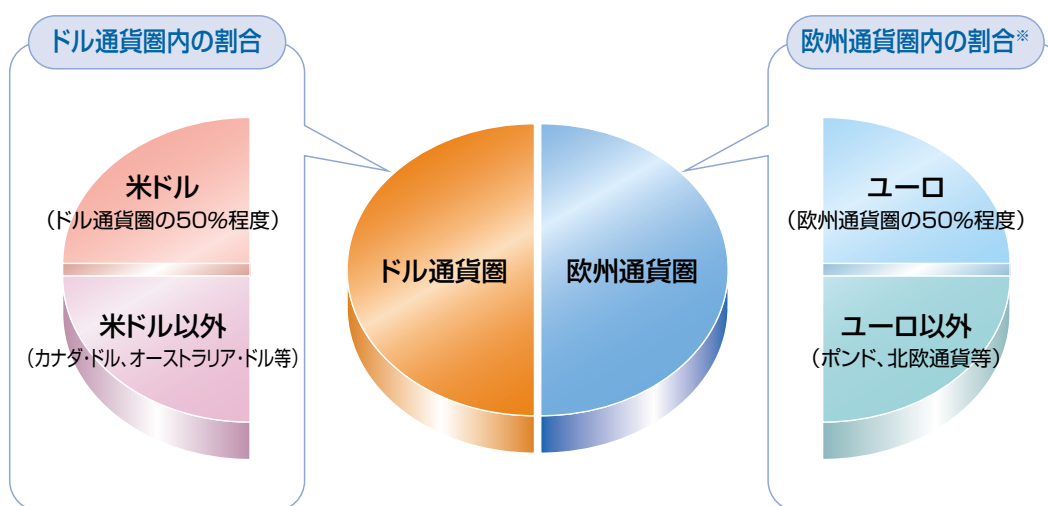
## 2. 投資態度

東京応援マザーファンド	<p>①主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
埼玉応援マザーファンド	<p>①主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下、「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下、「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
多摩応援マザーファンド	<p>①主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②多摩地域企業とは、東京23区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
神奈川応援マザーファンド	<p>①主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
中部応援マザーファンド	<p>①主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
京都滋賀応援マザーファンド	<p>①主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
大阪応援マザーファンド	<p>①主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
兵庫応援マザーファンド	<p>①主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
各マザーファンドに共通の規定	<p>④株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>

## 「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります)。  
 ※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
  - ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

### ポートフォリオのイメージ図



※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

- ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

- 3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

### 債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S & Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1 Aa2 Aa3 }	AA { AA+ AA AA- }
	A { A1 A2 A3 }	A { A+ A A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
低い	C	C
		D

※1 } ※2

国債については、取得時においてA格相当以上(※2)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(※1)とすることを基本とします。

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズやスタンダード・アンド・プアーズ(S & P)といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

### デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## 「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
  - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

### [リート(REIT)について]

- ◆ リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆ 不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆ リートは投資家から集めた資金等により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

### 〈コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。



# 価額変動リスクなど

## 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

### ① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### ② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### ③ リート(不動産投資信託)への投資に伴うリスク

リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- 金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- 法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- 金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### ④ 外国証券への投資に伴うリスク

#### イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

#### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

### ⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

## お買付けは…

### お買付時期

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日\*の午後3時(半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日\*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

### お買付単位

各ファンドについて、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

### お買付価額

お買付価額(1万口当たり)は、各ファンドについて、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

### 申込手数料

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜 2.0%)です。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

(注2) 申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### 収益分配金は…

#### 分配時期

毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

- 決算日は、毎月13日(休業日の場合翌営業日)です。

#### 支払方法

当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。

- 「分配金再投資コース」をご利用の場合  
収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
- 「分配金支払いコース」をご利用の場合  
収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いいたします(税金が差引かれます。)

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

## 収益分配金に対する税金は…

## ● 個人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20% (所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、10% (所得税7%および地方税3%)の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

## ● 法人の受益者の場合

普通分配金について、平成23年12月31日まで7% (所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。上記に記載の7% (所得税7%)の税率は、平成24年1月1日から、15% (所得税15%)となります。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分で、税金はかかりません。)の区分があります。

- ① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# ご投資の手引き

## ご換金は…

### ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受け付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日\*の午後3時(半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日\*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

### ご換金単位

各ファンドについて、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。

※信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の「解約請求」には制限があります。

### 解約価額など

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

[個人の受益者の場合]

#### ●「解約請求」の場合

一部解約時の差益(解約価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。

一部解約時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

[法人の受益者の場合]

#### ●「解約請求」の場合

一部解約時の個別元本超過額については、所得税(7%。平成24年1月1日から15%)の源泉徴収が行なわれます。地方税の源泉徴収はありません。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 支払開始日

代金は、原則としてお申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

## 信託期間は…

平成28年10月13日が信託期間終了日です。

- ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。

## 償還金は…

## 支払開始日など

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までにお支払いいたします。

## [個人の受益者の場合]

償還時の差益(償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。

償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

## [法人の受益者の場合]

償還時の個別元本超過額について、平成23年12月31日まで7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%(所得税7%)の税率は、平成24年1月1日から、15%(所得税15%)となります。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## ご投資の手引き

### 受益証券は…

- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

### 信託報酬などは…

#### 信託報酬など

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%(税抜 1.25%)の率を乗じて得た額とし、信託財産でご負担いただきます。

(注) くわしくは、後掲の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照下さい。

- 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注) 信託報酬、監査報酬および有価証券売買時の売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額を信託財産でご負担いただきます。

### 運用経過のお知らせは…

- 毎年2月および8月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。
- 基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

## ● 用語のご説明 ●

1. 基準価額	純資産総額(信託財産に属する資産を時価により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。
2. 個別元本	<p>受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。</p> <p>受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。</p> <p>受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。</p>

## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

- りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）
- りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）
- りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）
- りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）
- りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）
- りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）
- りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）
- りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

（注1）上記の総称を「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」とします。

（注2）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (3) 発行（売出）価額の総額

各ファンドについて1兆円を上限とし、合計で8兆円を上限とします。

### (4) 発行（売出）価格

各ファンドについて1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

### (5) 申込手数料

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

- ② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されま  
す。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

**(6) 申込単位**

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

**(7) 申込期間**

平成21年11月7日から平成22年11月5日まで（継続申込期間）  
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

**(8) 申込取扱場所**

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

**(9) 払込期日**

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

**(10) 払込取扱場所**

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

**(11) 振替機関に関する事項**

振替機関は下記のとおりです。  
株式会社 証券保管振替機構

**(12) その他**

- ① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付は、行ないません。

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後 3 時（半休日においては午前 11 時）までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分として取扱います。上記の時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。）  
（※）前②の申込受付中止日を除きます。
- ④ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
- ⑤ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。
- ⑥ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑦ 振替受益権について  
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。  
ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

<各ファンド共通>

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券、不動産投信)))
	決算頻度	年12回(毎月)
	投資対象地域	グローバル(含む日本)
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

##### (注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

##### (注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年12回(毎月)」…目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス <http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて次の額を限度として信託金を追加することができます。

りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）	3,000億円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）	1,500億円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）	600億円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）	3,000億円
りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）	3,000億円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）	1,500億円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）	3,000億円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）	1,200億円

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

「目論見書の概要」における「ファンドの特色」をご参照下さい。

(2) ファンドの仕組み

受益者	お申込者	
	収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※5）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※5）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金（※5）	
受託会社	株式会社 りそな銀行 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	わが国の株式、海外の公社債、海外の不動産投資信託証券 など（マザーファンド方式で運用を行ないます。なお、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）（注2）に運用の指図にかかる権限を委託します。）	

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約（※3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（※4）。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等



が定められています。

※4: 投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※5: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

[マザーファンド方式について]

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主として各マザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を各マザーファンドで行なうしくみです。

<委託会社の概況（平成21年8月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年4月1日 営業開始

昭和60年11月8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成7年5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。

平成7年9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

#### ① 主要投資対象<各ファンド共通>

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. (※) 応援マザーファンドの受益証券
2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
3. 世界REITマザーファンドの受益証券

#### ② 投資態度<各ファンド共通>

イ. 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

(※) 応援マザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の3分の1  
ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券…信託財産の純資産総額の3分の1

世界REITマザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の3分の1  
 ハ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

<各ファンド共通>

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. 約束手形
    - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
  2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された（※）応援マザーファンドの受益証券、ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券および世界REITマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
  1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
  3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

（注）上記の（※）は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

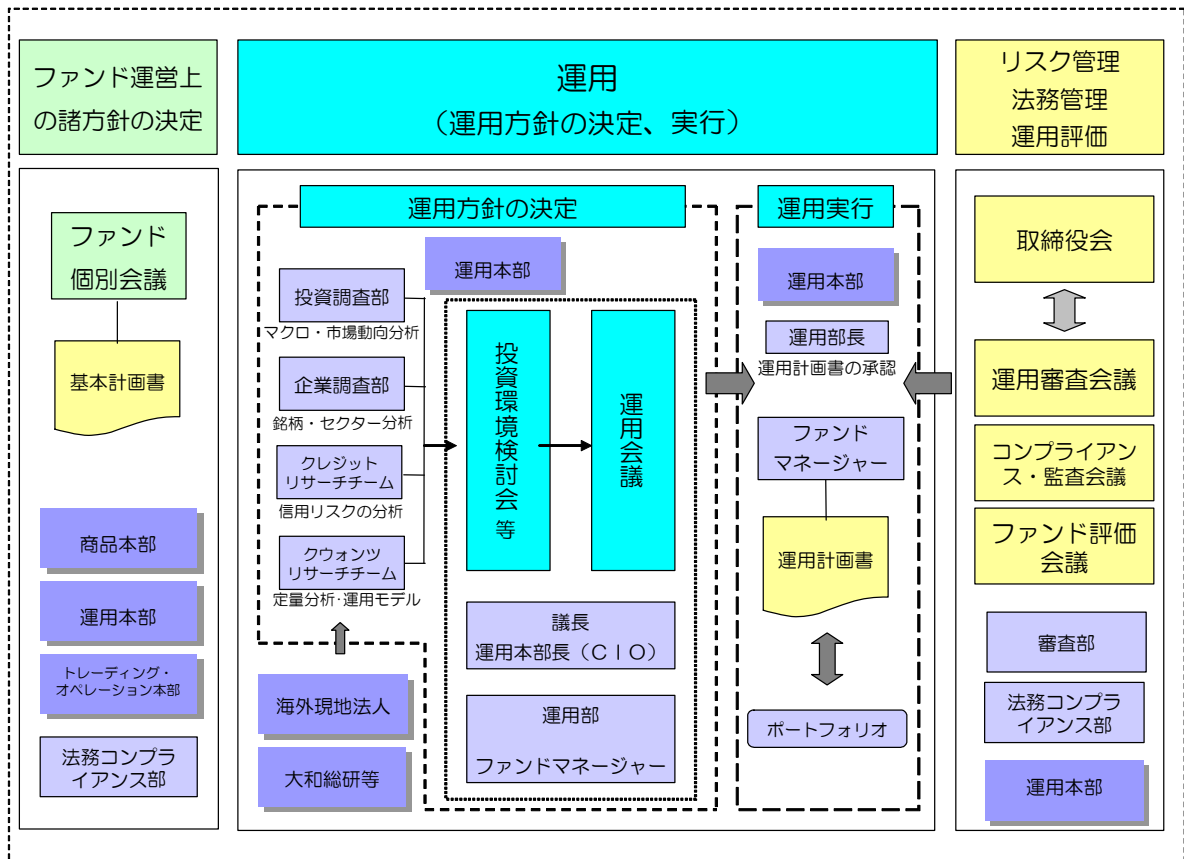
「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形

### (3) 運用体制

#### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



#### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

##### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

#### ③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

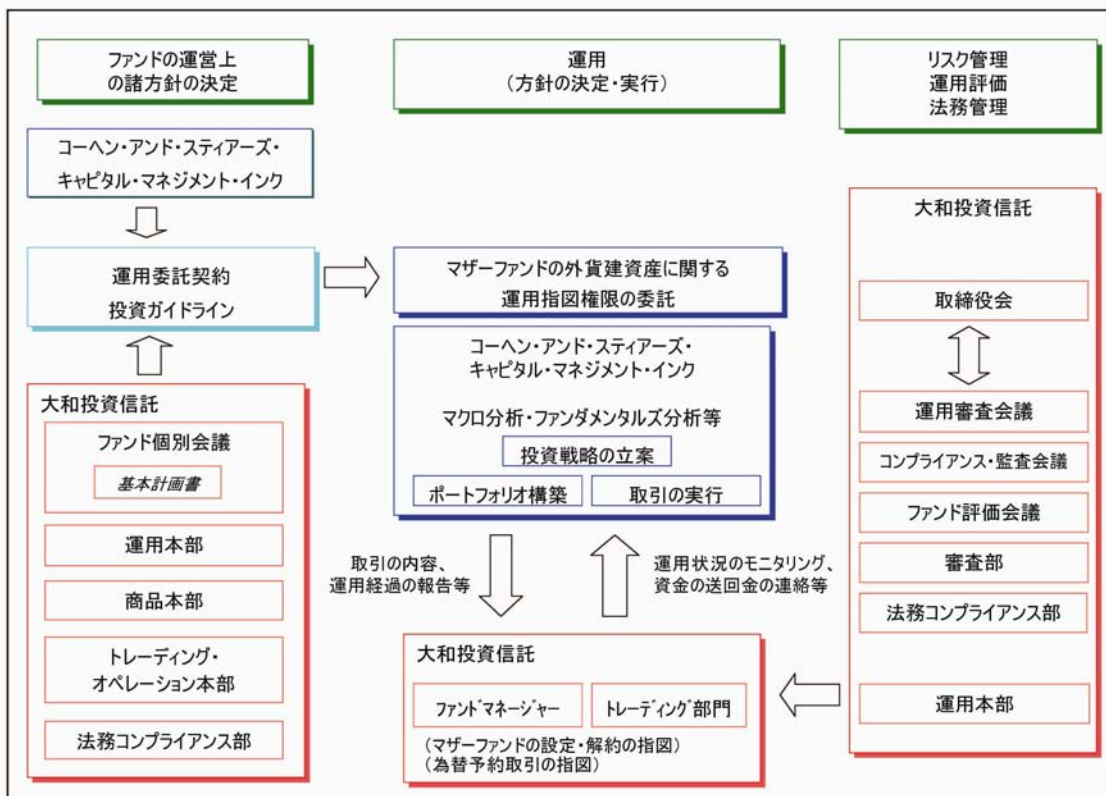
##### イ. 運用本部長（CIO）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営

- ・ファンドマネージャーの任命・変更
  - ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
  - ・各ファンドの分配政策の決定
  - ・代表取締役に対する随時的的確な状況報告
  - ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- ロ. 運用副本部長（1～5名程度）  
C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ハ. 運用部長（各運用部に1名）  
ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。
- ニ. ファンドマネージャー  
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。
- ④ ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議  
ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。  
さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。  
これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は15～25名程度です。
- ⑤ 受託会社に対する管理体制  
信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

※海外のリート部分にかかる運用体制について  
(世界REITマザーファンドにかかるものを含みます。)



#### イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、世界REITマザーファンドでは、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

#### ロ. 運用の実行

コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

#### ハ. モニタリング

委託会社は、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

#### ニ. リスク管理、運用評価、法務管理

(前④に同じ。)

※ 上記の運用体制は平成21年8月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

### (4) 分配方針

<各ファンド共通>

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

### (5) 投資制限

<各ファンド共通>

- ① 株式（信託約款）  
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 外貨建資産（信託約款）  
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ④ 外国為替予約取引（信託約款）  
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、

外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>マザーファンドの概要

1. 東京応援マザーファンド
2. 埼玉応援マザーファンド
3. 多摩応援マザーファンド
4. 神奈川応援マザーファンド
5. 中部応援マザーファンド
6. 京都滋賀応援マザーファンド
7. 大阪応援マザーファンド
8. 兵庫応援マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

わが国の金融商品取引所（※）上場株式を主要投資対象とします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

② 投資態度

イ. (※)

ロ. (※)

ハ. (※)

ニ. 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(注) 上記の(※)は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

「東京応援マザーファンド」の場合	イ. 主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。 ロ. 東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。
------------------	--

	<p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「埼玉応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「多摩応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 多摩地域企業とは、東京 23 区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「神奈川応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「中部応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「京都滋賀応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「大阪応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>

「兵庫応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
------------------	---

## (2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。
  1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
  2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
  1. 株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）



17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの  
 なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
  - ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
  - ③ 外貨建資産への投資は、行ないません。
  - ④ 先物取引等
- イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。  
 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。  
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。  
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。  
 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の

時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤ スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 金利先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

9. ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

海外の公社債等を主要投資対象とします。

② 投資態度

- イ. 主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ. 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - a. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2 通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします（上記の投資割合は10%の範囲

内で変動することがあります。)

※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

- b. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を 50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を 50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。
  - c. 国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA 3以上またはS & PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでA a 3以上またはS & PでAA-以上）とすることを基本とします。
  - d. ポートフォリオの修正デュレーションは 5(年)程度から 10(年)程度の範囲を基本とします。
  - e. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。
- ハ. 外貨建資産の投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の 100%に近づけることを基本とします。
- ニ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 5 号に掲げるもの
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
  - 1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
  - 2. 国債証券
  - 3. 地方債証券
  - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. コマーシャル・ペーパー
  8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
  9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  16. 外国の者に対する権利で前15.の有価証券の性質を有するもの  
 なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

### (3) 主な投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 先物取引等
  - イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
    - ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ⑤ スワップ取引
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 10. 世界REITマザーファンド

### (1) 投資方針

#### ① 主要投資対象

海外の金融商品取引所（※）上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

## ② 投資態度

- イ. 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ. 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - (a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
  - (b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- ハ. 外貨建資産の運用にあたっては、コーペン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- ニ. 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- ホ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. 約束手形
    - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
  - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
  - 3. 外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 4. 外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

- ① 株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

- ① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーペン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク  
280 パーク・アベニュー、ニューヨーク、ニューヨーク州 10017

- ② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

### 3 投資リスク

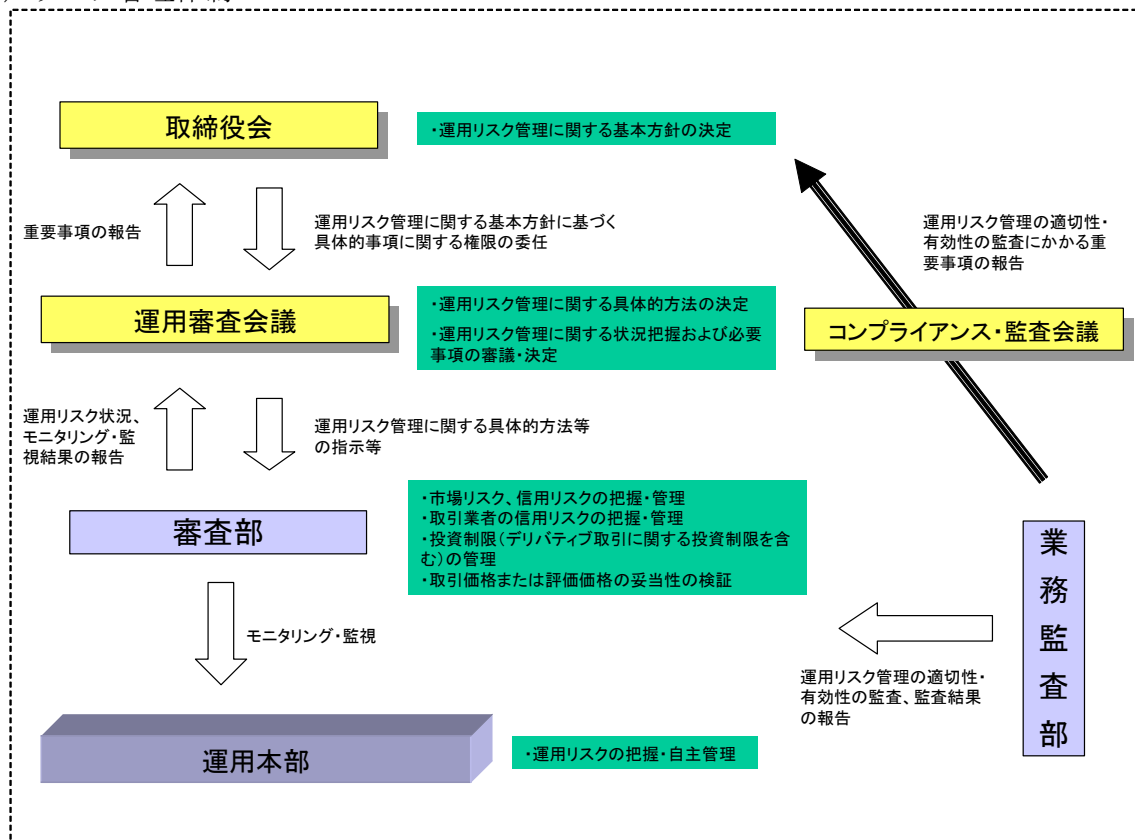
(1) 価額変動リスク

「目論見書の概要」における「価額変動リスクなど」をご参照下さい。

(2) 換金性が制限される場合

「目論見書の概要」における「価額変動リスクなど」をご参照下さい。

(3) リスク管理体制



## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (2) 換金（解約）手数料

ありません。

### (3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜1.25%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、信託財産の純資産総額に応じて次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円未満	年 0.5775% (税抜 0.55%)	年 0.6825% (税抜 0.65%)	年 0.0525% (税抜 0.05%)
100 億円以上 300 億円未満	年 0.5250% (税抜 0.50%)	年 0.7350% (税抜 0.70%)	
300 億円以上 500 億円未満	年 0.4725% (税抜 0.45%)	年 0.7875% (税抜 0.75%)	
500 億円以上	年 0.4200% (税抜 0.40%)	年 0.8400% (税抜 0.80%)	

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 委託会社は、「世界REITマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとします。

275 億円以下の部分	年 0.57%
275 億円超 1,500 億円以下の部分	年 0.47%
1,500 億円超 3,000 億円以下の部分	年 0.37%
3,000 億円超の部分	年 0.30%

- ⑥ 販売会社は、各ファンドにおいて、その収受した信託報酬の一部（毎年、各ファンドごとに、8月決算日時点の純資産総額の0.05%程度）を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行なっている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて



各地域の発展に貢献いたします。寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

2009年11月6日現在では2009年8月決算日基準の寄付は行なっておりません。なお、2008年8月決算日基準で、販売会社が実施した各ファンドの寄付の内容は以下のとおりです。

各ファンドにおける寄付先は五十音順で掲載しています。

<りそな・東京応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
財団法人 警察育英会	犯人逮捕、人命救助等により災害を受けて死傷、または障害状態になった者および殉職するなどした警察職員の子弟が、経済的理由により修学困難なとき、それらの子弟に対する学資の給与その他育英上必要な事業を行なっています。	3,211,000
財団法人 消防育英会	消防活動に協力したために災害を受けて死亡した(または障害を受けた)者および公務上の災害により死亡した(または障害を受けた)消防団員・職員の子弟に対して奨学金を給付するなどの育英奨学事業を行なっています。	3,211,000

<りそな・埼玉応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
埼玉県「さいたま緑のトラスト基金」	美しい郷土の自然や貴重な歴史的環境等を、県民一人ひとりが力を合わせて守っていく環境保全活動を行なっています。	1,542,000
埼玉県「彩の国みどりの基金」	自動車税の1.5%相当額(1台あたりおよそ500円)および埼玉県民、企業等からの寄付を財源に、水源かん養や二酸化炭素の吸収などの公益的機能をもつ森林の整備や、県民に安らぎを与えてくれる身近な緑の保全と創出など、みどりの再生に取り組んでいます。	1,542,000

<りそな・多摩応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
あしなが育英会(学生寮「あしなが心塾」建設資金として)	「あしなが心塾」は災害・自殺・病気で親を亡くした子供の大学進学を支援するための学生寮です。遺児の心のケアを目的とした行事も行なっています。	451,000
国立ハンセン病記念公園人権の森構想対策委員会	国立療養所多磨全生園の緑と、史蹟としての建造物を保存するため、整備・補修を行なっています。	451,000

<りそな・神奈川応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会	地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を図っています。	280,000

横浜市市民活動推進基金	福祉や国際交流、環境保全などさまざまな分野で、地域や社会のために活動をしている市民活動団体への活動支援を行なっています。あらかじめ登録された NPO 法人の公益的活動への助成など、横浜市内で活動する市民活動団体の支援を行なっています。	341,000
-------------	---	---------

<りそな・中部応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
名古屋市「名古屋城本丸御殿積立基金」	昭和 20 年の空襲により消失した名古屋城本丸御殿の復元事業に活用されます。	2,840,000

<りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
井伊直弼と開国 150 年祭実行委員会	彦根藩主であり、幕府の大老として日本を開国へと導いた井伊直弼。1858 年の日米修好通商条約締結から 150 年になるのを記念して実施される「井伊直弼と開国 150 年祭」の開催支援に活用されます。	380,000
京都市「文化事業基金」	文化財保護法に基づく文化財の保護をはじめ、出土品、考古学的資料の整理、研究、収蔵、発掘調査に関する指導等や、文化財保護条例に基づく指定・登録や国・京都市等の指定文化財等の助成、伝統行事・芸能の保存や助成等に活用されます。	380,000

<りそな・大阪応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
大阪府(大阪ミュージアム構想)	大阪が持つ歴史的建造物やお祭り、景観などをひとつの美術品と見立て、それぞれのまちの魅力向上を通じて、地元振興活動に活用されます。	4,064,000

<りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
あしなが育英会(「虹の家」運営資金として)	震災遺児等への心のケアの活動等を行なっている「虹の家」の運営資金として活用されます。	287,000
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	福祉や国際交流、芸術など幅広い分野の県民ボランティア活動の支援や、児童福祉施設入所児童および交通遺児等の激励など、地域福祉の向上を図る資金として活用されます。	287,000

(注) 将来においても上記寄付先へ寄付を実施するとは限りません。

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基

づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

## (5) 課税上の取扱い

### ① 個人の受益者に対する課税

#### イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までは特例措置として、10%（所得税 7%および地方税 3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

#### ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までは特例措置として、10%（所得税 7%および地方税 3%）の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。

#### ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

### ② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 23 年 12 月 31 日までは 7%（所得税 7%）、平成 24 年 1 月 1 日から 15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注 1> 個別元本について

① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

③ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注 2> 収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱

いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 運用状況

### りそな・東京応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成21年8月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	8,299,349,440	98.46
内 日本	8,299,349,440	98.46
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	130,177,284	1.54
純資産総額	8,429,526,724	100.00

(参考) 東京応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	2,784,811,600	98.66
内 日本	2,784,811,600	98.66
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	37,960,412	1.34
純資産総額	2,822,772,012	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	188,291,577,807	97.47
内 オーストラリア	24,399,517,021	12.63
内 カナダ	23,178,356,900	12.00
内 デンマーク	4,389,187,675	2.27
内 ユーロ	47,473,856,996	24.58
内 英国	34,960,319,724	18.10
内 ノルウェー	2,187,647,063	1.13
内 スウェーデン	4,874,944,390	2.52
内 米国	46,827,748,040	24.24
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4,880,773,140	2.53
純資産総額	193,172,350,947	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	1,254,090,000	△0.65
内 日本	1,254,090,000	△0.65

(参考) 世界REITマザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	117,537,245,333	96.13
内 オーストラリア	24,547,467,369	20.08
内 カナダ	3,114,674,258	2.55
内 ユーロ	12,868,250,557	10.52
内 英国	11,430,924,121	9.35
内 香港	2,817,170,465	2.30
内 ニュージーランド	504,179,270	0.41
内 シンガポール	3,298,286,960	2.70
内 米国	58,956,292,332	48.22

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4,729,227,951	3.87
純資産総額	122,266,473,284	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	700,248,264	0.57
内 日本	700,248,264	0.57
為替予約取引(売建)	1,443,157,934	△1.18
内 日本	1,443,157,934	△1.18

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成21年8月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	4,426,456,027	0.67460 2,986,087,236	0.6784 3,002,907,768	— —	35.62%
2	東京応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	4,317,863,326	0.65220 2,816,110,461	0.6537 2,822,587,256	— —	33.48%
3	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,402,500,162	1.04660 2,514,456,669	1.0297 2,473,854,416	— —	29.35%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.46%
合計	98.46%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) 東京応援マザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	38,100	3,580 136,398,000	3,730 142,113,000	— —	5.03%
2	キヤノン 日本	株式 電気機器	39,600	3,410 135,036,000	3,570 141,372,000	— —	5.01%
3	野村ホールディングス 日本	株式 証券・商品 先物取引業	171,600	828 142,084,800	823 141,226,800	— —	5.00%
4	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	22,600	5,590 126,334,000	6,080 137,408,000	— —	4.87%
5	三菱UFJフィナンシャルG 日本	株式 銀行業	225,900	603 136,217,700	594 134,184,600	— —	4.75%
6	ブリヂストン 日本	株式 ゴム製品	77,000	1,785 137,445,000	1,701 130,977,000	— —	4.64%
7	国際石油開発帝石 日本	株式 鉱業	172	731,000 125,732,000	760,000 130,720,000	— —	4.63%
8	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本	株式 情報・通信 業	885	141,700 125,404,500	143,300 126,820,500	— —	4.49%
9	本田技研 日本	株式 輸送用機器	42,700	3,080 131,516,000	2,935 125,324,500	— —	4.44%
10	東京電力 日本	株式 電気・ガス業	51,300	2,405 123,376,500	2,425 124,402,500	— —	4.41%
11	ソニー 日本	株式 電気機器	46,500	2,705 125,782,500	2,515 116,947,500	— —	4.14%
12	テルモ 日本	株式 精密機器	20,000	4,770 95,400,000	4,900 98,000,000	— —	3.47%
13	エーザイ 日本	株式 医薬品	28,100	3,360 94,416,000	3,410 95,821,000	— —	3.39%
14	セコム 日本	株式 サービス業	22,100	4,180 92,378,000	4,200 92,820,000	— —	3.29%
15	大日本印刷 日本	株式 その他製品	66,000	1,367 90,222,000	1,359 89,694,000	— —	3.18%
16	住友不動産 日本	株式 不動産業	45,000	2,080 93,600,000	1,959 88,155,000	— —	3.12%
17	HOYA 日本	株式 精密機器	41,200	2,135 87,962,000	2,100 86,520,000	— —	3.07%
18	NTTデータ 日本	株式 情報・通信 業	266	316,000 84,056,000	317,000 84,322,000	— —	2.99%
19	アサヒビール 日本	株式 食料品	45,800	1,499 68,654,200	1,618 74,104,400	— —	2.63%
20	楽天 日本	株式 サービス業	1,240	60,000 74,400,000	56,200 69,688,000	— —	2.47%
21	大正製薬 日本	株式 医薬品	30,000	1,810 54,300,000	1,827 54,810,000	— —	1.94%
22	東武鉄道 日本	株式 陸運業	81,000	593 48,033,000	585 47,385,000	— —	1.68%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	ヒロセ電機 日本	株式 電気機器	3,800	11,520 43,776,000	11,490 43,662,000	— —	1.55%
24	日立建機 日本	株式 機械	20,400	1,781 36,332,400	1,889 38,535,600	— —	1.37%
25	ローソン 日本	株式 小売業	9,400	4,030 37,882,000	4,030 37,882,000	— —	1.34%
26	スタンレー電気 日本	株式 電気機器	17,800	1,885 33,553,000	1,876 33,392,800	— —	1.18%
27	ファミリーマート 日本	株式 小売業	9,300	3,040 28,272,000	2,880 26,784,000	— —	0.95%
28	IHI 日本	株式 機械	139,000	175 24,325,000	190 26,410,000	— —	0.94%
29	クレディセゾン 日本	株式 その他金融 業	17,200	1,310 22,532,000	1,248 21,465,600	— —	0.76%
30	丸井グループ 日本	株式 小売業	30,200	670 20,234,000	646 19,509,200	— —	0.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.66%
合計	98.66%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	4.63%
建設業	0.20%
食料品	2.71%
繊維製品	0.03%
化学	1.13%
医薬品	10.37%
ゴム製品	4.64%
非鉄金属	0.59%
機械	3.53%
電気機器	12.65%
輸送用機器	4.44%
精密機器	6.69%
その他製品	4.06%
電気・ガス業	4.41%
陸運業	6.55%
情報・通信業	7.56%
卸売業	0.32%
小売業	3.42%
銀行業	4.75%
証券・商品先物取引業	5.00%
その他金融業	0.76%
不動産業	3.94%
サービス業	6.27%



業種	投資比率
合計	98.66%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	16,196,565,000	128.94 20,884,822,705	127.85 20,708,442,112	6.250000 24/01/04	10.72%
2	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	19,875,500,000	101.66 20,205,704,045	102.34 20,341,381,720	5.750000 21/05/15	10.53%
3	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	14,072,268,000	147.93 20,817,106,052	141.63 19,930,553,168	8.000000 21/06/07	10.32%
4	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	9,932,454,000	144.50 14,352,396,030	139.63 13,868,884,169	8.125000 21/05/15	7.18%
5	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	7,635,074,000	165.16 12,610,546,323	158.21 12,079,832,329	9.000000 25/06/01	6.25%
6	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	6,389,786,000	148.47 9,487,298,661	143.53 9,171,834,927	9.000000 18/11/15	4.75%
7	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	7,017,185,000	130.85 9,182,483,347	129.65 9,097,780,353	6.250000 30/01/04	4.71%
8	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	6,167,210,000	129.17 7,966,759,797	123.23 7,600,099,571	6.250000 23/08/15	3.93%
9	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	4,635,393,000	144.52 6,699,069,964	138.71 6,429,753,630	8.750000 17/08/25	3.33%
10	BELGIUM GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	3,873,380,000	124.54 4,823,985,450	125.83 4,874,145,191	8.000000 15/03/28	2.52%
11	DANISH GOVERNMENT BOND デンマーク	国債証券 —	2,384,316,000	135.81 3,238,282,619	135.79 3,237,853,442	7.000000 24/11/10	1.68%
12	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	2,160,842,000	143.98 3,111,188,936	140.02 3,025,675,794	8.125000 21/08/15	1.57%
13	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	2,499,154,000	122.62 3,064,647,400	117.47 2,935,956,136	6.750000 14/05/05	1.52%
14	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,095,870,000	132.65 2,780,318,266	132.20 2,770,928,768	6.500000 27/07/04	1.43%
15	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	2,533,726,000	111.08 2,814,614,864	106.24 2,691,881,177	4.000000 17/06/01	1.39%
16	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	1,938,266,000	148.16 2,871,812,436	138.51 2,684,789,150	7.500000 24/11/15	1.39%
17	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	2,430,939,000	109.93 2,672,331,243	106.56 2,590,408,598	4.000000 16/09/07	1.34%
18	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	2,506,434,000	103.90 2,604,199,270	102.12 2,559,570,401	4.250000 36/03/07	1.33%
19	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	2,220,188,000	114.18 2,535,166,072	109.34 2,427,686,770	4.500000 15/06/01	1.26%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
20	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	2,206,650,000	103.31 2,279,792,936	103.86 2,291,848,757	6.000000 17/02/15	1.19%
21	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	1,736,385,000	131.23 2,278,658,036	129.24 2,244,103,974	6.000000 28/12/07	1.16%
22	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	1,923,425,000	111.63 2,147,177,030	108.36 2,084,357,970	4.250000 18/07/04	1.08%
23	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	1,901,170,000	106.41 2,023,187,149	105.05 1,997,255,132	4.500000 38/05/15	1.03%
24	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	1,845,526,000	110.57 2,040,723,158	102.92 1,899,581,457	4.375000 38/02/15	0.98%
25	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	1,737,715,000	109.66 1,905,699,909	106.39 1,848,876,629	4.000000 18/01/04	0.96%
26	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	1,592,266,000	119.91 1,909,434,168	113.88 1,813,320,289	5.000000 20/12/01	0.94%
27	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	1,296,522,000	122.70 1,590,857,662	118.41 1,535,289,492	5.000000 37/06/01	0.79%
28	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	923,666,000	155.71 1,438,240,329	150.13 1,386,792,132	8.000000 27/06/01	0.72%
29	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND ノルウェー	国債証券 —	1,185,798,000	105.99 1,256,827,731	102.56 1,216,249,293	4.500000 19/05/22	0.63%
30	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	1,101,620,000	106.68 1,175,276,008	104.45 1,150,686,155	3.500000 13/06/01	0.60%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.47%
合計	97.47%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2009年9月	売建	5,800,000	543,112,000	537,834,000	△0.28%
		ユーロ売/円買 2009年9月	売建	5,400,000	726,246,000	716,256,000	△0.37%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

## (参考) 世界REITマザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	WESTFIELD GROUP オーストラリア	投資証券 —	9,671,632	724 7,010,187,758	978 9,460,065,050	— —	7.74%
2	UNIBAIL-RODAMCO ユーロ	投資証券 —	373,235	11,848 4,422,398,227	18,318 6,837,278,902	— —	5.59%
3	SIMON PROPERTY GROUP INC 米国	投資証券 —	946,406	2,989 2,829,529,686	6,006 5,684,842,979	— —	4.65%
4	STOCKLAND オーストラリア	投資証券 —	13,812,738	225 3,120,915,374	302 4,172,068,449	— —	3.41%
5	BRITISH LAND CO PLC 英国	投資証券 —	4,464,504	527 2,353,115,545	732 3,269,362,976	— —	2.67%
6	BOSTON PROPERTIES INC 米国	投資証券 —	547,647	3,235 1,771,705,222	5,668 3,104,210,404	— —	2.54%
7	VORNADO REALTY TRUST 米国	投資証券 —	536,138	3,255 1,745,194,946	5,348 2,867,435,336	— —	2.35%
8	HOST HOTELS&RESORTS INC 米国	投資証券 —	2,790,688	388 1,084,103,567	946 2,642,433,816	— —	2.16%
9	LINK REIT 香港	投資証券 —	12,700,500	180 2,294,121,325	207 2,636,948,933	— —	2.16%
10	GPT GROUP オーストラリア	投資証券 —	49,741,362	31 1,564,336,494	48 2,413,202,177	— —	1.97%
11	PUBLIC STORAGE 米国	投資証券 —	356,300	4,925 1,755,112,223	6,627 2,361,271,503	— —	1.93%
12	HAMMERSON PLC 英国	投資証券 —	3,769,834	365 1,378,140,541	611 2,304,720,096	— —	1.88%
13	DEXUS PROPERTY GROUP オーストラリア	投資証券 —	36,986,867	50 1,859,529,602	59 2,185,137,868	— —	1.79%
14	HCP INC 米国	投資証券 —	785,967	1,541 1,211,935,283	2,707 2,127,676,018	— —	1.74%
15	LIBERTY PROPERTY TRUST 米国	投資証券 —	684,210	1,571 1,075,539,120	3,106 2,125,696,786	— —	1.74%
16	EQUITY RESIDENTIAL 米国	投資証券 —	796,315	1,584 1,262,100,825	2,578 2,053,037,036	— —	1.68%
17	LAND SECURITIES PLC 英国	投資証券 —	2,120,742	549 1,164,825,629	932 1,977,301,904	— —	1.62%
18	PROLOGIS 米国	投資証券 —	1,895,158	607 1,152,041,487	1,041 1,973,750,581	— —	1.61%
19	SEGRO 英国	投資証券 —	3,299,472	357 1,178,086,887	542 1,791,481,449	— —	1.47%
20	MACK-CALI REALTY CORP 米国	投資証券 —	575,145	1,446 831,855,271	3,030 1,743,116,798	— —	1.43%
21	CORIO NV ユーロ	投資証券 —	292,207	3,415 997,986,701	5,670 1,657,043,803	— —	1.36%
22	AMB PROPERTY CORP 米国	投資証券 —	761,717	1,166 888,716,814	2,171 1,654,427,082	— —	1.35%
23	GOODMAN GROUP オーストラリア	投資証券 —	34,361,878	31 1,085,519,448	46 1,599,846,087	— —	1.31%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
24	MACERICH CO/THE 米国	投資証券 —	463,661	695 322,674,706	2,785 1,291,717,631	— —	1.06%
25	ICADE ユーロ	投資証券 —	146,279	7,398 1,082,180,949	8,688 1,270,956,062	— —	1.04%
26	MIRVAC GROUP オーストラリア	投資証券 —	11,275,791	88 996,190,441	110 1,248,497,863	— —	1.02%
27	UDR INC 米国	投資証券 —	1,023,275	695 711,653,976	1,213 1,242,221,673	— —	1.02%
28	VENTAS INC 米国	投資証券 —	332,370	1,925 640,020,009	3,676 1,221,863,114	— —	1.00%
29	ING OFFICE FUND オーストラリア	投資証券 —	27,819,116	37 1,053,308,386	43 1,208,149,434	— —	0.99%
30	PRIMARIS RETAIL REAL ESTA カナダ	投資証券 —	956,567	734 702,161,813	1,207 1,155,097,698	— —	0.94%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	96.13%
合計	96.13%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2009年9月	売建	8,760,975	820,732,786	812,405,176	△0.66%
		米ドル買/円売 2009年9月	買建	6,791,833	633,219,642	629,806,670	0.52%
		シンガポールドル買/円売 2009年9月	買建	801,517	51,673,739	51,601,656	0.04%
		英ポンド売/円買 2009年9月	売建	1,332,858	203,647,357	201,234,884	△0.16%
		英ポンド買/円売 2009年9月	買建	124,784	18,899,047	18,839,938	0.02%
		ユーロ売/円買 2009年9月	売建	69,874	9,268,768	9,268,070	△0.01%
		オーストラリアドル売/円買 2009年9月	売建	5,371,291	420,303,517	420,249,804	△0.34%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	6,521,117,018	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	14,238,477,772	14,687,619,751	1.0108	1.0427
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	18,437,950,983	18,477,621,631	0.9296	0.9316
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	14,109,686,596	14,145,026,119	0.7985	0.8005
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	12,838,082,936	12,870,878,190	0.7829	0.7849
平成20年8月末日	12,711,410,336	—	0.7821	—
9月末日	11,112,205,139	—	0.6985	—
10月末日	8,533,386,123	—	0.5461	—
11月末日	8,031,041,061	—	0.5163	—
12月末日	8,084,590,259	—	0.5231	—
平成21年1月末日	7,281,052,923	—	0.4737	—
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	7,083,948,840	7,114,445,119	0.4646	0.4666
2月末日	7,029,940,953	—	0.4654	—
3月末日	7,098,766,518	—	0.4726	—
4月末日	7,752,102,310	—	0.5196	—
5月末日	7,942,121,429	—	0.5363	—
6月末日	8,058,261,591	—	0.5483	—
7月末日	8,219,478,121	—	0.5668	—
第6特定期間末 (平成21年8月13日)	8,506,068,311	8,534,886,228	0.5903	0.5923
8月末日	8,429,526,724	—	0.5888	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.1000
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	11.1
第2特定期間	△6.8
第3特定期間	△12.8
第4特定期間	△0.5
第5特定期間	△39.1
第6特定期間	29.6

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成21年8月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	4,514,117,182	98.53
内 日本	4,514,117,182	98.53
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	67,148,612	1.47
純資産総額	4,581,265,794	100.00

(参考) 埼玉応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,535,523,950	97.69
内 日本	1,535,523,950	97.69
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	36,376,315	2.31
純資産総額	1,571,900,265	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成21年8月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,399,366,782	0.67460 1,618,613,132	0.6784 1,627,730,424	— —	35.53%
2	埼玉応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,446,020,592	0.63830 1,561,294,943	0.6426 1,571,812,832	— —	34.31%
3	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	1,276,657,207	1.04660 1,336,149,432	1.0297 1,314,573,926	— —	28.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.53%
合計	98.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) 埼玉応援マザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	東 芝 日本	株式 電気機器	180,000	464 83,520,000	478 86,040,000	— —	5.47%
2	本田技研 日本	株式 輸送用機器	24,400	3,080 75,152,000	2,935 71,614,000	— —	4.56%
3	しまむら 日本	株式 小売業	8,400	8,290 69,636,000	8,330 69,972,000	— —	4.45%
4	テイ・エス テック 日本	株式 輸送用機器	39,100	1,843 72,061,300	1,683 65,805,300	— —	4.19%
5	武蔵野銀行 日本	株式 銀行業	19,800	3,450 68,310,000	3,300 65,340,000	— —	4.16%
6	りそなホールディングス 日本	株式 銀行業	50,400	1,319 66,477,600	1,269 63,957,600	— —	4.07%
7	大正製薬 日本	株式 医薬品	35,000	1,810 63,350,000	1,827 63,945,000	— —	4.07%
8	島 忠 日本	株式 小売業	28,700	2,075 59,552,500	2,195 62,996,500	— —	4.01%
9	東武鉄道 日本	株式 陸運業	99,000	593 58,707,000	585 57,915,000	— —	3.68%
10	ジュピターテレコム 日本	株式 情報・通信 業	656	84,400 55,366,400	81,000 53,136,000	— —	3.38%
11	ニ ト リ 日本	株式 小売業	6,650	6,570 43,690,500	7,200 47,880,000	— —	3.05%
12	曙ブレーキ 日本	株式 輸送用機器	63,800	624 39,811,200	730 46,574,000	— —	2.96%
13	サイゼリヤ 日本	株式 小売業	30,000	1,498 44,940,000	1,541 46,230,000	— —	2.94%
14	ワコム 日本	株式 電気機器	242	199,300 48,230,600	187,300 45,326,600	— —	2.88%
15	三菱マテリアル 日本	株式 非鉄金属	147,000	271 39,837,000	284 41,748,000	— —	2.66%
16	キヤノン電子 日本	株式 電気機器	23,800	1,418 33,748,400	1,596 37,984,800	— —	2.42%
17	カルソニックカンセイ 日本	株式 輸送用機器	157,000	240 37,680,000	231 36,267,000	— —	2.31%
18	ヤオコー 日本	株式 小売業	11,500	2,995 34,442,500	3,020 34,730,000	— —	2.21%
19	カッパクリエイト 日本	株式 小売業	13,650	2,175 29,688,750	2,165 29,552,250	— —	1.88%
20	キヤノンファインテック 日本	株式 機械	24,400	1,138 27,767,200	1,129 27,547,600	— —	1.75%
21	ショーワ 日本	株式 輸送用機器	43,700	606 26,482,200	596 26,045,200	— —	1.66%
22	サンケン電気 日本	株式 電気機器	72,000	361 25,992,000	337 24,264,000	— —	1.54%



	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	三国コカ・コーラ 日本	株式 食料品	30,800	772 23,777,600	785 24,178,000	— —	1.54%
24	ツ ツ ミ 日本	株式 その他製品	11,500	1,860 21,390,000	2,045 23,517,500	— —	1.50%
25	アイチ コーポレーション 日本	株式 機械	45,700	508 23,215,600	490 22,393,000	— —	1.42%
26	エンプラス 日本	株式 電気機器	12,000	1,450 17,400,000	1,793 21,516,000	— —	1.37%
27	タムロン 日本	株式 精密機器	16,200	1,331 21,562,200	1,229 19,909,800	— —	1.27%
28	ユ ニ ー 日本	株式 小売業	22,800	781 17,806,800	788 17,966,400	— —	1.14%
29	リンテック 日本	株式 その他製品	9,000	1,886 16,974,000	1,951 17,559,000	— —	1.12%
30	三井金属 日本	株式 非鉄金属	66,000	291 19,206,000	266 17,556,000	— —	1.12%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.69%
合計	97.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	1.54%
繊維製品	0.07%
化学	1.83%
医薬品	4.07%
ゴム製品	0.34%
ガラス・土石製品	0.15%
鉄鋼	0.21%
非鉄金属	4.09%
金属製品	0.32%
機械	4.78%
電気機器	15.90%
輸送用機器	16.87%
精密機器	2.70%
その他製品	2.61%
陸運業	4.34%
情報・通信業	3.38%
卸売業	0.31%
小売業	24.59%
銀行業	8.23%
不動産業	0.13%
サービス業	1.23%
合計	97.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	4,114,198,196	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	8,708,411,726	8,810,819,834	1.0109	1.0228
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	8,354,909,030	8,372,772,218	0.9354	0.9374
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	6,746,097,357	6,763,139,854	0.7917	0.7937
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	6,165,752,727	6,182,070,284	0.7557	0.7577
平成20年8月末日	6,114,524,923	—	0.7512	—
9月末日	5,422,615,493	—	0.6753	—
10月末日	4,274,965,511	—	0.5372	—
11月末日	4,056,843,988	—	0.5136	—
12月末日	4,073,958,247	—	0.5171	—
平成21年1月末日	3,716,870,007	—	0.4748	—
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	3,638,329,489	3,653,945,041	0.4660	0.4680
2月末日	3,649,497,618	—	0.4675	—
3月末日	3,693,607,284	—	0.4766	—
4月末日	4,088,799,035	—	0.5295	—
5月末日	4,181,996,791	—	0.5435	—
6月末日	4,275,033,280	—	0.5599	—
7月末日	4,438,553,363	—	0.5850	—
第6特定期間末 (平成21年8月13日)	4,612,039,283	4,627,172,824	0.6095	0.6115
8月末日	4,581,265,794	—	0.6087	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0720
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.3
第2特定期間	△6.3
第3特定期間	△14.1
第4特定期間	△3.0
第5特定期間	△36.7
第6特定期間	33.4

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成21年8月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,246,202,704	98.81
内 日本	1,246,202,704	98.81
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	14,981,574	1.19
純資産総額	1,261,184,278	100.00

(参考) 多摩応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	429,043,300	98.36
内 日本	429,043,300	98.36
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,136,037	1.64
純資産総額	436,179,337	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成21年8月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	651,594,058	0.67460 439,565,351	0.6784 442,041,408	— —	35.05%
2	多摩応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	686,945,951	0.62490 429,272,525	0.6350 436,210,678	— —	34.59%
3	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	357,337,689	1.04660 373,989,625	1.0297 367,950,618	— —	29.18%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.81%
合計	98.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) 多摩応援マザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	シチズンホールディングス 日本	株式 精密機器	38,000	534 20,292,000	559 21,242,000	— —	4.87%
2	日野自動車 日本	株式 輸送用機器	52,000	353 18,356,000	385 20,020,000	— —	4.59%
3	横河電機 日本	株式 電気機器	24,900	797 19,845,300	800 19,920,000	— —	4.57%
4	サンドラッグ 日本	株式 小売業	8,300	2,010 16,683,000	2,390 19,837,000	— —	4.55%
5	京王電鉄 日本	株式 陸運業	31,000	585 18,135,000	629 19,499,000	— —	4.47%
6	ミツミ電機 日本	株式 電気機器	8,800	2,295 20,196,000	2,160 19,008,000	— —	4.36%
7	立飛企業 日本	株式 不動産業	3,700	4,900 18,130,000	5,020 18,574,000	— —	4.26%
8	新立川航空機 日本	株式 機械	3,500	4,750 16,625,000	5,000 17,500,000	— —	4.01%
9	いなげや 日本	株式 小売業	17,000	931 15,827,000	938 15,946,000	— —	3.66%
10	東京精密 日本	株式 精密機器	11,100	1,373 15,240,300	1,328 14,740,800	— —	3.38%
11	飯田産業 日本	株式 不動産業	8,500	1,618 13,753,000	1,625 13,812,500	— —	3.17%
12	フオスター電機 日本	株式 電気機器	7,000	1,877 13,139,000	1,882 13,174,000	— —	3.02%
13	アーネストワン 日本	株式 不動産業	16,100	801 12,896,100	777 12,509,700	— —	2.87%
14	日本電子 日本	株式 電気機器	25,000	405 10,125,000	435 10,875,000	— —	2.49%
15	新川 日本	株式 機械	6,700	1,477 9,895,900	1,613 10,807,100	— —	2.48%
16	日本無線 日本	株式 電気機器	44,000	237 10,428,000	234 10,296,000	— —	2.36%
17	日本マイクロニクス 日本	株式 電気機器	5,800	1,723 9,993,400	1,660 9,628,000	— —	2.21%
18	よみうりランド 日本	株式 サービス業	28,000	305 8,540,000	311 8,708,000	— —	2.00%
19	アロカ 日本	株式 電気機器	9,700	873 8,468,100	883 8,565,100	— —	1.96%
20	松屋フーズ 日本	株式 小売業	6,400	1,290 8,256,000	1,300 8,320,000	— —	1.91%
21	タチエス 日本	株式 輸送用機器	9,200	865 7,958,000	846 7,783,200	— —	1.78%
22	富士通フロンテック 日本	株式 電気機器	8,200	948 7,773,600	912 7,478,400	— —	1.71%
23	昭和飛行機 日本	株式 輸送用機器	10,000	790 7,900,000	725 7,250,000	— —	1.66%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
24	わらべや日洋 日本	株式 食料品	5,800	1,222 7,087,600	1,175 6,815,000	— —	1.56%
25	魚力 日本	株式 小売業	4,800	1,162 5,577,600	1,213 5,822,400	— —	1.33%
26	シダックス 日本	株式 サービス業	14,200	410 5,822,000	402 5,708,400	— —	1.31%
27	ダイワ精工 日本	株式 その他製品	44,000	131 5,764,000	127 5,588,000	— —	1.28%
28	OLYMPIC 日本	株式 小売業	8,500	610 5,185,000	618 5,253,000	— —	1.20%
29	ジャムコ 日本	株式 輸送用機器	10,000	515 5,150,000	514 5,140,000	— —	1.18%
30	ナガセ 日本	株式 サービス業	2,000	2,400 4,800,000	2,505 5,010,000	— —	1.15%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.36%
合計	98.36%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	1.56%
繊維製品	0.77%
パルプ・紙	0.35%
化学	0.37%
ガラス・土石製品	0.16%
金属製品	1.71%
機械	9.21%
電気機器	25.17%
輸送用機器	9.52%
精密機器	9.03%
その他製品	1.43%
陸運業	5.16%
倉庫・運輸関連業	0.88%
情報・通信業	0.71%
卸売業	0.60%
小売業	14.59%
不動産業	11.38%
サービス業	5.77%
合計	98.36%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「リそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「リそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	3,319,368,889	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	3,300,944,086	3,382,179,290	1.0109	1.0357
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	2,735,694,986	2,741,534,274	0.9370	0.9390
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	2,066,436,823	2,071,672,015	0.7894	0.7914
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	1,796,763,741	1,801,593,514	0.7440	0.7460
平成20年8月末日	1,773,203,172	—	0.7386	—
9月末日	1,550,277,604	—	0.6608	—
10月末日	1,196,456,433	—	0.5169	—
11月末日	1,134,306,722	—	0.4902	—
12月末日	1,145,839,603	—	0.4964	—
平成21年1月末日	1,030,223,924	—	0.4527	—
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	1,009,160,009	1,013,708,000	0.4438	0.4458
2月末日	1,005,810,677	—	0.4445	—
3月末日	1,036,408,319	—	0.4628	—
4月末日	1,143,548,889	—	0.5139	—
5月末日	1,172,283,584	—	0.5284	—
6月末日	1,191,877,680	—	0.5494	—
7月末日	1,220,727,877	—	0.5713	—
第6特定期間末 (平成21年8月13日)	1,268,820,103	1,273,040,517	0.6013	0.6033
8月末日	1,261,184,278	—	0.6026	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0760
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.7
第2特定期間	△6.1
第3特定期間	△14.5
第4特定期間	△4.2
第5特定期間	△38.7
第6特定期間	38.2

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成21年8月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	863,590,244	98.73
内 日本	863,590,244	98.73
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	11,118,971	1.27
純資産総額	874,709,215	100.00

(参考) 神奈川応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	288,350,900	99.72
内 日本	288,350,900	99.72
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	808,063	0.28
純資産総額	289,158,963	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成21年8月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	453,624,034	0.67460 306,014,849	0.6784 307,738,544	— —	35.18%
2	神奈川応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	457,570,165	0.63700 291,472,195	0.6319 289,138,587	— —	33.06%
3	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券 —	259,020,213	1.04660 271,090,554	1.0297 266,713,113	— —	30.49%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.73%
合計	98.73%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



## (参考) 神奈川応援マザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	富士通 日本	株式 電気機器	24,000	628 15,072,000	626 15,024,000	— —	5.20%
2	日産自動車 日本	株式 輸送用機器	22,500	723 16,267,500	650 14,625,000	— —	5.06%
3	日揮 日本	株式 建設業	8,000	1,725 13,800,000	1,727 13,816,000	— —	4.78%
4	アマダ 日本	株式 機械	21,000	660 13,860,000	653 13,713,000	— —	4.74%
5	横浜銀行 日本	株式 銀行業	26,000	525 13,650,000	525 13,650,000	— —	4.72%
6	千代田化工建 日本	株式 建設業	17,000	817 13,889,000	752 12,784,000	— —	4.42%
7	相模鉄道 日本	株式 陸運業	31,000	398 12,338,000	401 12,431,000	— —	4.30%
8	日本発条 日本	株式 金属製品	17,000	716 12,172,000	686 11,662,000	— —	4.03%
9	富士電機HLDGS 日本	株式 電気機器	53,000	175 9,275,000	178 9,434,000	— —	3.26%
10	東芝プラントシステム 日本	株式 建設業	7,000	1,231 8,617,000	1,263 8,841,000	— —	3.06%
11	日産車体 日本	株式 輸送用機器	11,000	816 8,976,000	766 8,426,000	— —	2.91%
12	アルバック 日本	株式 電気機器	3,100	2,820 8,742,000	2,680 8,308,000	— —	2.87%
13	東京応化工業 日本	株式 化学	3,300	2,265 7,474,500	2,200 7,260,000	— —	2.51%
14	東邦チタニウム 日本	株式 非鉄金属	4,400	1,575 6,930,000	1,510 6,644,000	— —	2.30%
15	ニフコ 日本	株式 化学	3,900	1,728 6,739,200	1,658 6,466,200	— —	2.24%
16	ファンケル 日本	株式 化学	4,700	1,146 5,386,200	1,312 6,166,400	— —	2.13%
17	サカタのタネ 日本	株式 水産・農林業	3,600	1,399 5,036,400	1,422 5,119,200	— —	1.77%
18	コーエーテクモHD 日本	株式 情報・通信業	6,400	769 4,921,600	778 4,979,200	— —	1.72%
19	アマノ 日本	株式 機械	5,800	834 4,837,200	840 4,872,000	— —	1.68%
20	関東自動車 日本	株式 輸送用機器	5,000	872 4,360,000	955 4,775,000	— —	1.65%
21	富士ソフト 日本	株式 情報・通信業	2,600	1,840 4,784,000	1,761 4,578,600	— —	1.58%
22	岡村製作所 日本	株式 その他製品	8,000	554 4,432,000	529 4,232,000	— —	1.46%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	コココーラセントラルジャパン 日本	株式 食料品	3,200	1,275 4,080,000	1,280 4,096,000	— —	1.42%
24	JVCケンウッドHD 日本	株式 電気機器	78,100	55 4,295,500	52 4,061,200	— —	1.40%
25	クリエイトSDH 日本	株式 小売業	1,600	2,285 3,656,000	2,340 3,744,000	— —	1.29%
26	ユニプレス 日本	株式 輸送用機器	2,900	1,178 3,416,200	1,251 3,627,900	— —	1.25%
27	アンリツ 日本	株式 電気機器	9,000	380 3,420,000	360 3,240,000	— —	1.12%
28	コロワイド 日本	株式 小売業	4,500	619 2,785,500	660 2,970,000	— —	1.03%
29	新興プランテック 日本	株式 建設業	3,300	843 2,781,900	898 2,963,400	— —	1.02%
30	日本農産工業 日本	株式 食料品	9,000	328 2,952,000	319 2,871,000	— —	0.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	99.72%
合計	99.72%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	1.77%
建設業	13.28%
食料品	3.17%
繊維製品	0.68%
化学	6.88%
石油・石炭製品	0.39%
ガラス・土石製品	1.16%
非鉄金属	2.30%
金属製品	4.52%
機械	8.28%
電気機器	18.47%
輸送用機器	12.74%
その他製品	1.46%
陸運業	6.36%
倉庫・運輸関連業	1.30%
情報・通信業	5.88%
卸売業	2.50%
小売業	3.86%
銀行業	4.72%
合計	99.72%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	2,156,421,034	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	2,266,666,805	2,315,779,504	1.0104	1.0323
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	1,808,360,623	1,812,264,347	0.9265	0.9285
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	1,404,192,220	1,407,774,314	0.7840	0.7860
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	1,235,515,256	1,238,785,284	0.7557	0.7577
平成20年8月末日	1,224,844,699	—	0.7535	—
9月末日	1,080,812,162	—	0.6726	—
10月末日	840,390,975	—	0.5295	—
11月末日	789,857,384	—	0.4991	—
12月末日	789,531,983	—	0.5001	—
平成21年1月末日	732,037,138	—	0.4634	—
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	720,113,323	723,270,915	0.4561	0.4581
2月末日	719,519,700	—	0.4572	—
3月末日	730,440,803	—	0.4707	—
4月末日	811,608,090	—	0.5264	—
5月末日	842,542,481	—	0.5470	—
6月末日	846,182,932	—	0.5621	—
7月末日	860,932,902	—	0.5816	—
第6特定期間末 (平成21年8月13日)	890,173,223	893,103,254	0.6076	0.6096
8月末日	874,709,215	—	0.6036	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0700
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.0
第2特定期間	△7.1
第3特定期間	△14.1
第4特定期間	△2.1
第5特定期間	△38.1
第6特定期間	35.8

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

**りそな・中部応援・資産分散ファンド**

(1) 投資状況 (平成21年8月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	3,715,319,550	98.24
内 日本	3,715,319,550	98.24
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	66,386,787	1.76
純資産総額	3,781,706,337	100.00

(参考) 中部応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,224,562,300	95.62
内 日本	1,224,562,300	95.62
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	56,076,231	4.38
純資産総額	1,280,638,531	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成21年8月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	1,973,267,337	0.67459 1,331,166,145	0.6784 1,338,664,561	— —	35.40%
2	中部応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	1,877,522,761	0.68790 1,291,547,907	0.6821 1,280,658,275	— —	33.86%
3	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	1,064,384,495	1.04660 1,113,984,812	1.0297 1,095,996,714	— —	28.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.24%
合計	98.24%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) 中部応援マザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	東海旅客鉄道 日本	株式 陸運業	95	592,000 56,240,000	629,000 59,755,000	— —	4.67%
2	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	14,800	4,090 60,532,000	3,990 59,052,000	— —	4.61%
3	ファナック 日本	株式 電気機器	7,700	7,560 58,212,000	7,590 58,443,000	— —	4.56%
4	スズキ 日本	株式 輸送用機器	26,300	2,305 60,621,500	2,220 58,386,000	— —	4.56%
5	デンソー 日本	株式 輸送用機器	20,800	2,875 59,800,000	2,705 56,264,000	— —	4.39%
6	豊田自動織機 日本	株式 輸送用機器	21,800	2,580 56,244,000	2,510 54,718,000	— —	4.27%
7	中部電力 日本	株式 電気・ガス業	24,700	2,205 54,463,500	2,165 53,475,500	— —	4.18%
8	日本碍子 日本	株式 ガラス・土石 製品	22,000	2,225 48,950,000	2,170 47,740,000	— —	3.73%
9	アイシン精機 日本	株式 輸送用機器	19,700	2,480 48,856,000	2,330 45,901,000	— —	3.58%
10	静岡銀行 日本	株式 銀行業	47,000	953 44,791,000	971 45,637,000	— —	3.56%
11	豊田通商 日本	株式 卸売業	23,600	1,514 35,730,400	1,511 35,659,600	— —	2.78%
12	イビデン 日本	株式 電気機器	10,100	3,140 31,714,000	3,310 33,431,000	— —	2.61%
13	ジェイテクト 日本	株式 機械	21,500	1,118 24,037,000	1,200 25,800,000	— —	2.01%
14	マキタ 日本	株式 機械	9,400	2,700 25,380,000	2,630 24,722,000	— —	1.93%
15	豊田合成 日本	株式 輸送用機器	8,700	2,890 25,143,000	2,690 23,403,000	— —	1.83%
16	ヤマハ発動機 日本	株式 輸送用機器	19,100	1,103 21,067,300	1,097 20,952,700	— —	1.64%
17	トヨタ紡織 日本	株式 輸送用機器	12,600	1,795 22,617,000	1,643 20,701,800	— —	1.62%
18	八十二銀行 日本	株式 銀行業	36,000	548 19,728,000	534 19,224,000	— —	1.50%
19	スズケン 日本	株式 卸売業	6,200	2,955 18,321,000	3,070 19,034,000	— —	1.49%
20	名古屋鉄道 日本	株式 陸運業	59,000	312 18,408,000	319 18,821,000	— —	1.47%
21	セイコーエプソン 日本	株式 電気機器	13,400	1,438 19,269,200	1,377 18,451,800	— —	1.44%
22	日本特殊陶業 日本	株式 ガラス・土石 製品	15,000	1,134 17,010,000	1,171 17,565,000	— —	1.37%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	ブラザー工業 日本	株式 電気機器	18,600	931 17,316,600	934 17,372,400	— —	1.36%
24	リンナイ 日本	株式 金属製品	3,600	4,280 15,408,000	4,620 16,632,000	— —	1.30%
25	スルガ銀行 日本	株式 銀行業	18,000	926 16,668,000	912 16,416,000	— —	1.28%
26	東邦瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	37,000	394 14,578,000	432 15,984,000	— —	1.25%
27	新光電気工業 日本	株式 電気機器	9,100	1,693 15,406,300	1,736 15,797,600	— —	1.23%
28	ヤマハ 日本	株式 その他製品	13,200	1,257 16,592,400	1,195 15,774,000	— —	1.23%
29	トヨタ車体 日本	株式 輸送用機器	7,800	1,963 15,311,400	1,830 14,274,000	— —	1.11%
30	ユー・エス・エス 日本	株式 サービス業	2,180	5,730 12,491,400	5,860 12,774,800	— —	1.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.62%
合計	95.62%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.38%
食料品	0.90%
パルプ・紙	0.55%
化学	0.35%
医薬品	0.69%
ゴム製品	0.62%
ガラス・土石製品	5.10%
鉄鋼	1.25%
金属製品	1.30%
機械	6.16%
電気機器	13.54%
輸送用機器	30.07%
その他製品	1.23%
電気・ガス業	5.42%
陸運業	7.04%
卸売業	4.97%
小売業	3.22%
銀行業	10.95%
その他金融業	0.42%
サービス業	1.47%
合計	95.62%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。



### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
設定時 (平成18年9月27日)	2,276,149,882	—	1.0000	—
第1 特定期間末 (平成19年2月13日)	6,378,218,910	6,592,301,944	1.0102	1.0441
第2 特定期間末 (平成19年8月13日)	8,646,975,093	8,665,126,575	0.9508	0.9527
第3 特定期間末 (平成20年2月13日)	6,674,753,031	6,691,013,992	0.8210	0.8230
第4 特定期間末 (平成20年8月13日)	5,675,753,854	5,690,566,633	0.7663	0.7683
平成20年8月末日	5,483,209,029	—	0.7610	—
9月末日	4,792,498,008	—	0.6824	—
10月末日	3,671,878,383	—	0.5366	—
11月末日	3,454,636,486	—	0.5064	—
12月末日	3,435,275,779	—	0.5070	—
平成21年1月末日	3,151,432,576	—	0.4665	—
第5 特定期間末 (平成21年2月13日)	3,132,758,813	3,146,243,279	0.4646	0.4666
2月末日	3,173,422,384	—	0.4730	—
3月末日	3,228,017,773	—	0.4848	—
4月末日	3,559,843,533	—	0.5388	—
5月末日	3,587,814,213	—	0.5460	—
6月末日	3,626,272,082	—	0.5592	—
7月末日	3,713,107,077	—	0.5813	—
第6 特定期間末 (平成21年8月13日)	3,839,954,795	3,852,638,532	0.6055	0.6075
8月末日	3,781,706,337	—	0.6016	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1 特定期間	0.1000
第2 特定期間	0.0120
第3 特定期間	0.0120
第4 特定期間	0.0120
第5 特定期間	0.0120
第6 特定期間	0.0120

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1 特定期間	11.0
第2 特定期間	△4.7
第3 特定期間	△12.4
第4 特定期間	△5.2
第5 特定期間	△37.8
第6 特定期間	32.9

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成21年8月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,085,861,715	98.20
内 日本	1,085,861,715	98.20
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	19,909,149	1.80
純資産総額	1,105,770,864	100.00

(参考) 京都滋賀応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	355,339,500	98.11
内 日本	355,339,500	98.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	6,852,873	1.89
純資産総額	362,192,373	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成21年8月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	581,134,167	0.67460 392,033,109	0.6784 394,241,418	— —	35.65%
2	京都滋賀応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	450,226,400	0.81170 365,448,768	0.8045 362,207,138	— —	32.76%
3	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券 —	319,911,780	1.04660 334,819,668	1.0297 329,413,159	— —	29.79%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.20%
合計	98.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) 京都滋賀応援マザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	村田製作所 日本	株式 電気機器	4,300	4,570 19,651,000	4,400 18,920,000	— —	5.22%
2	日本電産 日本	株式 電気機器	2,800	6,900 19,320,000	6,690 18,732,000	— —	5.17%
3	オムロン 日本	株式 電気機器	11,800	1,491 17,593,800	1,587 18,726,600	— —	5.17%
4	日本写真印刷 日本	株式 その他製品	3,800	5,020 19,076,000	4,910 18,658,000	— —	5.15%
5	京セラ 日本	株式 電気機器	2,400	7,780 18,672,000	7,750 18,600,000	— —	5.14%
6	滋賀銀行 日本	株式 銀行業	30,000	600 18,000,000	596 17,880,000	— —	4.94%
7	京都銀行 日本	株式 銀行業	19,000	883 16,777,000	904 17,176,000	— —	4.74%
8	ワコールホールディングス 日本	株式 繊維製品	14,000	1,197 16,768,585	1,175 16,450,000	— —	4.54%
9	日本電気硝子 日本	株式 ガラス・土石 製品	17,000	1,064 18,088,000	966 16,422,000	— —	4.53%
10	ローム 日本	株式 電気機器	2,600	6,720 17,472,000	6,270 16,302,000	— —	4.50%
11	島津製作所 日本	株式 精密機器	24,000	701 16,824,000	675 16,200,000	— —	4.47%
12	任天堂 日本	株式 その他製品	600	25,370 15,222,000	25,160 15,096,000	— —	4.17%
13	宝ホールディングス 日本	株式 食料品	22,000	641 14,102,000	658 14,476,000	— —	4.00%
14	ジーエス・ユアサ コーポ 日本	株式 電気機器	16,000	907 14,512,000	811 12,976,000	— —	3.58%
15	ニチコン 日本	株式 電気機器	7,900	1,363 10,767,700	1,295 10,230,500	— —	2.82%
16	堀場製作所 日本	株式 電気機器	4,300	2,075 8,922,500	2,110 9,073,000	— —	2.51%
17	グンゼ 日本	株式 繊維製品	21,000	430 9,030,000	423 8,883,000	— —	2.45%
18	日本新薬 日本	株式 医薬品	7,000	1,262 8,834,000	1,202 8,414,000	— —	2.32%
19	大日本スクリーン 日本	株式 電気機器	26,000	331 8,606,000	321 8,346,000	— —	2.30%
20	平和堂 日本	株式 小売業	5,900	1,312 7,740,800	1,365 8,053,500	— —	2.22%
21	三洋化成 日本	株式 化学	12,000	555 6,660,000	580 6,960,000	— —	1.92%
22	王将フードサービス 日本	株式 小売業	2,300	2,770 6,371,000	2,800 6,440,000	— —	1.78%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	第一精工 日本	株式 電気機器	1,500	3,330 4,995,000	4,190 6,285,000	— —	1.74%
24	日新電機 日本	株式 電気機器	11,000	491 5,401,000	517 5,687,000	— —	1.57%
25	フジテック 日本	株式 機械	9,000	511 4,599,000	539 4,851,000	— —	1.34%
26	ユーシン精機 日本	株式 機械	1,800	1,656 2,980,800	1,558 2,804,400	— —	0.77%
27	オブテックス 日本	株式 電気機器	1,700	991 1,684,700	1,110 1,887,000	— —	0.52%
28	中央倉庫 日本	株式 倉庫・運輸 関連業	2,000	859 1,718,000	855 1,710,000	— —	0.47%
29	TOWA 日本	株式 機械	2,500	585 1,462,500	665 1,662,500	— —	0.46%
30	フェイス 日本	株式 情報・通信 業	121	10,720 1,297,120	13,000 1,573,000	— —	0.43%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.11%
合計	98.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	0.18%
食料品	4.00%
繊維製品	7.80%
化学	2.75%
医薬品	2.32%
ガラス・土石製品	4.53%
鉄鋼	0.09%
金属製品	0.81%
機械	3.29%
電気機器	41.18%
輸送用機器	0.33%
精密機器	4.88%
その他製品	9.46%
倉庫・運輸関連業	0.47%
情報・通信業	0.60%
卸売業	0.38%
小売業	4.10%
銀行業	10.04%
サービス業	0.89%
合計	98.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	1,732,622,055	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	2,360,776,220	2,411,921,430	1.0107	1.0326
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	1,973,430,580	1,977,620,285	0.9420	0.9440
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	1,607,164,736	1,611,157,157	0.8051	0.8071
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	1,513,836,573	1,517,619,750	0.8003	0.8023
平成20年8月末日	1,491,939,939	—	0.7962	—
9月末日	1,311,226,302	—	0.7061	—
10月末日	1,033,564,343	—	0.5570	—
11月末日	994,624,079	—	0.5359	—
12月末日	994,456,336	—	0.5367	—
平成21年1月末日	919,471,453	—	0.4973	—
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	904,709,459	908,405,021	0.4896	0.4916
2月末日	911,464,429	—	0.4949	—
3月末日	933,190,893	—	0.5075	—
4月末日	1,028,944,538	—	0.5619	—
5月末日	1,040,969,088	—	0.5803	—
6月末日	1,066,772,877	—	0.6045	—
7月末日	1,084,945,192	—	0.6261	—
第6特定期間末 (平成21年8月13日)	1,115,939,972	1,119,377,796	0.6492	0.6512
8月末日	1,105,770,864	—	0.6450	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0760
第2特定期間	0.0220
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.7
第2特定期間	△4.6
第3特定期間	△13.3
第4特定期間	0.9
第5特定期間	△37.3
第6特定期間	35.0

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成21年8月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	5,298,967,906	98.57
内 日本	5,298,967,906	98.57
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	76,873,019	1.43
純資産総額	5,375,840,925	100.00

(参考) 大阪応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,769,833,000	99.21
内 日本	1,769,833,000	99.21
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	14,128,697	0.79
純資産総額	1,783,961,697	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成21年8月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,741,408,104	0.67460 1,849,353,908	0.6784 1,859,771,257	— —	34.59%
2	大阪応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,593,332,866	0.68780 1,783,694,345	0.6879 1,783,953,678	— —	33.18%
3	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券 —	1,607,500,215	1.04660 1,682,409,725	1.0297 1,655,242,971	— —	30.79%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.57%
合計	98.57%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) 大阪応援マザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	パナソニック 日本	株式 電気機器	61,400	1,464 89,889,600	1,490 91,486,000	— —	5.13%
2	関西電力 日本	株式 電気・ガス業	40,300	2,090 84,227,000	2,140 86,242,000	— —	4.83%
3	武田薬品 日本	株式 医薬品	22,100	3,850 85,085,000	3,750 82,875,000	— —	4.65%
4	りそなホールディングス 日本	株式 銀行業	59,700	1,319 78,744,300	1,269 75,759,300	— —	4.25%
5	シャープ 日本	株式 電気機器	63,000	1,083 68,229,000	1,075 67,725,000	— —	3.80%
6	住友金属工業 日本	株式 鉄鋼	273,000	254 69,342,000	233 63,609,000	— —	3.57%
7	キーエンス 日本	株式 電気機器	3,100	17,610 54,591,000	19,660 60,946,000	— —	3.42%
8	伊藤忠 日本	株式 卸売業	90,000	678 61,020,000	660 59,400,000	— —	3.33%
9	クボタ 日本	株式 機械	73,000	783 57,159,000	769 56,137,000	— —	3.15%
10	ダイキン工業 日本	株式 機械	16,600	3,500 58,100,000	3,280 54,448,000	— —	3.05%
11	住友電工 日本	株式 非鉄金属	45,200	1,240 56,048,000	1,202 54,330,400	— —	3.05%
12	住友信託 日本	株式 銀行業	95,000	536 50,920,000	569 54,055,000	— —	3.03%
13	パナソニック電工 日本	株式 電気機器	42,000	1,081 45,402,000	1,115 46,830,000	— —	2.63%
14	塩野義製薬 日本	株式 医薬品	20,000	2,175 43,500,000	2,280 45,600,000	— —	2.56%
15	商船三井 日本	株式 海運業	68,000	593 40,324,000	595 40,460,000	— —	2.27%
16	大阪瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	122,000	316 38,552,000	322 39,284,000	— —	2.20%
17	近畿鉄道 日本	株式 陸運業	97,000	416 40,352,000	403 39,091,000	— —	2.19%
18	田辺三菱製薬 日本	株式 医薬品	31,000	1,151 35,681,000	1,221 37,851,000	— —	2.12%
19	西日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	113	310,000 35,030,000	322,000 36,386,000	— —	2.04%
20	旭化成 日本	株式 化学	79,000	481 37,999,000	448 35,392,000	— —	1.98%
21	大和ハウス 日本	株式 建設業	34,000	1,040 35,360,000	1,037 35,258,000	— —	1.98%
22	積水ハウス 日本	株式 建設業	38,000	902 34,276,000	894 33,972,000	— —	1.90%
23	阪急阪神HLDGS 日本	株式 陸運業	72,000	441 31,752,000	446 32,112,000	— —	1.80%



	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
24	小野薬品 日本	株式 医薬品	6,800	4,410 29,988,000	4,570 31,076,000	— —	1.74%
25	日東電工 日本	株式 化学	9,800	2,990 29,302,000	2,820 27,636,000	— —	1.55%
26	大日本住友製薬 日本	株式 医薬品	22,600	921 20,814,600	1,051 23,752,600	— —	1.33%
27	ダイハツ 日本	株式 輸送用機器	24,000	1,001 24,024,000	955 22,920,000	— —	1.28%
28	日清食品HD 日本	株式 食料品	7,200	3,080 22,176,000	3,070 22,104,000	— —	1.24%
29	ジェイテクト 日本	株式 機械	18,300	1,118 20,459,400	1,200 21,960,000	— —	1.23%
30	シマノ 日本	株式 輸送用機器	5,400	4,030 21,762,000	3,970 21,438,000	— —	1.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	99.21%
合計	99.21%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	5.84%
食料品	3.39%
繊維製品	1.35%
パルプ・紙	0.49%
化学	8.67%
医薬品	13.66%
鉄鋼	4.39%
非鉄金属	3.05%
機械	8.06%
電気機器	14.97%
輸送用機器	2.49%
精密機器	0.33%
その他製品	0.25%
電気・ガス業	7.04%
陸運業	7.44%
海運業	2.27%
情報・通信業	0.39%
卸売業	3.77%
小売業	1.41%
銀行業	8.17%
保険業	0.59%
その他金融業	0.38%
不動産業	0.05%
サービス業	0.79%
合計	99.21%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	7,502,409,332	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	11,389,760,687	11,749,521,764	1.0102	1.0421
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	11,390,960,365	11,415,462,631	0.9298	0.9318
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	9,085,464,225	9,107,876,553	0.8107	0.8127
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	8,124,881,994	8,145,727,048	0.7796	0.7816
平成20年8月末日	8,041,916,473	—	0.7796	—
9月末日	7,003,118,614	—	0.6958	—
10月末日	5,450,726,561	—	0.5488	—
11月末日	5,216,733,778	—	0.5277	—
12月末日	5,244,592,592	—	0.5338	—
平成21年1月末日	4,788,069,269	—	0.4901	—
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	4,670,177,496	4,689,604,545	0.4808	0.4828
2月末日	4,675,838,632	—	0.4834	—
3月末日	4,703,625,397	—	0.4909	—
4月末日	5,125,917,499	—	0.5394	—
5月末日	5,243,382,996	—	0.5557	—
6月末日	5,238,148,009	—	0.5649	—
7月末日	5,301,119,099	—	0.5807	—
第6特定期間末 (平成21年8月13日)	5,440,571,799	5,458,592,589	0.6038	0.6058
8月末日	5,375,840,925	—	0.6016	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0940
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	10.4
第2特定期間	△6.8
第3特定期間	△11.5
第4特定期間	△2.4
第5特定期間	△36.8
第6特定期間	28.1

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成21年8月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	775,113,276	98.28
内 日本	775,113,276	98.28
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	13,547,828	1.72
純資産総額	788,661,104	100.00

(参考) 兵庫応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	257,894,800	97.30
内 日本	257,894,800	97.30
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,142,884	2.70
純資産総額	265,037,684	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ

(2) 投資資産(平成21年8月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	396,995,470	0.67459 267,813,144	0.6784 269,321,726	— —	34.15%
2	兵庫応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	357,575,906	0.74320 265,750,413	0.7412 265,035,261	— —	33.61%
3	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	233,812,071	1.04660 244,707,713	1.0297 240,756,289	— —	30.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.28%
合計	98.28%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) 兵庫応援マザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	シスメックス 日本	株式 電気機器	3,500	3,900 13,650,000	4,210 14,735,000	— —	5.56%
2	住友ゴム 日本	株式 ゴム製品	16,100	898 14,457,800	893 14,377,300	— —	5.42%
3	関西ペイント 日本	株式 化学	18,000	759 13,662,000	758 13,644,000	— —	5.15%
4	アシックス 日本	株式 その他製品	14,000	883 12,362,000	915 12,810,000	— —	4.83%
5	グローリー 日本	株式 機械	5,900	1,998 11,788,200	2,080 12,272,000	— —	4.63%
6	大和工業 日本	株式 鉄鋼	4,400	3,000 13,200,000	2,780 12,232,000	— —	4.62%
7	神戸製鋼所 日本	株式 鉄鋼	69,000	182 12,558,000	172 11,868,000	— —	4.48%
8	上組 日本	株式 倉庫・運輸 関連業	15,000	799 11,985,000	787 11,805,000	— —	4.45%
9	川崎重工業 日本	株式 輸送用機器	46,000	263 12,098,000	247 11,362,000	— —	4.29%
10	川崎汽船 日本	株式 海運業	27,000	393 10,611,000	409 11,043,000	— —	4.17%
11	大阪チタニウム 日本	株式 非鉄金属	2,900	3,310 9,599,000	3,150 9,135,000	— —	3.45%
12	伊藤ハム 日本	株式 食料品	18,000	342 6,156,000	326 5,868,000	— —	2.21%
13	日本毛織 日本	株式 繊維製品	7,000	695 4,865,000	718 5,026,000	— —	1.90%
14	山陽特殊鋼 日本	株式 鉄鋼	13,000	414 5,382,000	378 4,914,000	— —	1.85%
15	西松屋チェーン 日本	株式 小売業	5,200	955 4,966,000	931 4,841,200	— —	1.83%
16	加藤産業 日本	株式 卸売業	2,900	1,519 4,405,100	1,571 4,555,900	— —	1.72%
17	アサヒHD 日本	株式 非鉄金属	2,700	1,739 4,695,300	1,600 4,320,000	— —	1.63%
18	みなと銀行 日本	株式 銀行業	31,000	134 4,154,000	134 4,154,000	— —	1.57%
19	ノエビア 日本	株式 化学	3,300	1,000 3,300,000	1,077 3,554,100	— —	1.34%
20	新明和工業 日本	株式 輸送用機器	9,000	387 3,483,000	385 3,465,000	— —	1.31%
21	ユニチカ 日本	株式 繊維製品	38,000	89 3,382,000	90 3,420,000	— —	1.29%
22	フジッコ 日本	株式 食料品	3,000	1,097 3,291,000	1,085 3,255,000	— —	1.23%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	トリドール 日本	株式 小売業	15	201,500 3,022,500	197,300 2,959,500	— —	1.12%
24	マックスバリュ西日本 日本	株式 小売業	2,100	1,360 2,856,000	1,375 2,887,500	— —	1.09%
25	山陽電鉄 日本	株式 陸運業	9,000	306 2,754,000	312 2,808,000	— —	1.06%
26	ハイレックスコーポレーション 日本	株式 輸送用機器	3,100	880 2,728,000	884 2,740,400	— —	1.03%
27	SRIスポーツ 日本	株式 その他製品	26	81,000 2,106,000	93,400 2,428,400	— —	0.92%
28	バンドー化学 日本	株式 ゴム製品	8,000	293 2,344,000	301 2,408,000	— —	0.91%
29	住友精化 日本	株式 化学	6,000	398 2,388,000	401 2,406,000	— —	0.91%
30	三ツ星ベルト 日本	株式 ゴム製品	6,000	400 2,400,000	400 2,400,000	— —	0.91%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.30%
合計	97.30%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	5.52%
繊維製品	3.19%
化学	9.90%
医薬品	1.18%
ゴム製品	7.24%
ガラス・土石製品	1.64%
鉄鋼	11.95%
非鉄金属	5.08%
金属製品	0.75%
機械	7.28%
電気機器	7.74%
輸送用機器	7.09%
その他製品	5.75%
陸運業	1.77%
海運業	4.76%
倉庫・運輸関連業	4.45%
卸売業	3.43%
小売業	6.18%
銀行業	1.57%
サービス業	0.83%
合計	97.30%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	1,441,754,810	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	1,637,357,492	1,698,754,242	1.0104	1.0483
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	1,834,103,496	1,837,985,246	0.9450	0.9470
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	1,319,453,059	1,322,826,018	0.7824	0.7844
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	1,139,632,413	1,142,633,670	0.7594	0.7614
平成20年8月末日	1,121,025,948	—	0.7587	—
9月末日	993,047,016	—	0.6860	—
10月末日	767,599,283	—	0.5394	—
11月末日	739,367,672	—	0.5207	—
12月末日	739,439,468	—	0.5246	—
平成21年1月末日	671,501,887	—	0.4795	—
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	660,056,039	662,850,801	0.4724	0.4744
2月末日	654,695,516	—	0.4742	—
3月末日	666,049,310	—	0.4883	—
4月末日	723,049,389	—	0.5340	—
5月末日	737,614,904	—	0.5519	—
6月末日	755,035,671	—	0.5717	—
7月末日	768,745,181	—	0.5863	—
第6特定期間末 (平成21年8月13日)	803,034,845	805,649,784	0.6142	0.6162
8月末日	788,661,104	—	0.6113	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0950
第2特定期間	0.0260
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	10.5
第2特定期間	△3.9
第3特定期間	△15.9
第4特定期間	△1.4
第5特定期間	△36.2
第6特定期間	32.6

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。



## 6 手続等の概要

### (1) 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

### (2) 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

#### ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

## 7 管理及び運営の概要

### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として、当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
  1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
  2. 価格情報会社の提供する価額
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として、当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00、半休日は9:00~12:00)

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

平成 18 年 9 月 27 日から平成 28 年 10 月 13 日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 計算期間

毎月 14 日から翌月 13 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、平成 18 年 9 月 27 日から平成 18 年 10 月 13 日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させま

す。

## ② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。

## ③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## ④ 運用報告書

委託会社は、毎年 2 月および 8 月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

## ⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## ⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## (6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

### ① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分

に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

## ② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

## 第2 財務ハイライト情報

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

### りそな・東京応援・資産分散ファンド

#### 1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	99,766,293	108,099,828
親投資信託受益証券	6,969,455,584	8,366,572,969
未収入金	80,000,000	80,000,000
流動資産合計	7,149,221,877	8,554,672,797
資産合計	7,149,221,877	8,554,672,797
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	30,496,279	28,817,917
未払解約金	26,229,051	10,459,522
未払受託者報酬	327,188	361,082
未払委託者報酬	7,852,751	8,666,184
その他未払費用	367,768	299,781
流動負債合計	65,273,037	48,604,486
負債合計	65,273,037	48,604,486
純資産の部		
元本等		
元本	15,248,139,779	14,409,426,997
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△8,164,190,939	△5,903,358,686
(分配準備積立金)	85,737,643	56,183,882
元本等合計	7,083,948,840	8,506,068,311
純資産合計	7,083,948,840	8,506,068,311
負債純資産合計	7,149,221,877	8,554,672,797

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	239,473	55,684
有価証券売買等損益	△4,777,420,447	2,087,117,385
営業収益合計	△4,777,180,974	2,087,173,069
営業費用		
受託者報酬	2,452,311	1,999,099
委託者報酬	58,856,372	47,979,377
その他費用	367,773	299,781
営業費用合計	61,676,456	50,278,257
営業利益又は営業損失 (△)	△4,838,857,430	2,036,894,812
経常利益又は経常損失 (△)	△4,838,857,430	2,036,894,812
当期純利益又は当期純損失 (△)	△4,838,857,430	2,036,894,812
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	△24,882,724	11,751,542
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△3,559,561,675	△8,164,190,939
剰余金増加額又は欠損金減少額	421,673,781	451,226,186
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	421,673,781	451,226,186
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,119,362	38,053,955
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	25,119,362	38,053,955
分配金	187,208,977	177,483,248
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△8,164,190,939	△5,903,358,686

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券  同左

1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成21年2月13日現在 金 額 (円)	平成21年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	45,723,474	36,420,075
親投資信託受益証券	3,585,924,391	4,577,102,806
未収入金	30,000,000	20,000,000
流動資産合計	3,661,647,865	4,633,522,881
資産合計	3,661,647,865	4,633,522,881
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,615,552	15,133,541
未払解約金	3,346,982	1,323,805
未払受託者報酬	166,931	194,714
未払委託者報酬	4,006,575	4,673,249
その他未払費用	182,336	158,289
流動負債合計	23,318,376	21,483,598
負債合計	23,318,376	21,483,598
純資産の部		
元本等		
元本	7,807,776,126	7,566,888,065
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△4,169,446,637	△2,954,848,782
(分配準備積立金)	61,158,932	43,688,115
元本等合計	3,638,329,489	4,612,039,283
純資産合計	3,638,329,489	4,612,039,283
負債純資産合計	3,661,647,865	4,633,522,881



## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	123,408	26,760
有価証券売買等損益	△2,189,199,051	1,221,178,415
営業収益合計	△2,189,075,643	1,221,205,175
営業費用		
受託者報酬	1,216,199	1,055,789
委託者報酬	29,189,835	25,339,974
その他費用	182,336	158,300
営業費用合計	30,588,370	26,554,063
営業利益又は営業損失 (△)	△2,219,664,013	1,194,651,112
経常利益又は経常損失 (△)	△2,219,664,013	1,194,651,112
当期純利益又は当期純損失 (△)	△2,219,664,013	1,194,651,112
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△8,364,137	3,674,637
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△1,993,025,857	△4,169,446,637
剰余金増加額又は欠損金減少額	141,055,559	130,501,190
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	141,055,559	130,501,190
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,145,447	14,711,746
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,145,447	14,711,746
分配金	95,031,016	92,168,064
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△4,169,446,637	△2,954,848,782

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

## 1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成21年2月13日現在 金 額 (円)	平成21年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,877,950	22,576,874
親投資信託受益証券	993,040,618	1,247,778,380
未収入金	10,000,000	10,000,000
流動資産合計	1,014,918,568	1,280,355,254
資産合計	1,014,918,568	1,280,355,254
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,547,991	4,220,414
未払解約金	—	5,929,481
未払受託者報酬	46,354	53,646
未払委託者報酬	1,112,760	1,287,651
その他未払費用	51,454	43,959
流動負債合計	5,758,559	11,535,151
負債合計	5,758,559	11,535,151
純資産の部		
元本等		
元本	2,273,995,710	2,110,207,349
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,264,835,701	△841,387,246
(分配準備積立金)	26,140,015	20,497,171
元本等合計	1,009,160,009	1,268,820,103
純資産合計	1,009,160,009	1,268,820,103
負債純資産合計	1,014,918,568	1,280,355,254

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	38,296	9,212
有価証券売買等損益	△663,912,864	379,737,762
営業収益合計	△663,874,568	379,746,974
営業費用		
受託者報酬	343,577	293,629
委託者報酬	8,247,086	7,048,126
その他費用	51,454	43,959
営業費用合計	8,642,117	7,385,714
営業利益又は営業損失 (△)	△672,516,685	372,361,260
経常利益又は経常損失 (△)	△672,516,685	372,361,260
当期純利益又は当期純損失 (△)	△672,516,685	372,361,260
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	△2,916,156	3,291,619
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△618,123,209	△1,264,835,701
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,071,744	84,646,222
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	54,071,744	84,646,222
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,431,916	3,914,656
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	3,431,916	3,914,656
分配金	27,751,791	26,352,752
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,264,835,701	△841,387,246

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券  同左

1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成21年2月13日現在 金 額 (円)	平成21年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,697,712	16,930,094
親投資信託受益証券	703,429,977	878,918,029
未収入金	10,000,000	—
流動資産合計	724,127,689	895,848,123
資産合計	724,127,689	895,848,123
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,157,592	2,930,031
未払解約金	—	1,771,205
未払受託者報酬	32,836	37,687
未払委託者報酬	788,169	904,799
その他未払費用	35,769	31,178
流動負債合計	4,014,366	5,674,900
負債合計	4,014,366	5,674,900
純資産の部		
元本等		
元本	1,578,796,326	1,465,019,555
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△858,683,003	△574,846,332
(分配準備積立金)	17,837,131	14,334,951
元本等合計	720,113,323	890,173,223
純資産合計	720,113,323	890,173,223
負債純資産合計	724,127,689	895,848,123

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	27,630	7,094
有価証券売買等損益	△453,956,620	254,488,052
その他収益	—	99
営業収益合計	△453,928,990	254,495,245
営業費用		
受託者報酬	239,074	208,419
委託者報酬	5,738,764	5,003,211
その他費用	35,769	31,178
営業費用合計	6,013,607	5,242,808
営業利益又は営業損失 (△)	△459,942,597	249,252,437
経常利益又は経常損失 (△)	△459,942,597	249,252,437
当期純利益又は当期純損失 (△)	△459,942,597	249,252,437
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△2,008,381	1,898,699
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△399,499,205	△858,683,003
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,980,038	57,319,681
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,980,038	57,319,681
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,185,259	2,572,861
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,185,259	2,572,861
分配金	19,044,361	18,263,887
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△858,683,003	△574,846,332

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

## 1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成21年2月13日現在 金 額 (円)	平成21年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	63,724,865	78,849,433
親投資信託受益証券	3,088,357,376	3,782,493,102
流動資産合計	3,152,082,241	3,861,342,535
資産合計	3,152,082,241	3,861,342,535
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,484,466	12,683,737
未払解約金	2,137,685	4,496,885
未払受託者報酬	141,717	162,844
未払委託者報酬	3,401,377	3,908,410
その他未払費用	158,183	135,864
流動負債合計	19,323,428	21,387,740
負債合計	19,323,428	21,387,740
純資産の部		
元本等		
元本	6,742,233,416	6,341,892,359
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△3,609,474,603	△2,501,937,564
(分配準備積立金)	66,916,112	51,628,516
元本等合計	3,132,758,813	3,839,954,795
純資産合計	3,132,758,813	3,839,954,795
負債純資産合計	3,152,082,241	3,861,342,535

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	117,413	28,930
有価証券売買等損益	△1,998,972,365	1,024,135,726
営業収益合計	△1,998,854,952	1,024,164,656
営業費用		
受託者報酬	1,055,071	906,329
委託者報酬	25,322,895	21,752,941
その他費用	158,183	135,864
営業費用合計	26,536,149	22,795,134
営業利益又は営業損失 (△)	△2,025,391,101	1,001,369,522
経常利益又は経常損失 (△)	△2,025,391,101	1,001,369,522
当期純利益又は当期純損失 (△)	△2,025,391,101	1,001,369,522
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△18,996,386	7,922,797
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△1,730,682,040	△3,609,474,603
剰余金増加額又は欠損金減少額	219,729,108	205,246,997
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	219,729,108	205,246,997
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,729,250	12,692,461
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,729,250	12,692,461
分配金	82,397,706	78,464,222
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△3,609,474,603	△2,501,937,564

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

## 1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成21年2月13日現在 金 額 (円)	平成21年8月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,608,090	28,302,870
親投資信託受益証券	890,377,665	1,092,301,545
流動資産合計	909,985,755	1,120,604,415
資産合計	909,985,755	1,120,604,415
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,695,562	3,437,824
未払解約金	503,800	—
未払受託者報酬	41,304	47,486
未払委託者報酬	991,354	1,139,847
その他未払費用	44,276	39,286
流動負債合計	5,276,296	4,664,443
負債合計	5,276,296	4,664,443
純資産の部		
元本等		
元本	1,847,781,236	1,719,031,742
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△943,071,777	△603,091,770
(分配準備積立金)	17,760,922	15,439,382
元本等合計	904,709,459	1,115,939,972
純資産合計	904,709,459	1,115,939,972
負債純資産合計	909,985,755	1,120,604,415



## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	30,341	9,543
有価証券売買等損益	△547,521,145	313,923,880
営業収益合計	△547,490,804	313,933,423
営業費用		
受託者報酬	295,789	262,461
委託者報酬	7,099,951	6,300,179
その他費用	44,276	39,286
営業費用合計	7,440,016	6,601,926
営業利益又は営業損失 (△)	△554,930,820	307,331,497
経常利益又は経常損失 (△)	△554,930,820	307,331,497
当期純利益又は当期純損失 (△)	△554,930,820	307,331,497
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	△826,368	1,020,379
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△377,802,419	△943,071,777
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,846,067	58,122,982
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	13,846,067	58,122,982
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,760,086	2,968,909
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,760,086	2,968,909
分配金	22,250,887	21,485,184
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△943,071,777	△603,091,770

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券  同左

## 1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	94,223,176	79,091,061
親投資信託受益証券	4,611,008,826	5,397,457,820
流動資産合計	4,705,232,002	5,476,548,881
資産合計	4,705,232,002	5,476,548,881
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,427,049	18,020,790
未払解約金	10,030,402	11,924,032
未払受託者報酬	214,458	233,406
未払委託者報酬	5,147,178	5,601,843
その他未払費用	235,419	197,011
流動負債合計	35,054,506	35,977,082
負債合計	35,054,506	35,977,082
純資産の部		
元本等		
元本	9,713,524,594	9,010,526,484
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△5,043,347,098	△3,569,954,685
(分配準備積立金)	72,886,005	55,971,082
元本等合計	4,670,177,496	5,440,571,799
純資産合計	4,670,177,496	5,440,571,799
負債純資産合計	4,705,232,002	5,476,548,881

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	144,090	39,729
有価証券売買等損益	△2,835,733,004	1,302,448,994
営業収益合計	△2,835,588,914	1,302,488,723
営業費用		
受託者報酬	1,570,012	1,314,006
委託者報酬	37,681,328	31,537,099
その他費用	235,419	197,011
営業費用合計	39,486,759	33,048,116
営業利益又は営業損失 (△)	△2,875,075,673	1,269,440,607
経常利益又は経常損失 (△)	△2,875,075,673	1,269,440,607
当期純利益又は当期純損失 (△)	△2,875,075,673	1,269,440,607
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△10,664,478	15,655,803
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△2,297,645,894	△5,043,347,098
剰余金増加額又は欠損金減少額	246,339,124	342,772,910
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	246,339,124	342,772,910
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,644,460	10,669,022
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,644,460	10,669,022
分配金	118,984,673	112,496,279
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△5,043,347,098	△3,569,954,685

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,811,934	19,372,685
親投資信託受益証券	647,316,924	788,347,446
未収入金	5,000,000	—
流動資産合計	665,128,858	807,720,131
資産合計	665,128,858	807,720,131
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,794,762	2,614,939
未払解約金	1,487,679	1,195,887
未払受託者報酬	30,283	33,857
未払委託者報酬	727,038	812,644
その他未払費用	33,057	27,959
流動負債合計	5,072,819	4,685,286
負債合計	5,072,819	4,685,286
純資産の部		
元本等		
元本	1,397,381,141	1,307,533,832
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△737,325,102	△504,498,987
(分配準備積立金)	15,953,019	12,863,406
元本等合計	660,056,039	803,034,845
純資産合計	660,056,039	803,034,845
負債純資産合計	665,128,858	807,720,131

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	30,945	6,948
有価証券売買等損益	△390,737,198	211,030,522
営業収益合計	△390,706,253	211,037,470
営業費用		
受託者報酬	221,012	186,970
委託者報酬	5,305,459	4,488,224
その他費用	33,057	27,970
営業費用合計	5,559,528	4,703,164
営業利益又は営業損失 (△)	△396,265,781	206,334,306
経常利益又は経常損失 (△)	△396,265,781	206,334,306
当期純利益又は当期純損失 (△)	△396,265,781	206,334,306
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	△1,923,277	1,254,062
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△360,996,443	△737,325,102
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,582,325	46,339,743
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	37,582,325	46,339,743
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,485,091	2,536,054
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,485,091	2,536,054
分配金	17,083,389	16,057,818
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△737,325,102	△504,498,987

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券  同左

### 第3 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典  
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
  - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第4 ファンドの詳細情報の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込（販売）手続等
  - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - (1) 資産の評価
    - (2) 保管
    - (3) 信託期間
    - (4) 計算期間
    - (5) その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
    - (1) 貸借対照表
    - (2) 損益及び剰余金計算書
    - (3) 注記表
    - (4) 附属明細表
  - 2 ファンドの現況
    - 純資産額計算書 平成 年 月 日
    - I 資産総額
    - II 負債総額
    - III 純資産総額（I－II）
    - IV 発行済数量
    - V 1単位当たり純資産額（III／IV）
- 第5 設定及び解約の実績

## 追加型証券投資信託

- (りそな・東京応援・資産分散ファンド)
- (りそな・埼玉応援・資産分散ファンド)
- (りそな・多摩応援・資産分散ファンド)
- (りそな・神奈川応援・資産分散ファンド)
- (りそな・中部応援・資産分散ファンド)
- (りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド)
- (りそな・大阪応援・資産分散ファンド)
- (りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド)

## 約 款

大和証券投資信託委託株式会社



## 運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ( ) 応援マザーファンドの受益証券
2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
3. 世界REITマザーファンドの受益証券

#### (2) 投資態度

主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

( ) 応援マザーファンドの受益証券 ..... 信託財産の純資産総額の3分の1  
ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ..... 信託財産の純資産総額の3分の1  
世界REITマザーファンドの受益証券 ..... 信託財産の純資産総額の3分の1

保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 3. 収益分配方針

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(注) 上記「2. 運用方法」の「(1) 投資対象」の1.および「(2) 投資態度」の ( ) は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

追加型証券投資信託

- (りそな・東京応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・埼玉応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・多摩応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・神奈川応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・中部応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・大阪応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド)
- 約 款

(注) 本約款の第2条、第3条第1項および第7条第1項にある( )は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

	第2条	第3条第1項	第7条第1項
「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,500	500
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	300	600	300
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,500	500
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,200	500

(注) 本約款の第20条第1項第1号にある( )は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者としてします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金( )億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、( )億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成28年10月13日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については( )億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権

については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手續を委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 （削 除）

第16条 （削 除）

第17条 （削 除）

第18条 （削 除）

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の第1号から第3号までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の第4号から第7号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. （ ）応援マザーファンドの受益証券

2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券

3. 世界REITマザーファンドの受益証券

4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。）第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

前項の取扱いは、第24条、第29条および第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係者を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 第26条（削除） （混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることも、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌

営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月27日から平成18年10月13日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、この信託において主要投資対象とする世界REITマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとします。

（収益の分配方式）

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

( 収益分配金、償還金および一部解約金の支払い )

第39条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 ( 当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として ) に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金 ( 信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。 ) は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 ( 信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として ) に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

前各項 ( 第2項を除きます。 ) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

( 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責 )

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

( 収益分配金および償還金の時効 )

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないとときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

( 信託契約の一部解約 )

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位 ( 積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。 ) をもって、委託者に一部解約請求をすることができ、

委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするとき、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

委託者は、金融商品取引所 ( 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第3項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。 ) 等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

( 質権口記載または記録の受益権の取扱い )

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

( 信託契約の解約 )

第43条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

( 信託契約に関する監督官庁の命令 )

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

( 委託者の登録取消等に伴う取扱い )

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

( 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い )

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

( 受託者の辞任および解任に伴う取扱い )

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背

いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

( 信託約款の変更 )

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( 反対者の買取請求権 )

第49条 第43条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

( 信託期間の延長 )

第50条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

( 公告 )

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

平成20年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

( 信託約款に関する疑義の取扱い )

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

( 付 則 )

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

別に定める取引所

約款第12条および第42条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所  
ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）  
オーストラリア証券取引所

# りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

追加型投信／内外／資産複合

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書）

平成21年11月7日

本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

本文書にかかる「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成21年11月6日に関東財務局長に提出しており、平成21年11月7日にその届出の効力が生じております。

**大和投資信託**

Daiwa Asset Management

## 第三部 ファンドの詳細情報

### 第1 ファンドの沿革

平成18年9月27日 信託契約締結、当初設定、運用開始

### 第2 手続等

#### 1 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。



## 2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知る事ができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として、当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
  1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
  2. 価格情報会社の提供する価額
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として、当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)  
電話番号(コールセンター) 0120-106212  
(営業日の9:00~17:00、半休日は9:00~12:00)
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

##### (2) 保管

該当事項はありません。

##### (3) 信託期間

平成18年9月27日から平成28年10月13日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、委託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

##### (4) 計算期間

毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月27日から平成18年10月13日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

## (5) その他

### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

### ② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交

付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年2月および8月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 2 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者と、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

### ① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### ② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

## 第4 ファンドの経理状況

### りそな・東京応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年8月14日から平成21年2月13日まで）及び当特定期間（平成21年2月14日から平成21年8月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書


平成 21 年 3 月 27 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元 太志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


## 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 9 月 25 日


大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元 太志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 21 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 1 財務諸表

## りそな・東京応援・資産分散ファンド

### (1) 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	99,766,293	108,099,828
親投資信託受益証券	6,969,455,584	8,366,572,969
未収入金	80,000,000	80,000,000
流動資産合計	7,149,221,877	8,554,672,797
資産合計	7,149,221,877	8,554,672,797
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	30,496,279	28,817,917
未払解約金	26,229,051	10,459,522
未払受託者報酬	327,188	361,082
未払委託者報酬	7,852,751	8,666,184
その他未払費用	367,768	299,781
流動負債合計	65,273,037	48,604,486
負債合計	65,273,037	48,604,486
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	15,248,139,779	14,409,426,997
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2	△8,164,190,939	△5,903,358,686
(分配準備積立金)	85,737,643	56,183,882
元本等合計	7,083,948,840	8,506,068,311
純資産合計	7,083,948,840	8,506,068,311
負債純資産合計	7,149,221,877	8,554,672,797

## (2) 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	239,473	55,684
有価証券売買等損益	△4,777,420,447	2,087,117,385
営業収益合計	△4,777,180,974	2,087,173,069
営業費用		
受託者報酬	2,452,311	1,999,099
委託者報酬 ※1	58,856,372	47,979,377
その他費用	367,773	299,781
営業費用合計	61,676,456	50,278,257
営業利益又は営業損失 (△)	△4,838,857,430	2,036,894,812
経常利益又は経常損失 (△)	△4,838,857,430	2,036,894,812
当期純利益又は当期純損失 (△)	△4,838,857,430	2,036,894,812
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	△24,882,724	11,751,542
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△3,559,561,675	△8,164,190,939
剰余金増加額又は欠損金減少額	421,673,781	451,226,186
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	421,673,781	451,226,186
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,119,362	38,053,955
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	25,119,362	38,053,955
分配金 ※2	187,208,977	177,483,248
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△8,164,190,939	△5,903,358,686

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	16,397,644,611 円	15,248,139,779 円
期中追加設定元本額	60,899,470 円	77,204,339 円
期中一部解約元本額	1,210,404,302 円	915,917,121 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	15,248,139,779 口	14,409,426,997 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,164,190,939 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,903,358,686 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	7,166,354 円	6,360,836 円
2. ※2 分配金の計算過程	（自平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 9 月 16 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（33,004,507 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約款	（自平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 3 月 13 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（19,266,641 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約款

に規定される収益調整金(51,119,901円)及び分配準備積立金(130,471,107円)より分配対象額は214,595,515円(1万口当たり133.40円)であり、うち32,173,796円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年9月17日 至 平成20年10月14日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(45,640,781円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(50,162,648円)及び分配準備積立金(128,541,848円)より分配対象額は224,345,277円(1万口当たり142.38円)であり、うち31,514,103円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年10月15日 至 平成20年11月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,935,018円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(49,764,080円)及び分配準備積立金(141,177,443円)より分配対象額は202,876,541円(1万口当たり130.03円)であり、うち31,204,160円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

に規定される収益調整金(48,427,443円)及び分配準備積立金(84,680,362円)より分配対象額は152,374,446円(1万口当たり101.09円)であり、うち30,146,324円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成21年3月14日 至 平成21年4月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(49,796,092円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(48,247,743円)及び分配準備積立金(73,302,184円)より分配対象額は171,346,019円(1万口当たり114.34円)であり、うち29,970,717円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(29,970,809円)から外国所得税控除額(92円)を控除した後の額であります。

(自平成21年4月14日 至 平成21年5月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(23,191,272円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(48,067,177円)及び分配準備積立金(92,547,845円)より分配対象額は163,806,294円(1万口当たり109.91円)であり、うち29,807,037円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20

<p>(自平成20年11月14日 至平成20年12月15日)  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(15,220,926円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(49,521,964円)及び分配準備積立金(120,992,211円)より分配対象額は185,735,101円(1万口当たり119.86円)であり、うち30,992,289円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年12月16日 至平成21年1月13日)  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(24,431,046円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(49,356,822円)及び分配準備積立金(104,584,452円)より分配対象額は178,372,320円(1万口当たり115.72円)であり、うち30,828,350円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(29,807,130円)から外国所得税控除額(93円)を控除した後の額であります。</p> <p>(自平成21年5月14日 至平成21年6月15日)  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(21,643,054円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(47,633,609円)及び分配準備積立金(84,952,801円)より分配対象額は154,229,464円(1万口当たり104.59円)であり、うち29,491,051円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(29,491,217円)から外国所得税控除額(166円)を控除した後の額であります。</p> <p>(自平成21年6月16日 至平成21年7月13日)  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(19,631,452円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(47,336,971円)及び分配準備積立金(76,396,614円)より分配対象額は143,365,037円(1万口当たり98.03円)であり、うち29,250,202円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(29,250,300円)から外国所得税控除額(98円)を</p>	
--	--	--

	<p>(自平成21年1月14日 至平成21年2月13日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(19,177,461円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(48,905,786円)及び分配準備積立金(97,056,461円)より分配対象額は165,139,708円(1万口当たり108.30円)であり、うち30,496,279円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>控除した後の額であります。</p> <p>(自平成21年7月14日 至平成21年8月13日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(19,259,641円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(46,696,151円)及び分配準備積立金(65,742,158円)より分配対象額は131,697,950円(1万口当たり91.40円)であり、うち28,817,917円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(28,818,853円)から外国所得税控除額(936円)を控除した後の額であります。</p>
--	--	--

(有価証券関係に関する注記)  
 売買目的有価証券

種 類	前 期 平成21年2月13日現在		当 期 平成21年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6,969,455,584	△502,421,052	8,366,572,969	1,140,115,361
合計	6,969,455,584	△502,421,052	8,366,572,969	1,140,115,361

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

	前 期 平成 21 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 21 年 8 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4646 円 (4,646 円)	0.5903 円 (5,903 円)

## (4) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	東京応援マザーファンド	4,317,863,326	2,816,110,461	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	2,402,500,162	2,514,456,669	
	世界REITマザーファンド	4,500,453,364	3,036,005,839	
親投資信託受益証券 合計		11,220,816,852	8,366,572,969	
合計		11,220,816,852	8,366,572,969	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「東京応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「東京応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,168,368	32,997,782
株式	2,309,749,430	2,779,278,000
未収配当金	4,928,250	3,798,600
流動資産合計	2,356,846,048	2,816,074,382
資産合計	2,356,846,048	2,816,074,382
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	4,552,716,446	4,317,863,326
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△2,195,870,398	△1,501,788,944
元本等合計	2,356,846,048	2,816,074,382
純資産合計	2,356,846,048	2,816,074,382
負債純資産合計	2,356,846,048	2,816,074,382



## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式  同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,879,228,359 円	4,552,716,446 円
同期中における追加設定元本額	— 円	— 円
同期中における一部解約元本額	326,511,913 円	234,853,120 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・東京応援・資産分散ファンド	4,552,716,446 円	4,317,863,326 円
計	4,552,716,446 円	4,317,863,326 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	4,552,716,446 口	4,317,863,326 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,195,870,398 円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,501,788,944 円です。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 21 年 2 月 13 日現在		平成 21 年 8 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	2,309,749,430	△1,388,253,228	2,779,278,000	526,604,359
合計	2,309,749,430	△1,388,253,228	2,779,278,000	526,604,359

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日まで、及び平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1 口当たり情報)

	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.5177 円 (5,177 円)	0.6522 円 (6,522 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
国際石油開発帝石	172	731,000	125,732,000	
細田工務店	1,600	160	256,000	
日本電設工業	6,000	997	5,982,000	
エプコ	2	141,000	282,000	
カカクコム	27	342,000	9,234,000	
ジェイ・エー・エー	9	98,000	882,000	
アサヒビール	45,800	1,499	68,654,200	
ローソン	9,400	4,030	37,882,000	
木徳神糧	1,000	432	432,000	
なとり	1,500	786	1,179,000	
日本フェルト	2,200	400	880,000	
ADEKA	9,800	880	8,624,000	
ミヨシ油脂	8,000	154	1,232,000	
アステラス製薬	38,100	3,580	136,398,000	
エーザイ	28,100	3,360	94,416,000	
大正製薬	30,000	1,810	54,300,000	
テ ル モ	20,000	4,770	95,400,000	
太陽インキ製造	2,600	2,510	6,526,000	
東急コミュニティー	1,400	2,175	3,045,000	
楽天	1,240	60,000	74,400,000	
東映アニメーション	1,400	1,540	2,156,000	
ライオン	28,000	448	12,544,000	
ブリヂストン	77,000	1,785	137,445,000	
フジクラ	34,000	523	17,782,000	
牧野フライス	11,000	341	3,751,000	
エヌ・ピー・シー	800	5,190	4,152,000	
日立建機	20,400	1,781	36,332,400	
荏原製作所	40,000	354	14,160,000	
平和	9,500	1,080	10,260,000	
ソ ニ ー	46,500	2,705	125,782,500	
タムラ製作所	7,000	369	2,583,000	
ヒロセ電機	3,800	11,520	43,776,000	
日本光電工業	4,300	1,418	6,097,400	
オーデリック	800	562	449,600	
スタンレー電気	17,800	1,885	33,553,000	
太陽誘電	11,000	1,209	13,299,000	
I H I	139,000	175	24,325,000	
本田技研	42,700	3,080	131,516,000	
オオゼキ	1,200	3,080	3,696,000	
星医療酸器	400	1,800	720,000	
トプコン	8,800	497	4,373,600	
HOYA	41,200	2,135	87,962,000	
キヤノン	39,600	3,410	135,036,000	
タカラトミー	9,100	740	6,734,000	

大日本印刷	66,000	1,367	90,222,000	
リーガル コーポレーション	3,000	141	423,000	
クリナツプ	4,600	644	2,962,400	
天馬	2,800	1,127	3,155,600	
リンテック	7,300	1,886	13,767,800	
ファミリーマート	9,300	3,040	28,272,000	
東邦ホールディングス	5,800	1,244	7,215,200	
チョダ	3,900	1,325	5,167,500	
丸井グループ	30,200	670	20,234,000	
クレディセゾン	17,200	1,310	22,532,000	
東武ストア	7,000	317	2,219,000	
三菱UFJフィナンシャルG	225,900	603	136,217,700	
野村ホールディングス	171,600	828	142,084,800	
住友不動産	45,000	2,080	93,600,000	
レオパレス21	15,100	999	15,084,900	
東武鉄道	81,000	593	48,033,000	
東日本旅客鉄道	22,600	5,590	126,334,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	885	141,700	125,404,500	
東京電力	51,300	2,405	123,376,500	
NTTデータ	266	316,000	84,056,000	
ホリプロ	1,400	793	1,110,200	
日本空港ビルデング	9,500	1,111	10,554,500	
セコム	22,100	4,180	92,378,000	
東京デリカ	1,900	343	651,700	
合計	1,607,901		2,779,278,000	

- (2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	7,542,993	1,222,080
コール・ローン	460,145,416	250,876,694
国債証券	185,944,633,462	193,147,390,311
未収入金	—	8,200,469,859
未収利息	2,426,287,651	3,407,161,681
前払費用	281,579,947	243,523,265
流動資産合計	189,120,189,469	205,250,643,890
資産合計	189,120,189,469	205,250,643,890
負債の部		
流動負債		
未払金	—	8,279,503,111
未払解約金	130,000,000	—
流動負債合計	130,000,000	8,279,503,111
負債合計	130,000,000	8,279,503,111
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	207,829,777,442	188,198,487,522
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△18,839,587,973	8,772,653,257
元本等合計	188,990,189,469	196,971,140,779
純資産合計	188,990,189,469	196,971,140,779
負債純資産合計	189,120,189,469	205,250,643,890

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>	<p>国債証券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>

用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	228,732,165,078 円	207,829,777,442 円
同期中における追加設定元本額	20,138,039,137 円	601,800,957 円
同期中における一部解約元本額	41,040,426,773 円	20,233,090,877 円
同期末における元本の内訳 ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	106,355,459,395 円	92,741,782,966 円
りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド (毎月決算型)	93,212,302,707 円	87,935,580,724 円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	2,683,890,004 円	2,402,500,162 円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	1,382,431,178 円	1,276,657,207 円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	383,612,437 円	357,337,689 円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	270,787,893 円	259,020,213 円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	1,158,258,109 円	1,064,384,495 円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	351,347,615 円	319,911,780 円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	1,786,465,306 円	1,607,500,215 円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	245,222,798 円	233,812,071 円
計	207,829,777,442 円	188,198,487,522 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	207,829,777,442 口	188,198,487,522 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 18,839,587,973 円であります。	—————

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成21年2月13日現在		平成21年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	185,944,633,462	8,976,816,095	193,147,390,311	△9,080,237,572
合計	185,944,633,462	8,976,816,095	193,147,390,311	△9,080,237,572

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年9月10日から平成21年2月13日まで、及び平成21年3月10日から平成21年8月13日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取りまたは支払いを目的として、信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左



## II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.9094 円 (9,094 円)	1.0466 円 (10,466 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	11.25% U.S. TREASURY BOND 20150215	1,800,000.000	2,572,578.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	68,900,000.000	97,261,996.000	
		8.75% U.S. TREASURY BOND 20200515	1,100,000.000	1,552,287.000	
		7.875% U.S. TREASURY BOND 20210215	1,700,000.000	2,275,076.000	
		8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	107,100,000.000	146,266,470.000	
		8.125% U.S. TREASURY BOND 20210815	23,300,000.000	31,928,223.000	
		7.25% U.S. TREASURY BOND 20220815	7,000,000.000	9,062,760.000	
		7.625% U.S. TREASURY BOND 20221115	3,500,000.000	4,681,250.000	
		7.125% U.S. TREASURY BOND 20230215	1,200,000.000	1,545,372.000	
		6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	66,500,000.000	79,861,845.000	
		7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	20,900,000.000	28,208,312.000	
		7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	8,000,000.000	10,944,960.000	
		6.875% U.S. TREASURY BOND 20250815	700,000.000	900,375.000	
		6.75% U.S. TREASURY BOND 20260815	900,000.000	1,150,029.000	
		6.5% U.S. TREASURY BOND 20261115	900,000.000	1,124,712.000	
		6.25% U.S. TREASURY BOND 20300515	7,000,000.000	8,671,740.000	
		4.375% U.S. TREASURY BOND 20380215	19,900,000.000	19,439,713.000	
		4.5% U.S. TREASURY BOND 20380515	22,000,000.000	21,931,140.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20131115	7,600,000.000	8,180,640.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20140215	5,000,000.000	5,330,850.000	
4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	10,700,000.000	11,468,153.000			
	アメリカ・ドル 小計		アメリカ・ドル 385,700,000.000 (37,073,484,000)	アメリカ・ドル 494,358,481.000 (47,517,737,194)	
	イギリス・ポンド	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	30,700,000.000	41,948,480.000	
		8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20151207	400,000.000	509,360.000	

	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	93,200,000.000	129,631,880.000	
	6% UNITED KINGDOM GILT BOND 20281207	11,500,000.000	14,278,400.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20360307	16,600,000.000	16,478,820.000	
	4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	18,500,000.000	19,293,650.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20271207	1,100,000.000	1,108,360.000	
	5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307	5,600,000.000	6,203,680.000	
イギリス・ポンド 小計		イギリス・ポンド 177,600,000.000 (28,153,152,000)	イギリス・ポンド 229,452,630.000 (36,372,830,908)	
オーストラリア・ドル	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	8,500,000.000	8,829,375.000	
	6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	18,200,000.000	18,758,376.000	
	5.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	126,900,000.000	123,952,113.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	154,000,000.000	155,689,380.000	
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20140615	5,200,000.000	5,390,112.000	
オーストラリア・ドル 小計		オーストラリア・ドル 312,800,000.000 (25,111,584,000)	オーストラリア・ドル 312,619,356.000 (25,097,081,901)	
カナダ・ドル	8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	7,000,000.000	10,001,600.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	90,100,000.000	141,365,999.000	
	8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	10,900,000.000	16,217,129.000	
	5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20120601	400,000.000	437,472.000	
	5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20130601	500,000.000	552,735.000	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20140601	1,500,000.000	1,659,630.000	
	4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	26,200,000.000	28,482,282.000	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	15,300,000.000	17,856,324.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20160601	1,100,000.000	1,164,471.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	39,900,000.000	42,009,912.000	
	4.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20180601	2,600,000.000	2,767,752.000	
	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20130601	13,000,000.000	13,549,120.000	
	3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20140601	1,600,000.000	1,627,152.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20410601	4,100,000.000	4,084,625.000	

カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 214,200,000.000 (18,890,298,000)	カナダ・ドル 281,776,203.000 (24,849,843,342)	
スウェーデン・ クローナ	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	スウェーデン・クローナ 191,800,000.000	スウェーデン・クローナ 224,814,534.000	
	5.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	7,700,000.000	8,445,591.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	122,200,000.000	136,800,456.000	
	3% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20160712	1,200,000.000	1,180,212.000	
スウェーデン・クローナ 小計		スウェーデン・クローナ 322,900,000.000 (4,307,486,000)	スウェーデン・クローナ 371,240,793.000 (4,952,352,179)	
デンマーク・ク ローネ	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	デンマーク・クローネ 133,800,000.000	デンマーク・クローネ 179,361,576.000	
	6% DANISH GOVERNMENT BOND 20111115	5,100,000.000	5,538,957.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	33,000,000.000	35,864,070.000	
	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	21,300,000.000	22,757,985.000	
デンマーク・クローネ 小計		デンマーク・クローネ 193,200,000.000 (3,547,152,000)	デンマーク・クローネ 243,522,588.000 (4,471,074,715)	
ノルウェー・ク ローネ	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	ノルウェー・クローネ 10,000,000.000	ノルウェー・クローネ 11,085,700.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	23,900,000.000	25,321,572.000	
	4.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20190522	57,100,000.000	58,646,839.000	
ノルウェー・クローネ 小計		ノルウェー・クローネ 91,000,000.000 (1,435,070,000)	ノルウェー・クローネ 95,054,111.000 (1,499,003,331)	
ユーロ	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	ユーロ 29,200,000.000	ユーロ 36,452,988.000	
	6.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20270715	1,000,000.000	1,228,500.000	
	4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20550425	8,400,000.000	8,086,764.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	122,100,000.000	153,487,026.000	
	6.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	15,800,000.000	20,555,168.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20300104	52,900,000.000	67,583,982.000	
	4.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20130104	2,300,000.000	2,467,417.000	
	3.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20130704	1,700,000.000	1,782,875.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	4,000,000.000	3,913,240.000	

	3. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20150704	500,000,000	509,800,000	
	4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20390704	500,000,000	513,570,000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	40,100,000,000	42,055,677,000	
	4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704	14,500,000,000	15,486,725,000	
	ユーロ 小計	ユーロ 293,000,000,000 (40,035,520,000)	ユーロ 354,123,732,000 (48,387,466,741)	
国債証券 合計		158,553,746,000 [158,553,746,000]	193,147,390,311 [193,147,390,311]	
合計		158,553,746,000 [158,553,746,000]	193,147,390,311 [193,147,390,311]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。  
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 21 銘柄	100%	24.6%
イギリス・ポンド	国債証券 8 銘柄	100%	18.8%
オーストラリア・ドル	国債証券 5 銘柄	100%	13.0%
カナダ・ドル	国債証券 14 銘柄	100%	12.9%
スウェーデン・クローナ	国債証券 4 銘柄	100%	2.6%
デンマーク・クローネ	国債証券 4 銘柄	100%	2.3%
ノルウェー・クローネ	国債証券 3 銘柄	100%	0.8%
ユーロ	国債証券 13 銘柄	100%	25.0%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表 (デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

## 「世界REITマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### 貸借対照表

	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	4,526,782,844	2,967,074,141
コール・ローン	793,532,525	1,466,208,112
投資証券	76,466,930,602	119,492,853,990
派生商品評価勘定	23,206	3,717,890
未収入金	595,494,802	2,030,911,876
未収配当金	701,285,917	523,154,738
流動資産合計	83,084,049,896	126,483,920,747
資産合計	83,084,049,896	126,483,920,747
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,287,035	931,354
未払金	329,539,653	1,982,021,382
未払解約金	—	810,000,000
流動負債合計	330,826,688	2,792,952,736
負債合計	330,826,688	2,792,952,736
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	185,187,148,739	183,350,176,519
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△102,433,925,531	△59,659,208,508
元本等合計	82,753,223,208	123,690,968,011
純資産合計	82,753,223,208	123,690,968,011
負債純資産合計	83,084,049,896	126,483,920,747

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>投資証券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p>同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>	<p>受取配当金</p> <p>同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>

	外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
--	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	173,825,364,475 円	185,187,148,739 円
同期中における追加設定元本額	17,424,247,643 円	12,473,076,136 円
同期中における一部解約元本額	6,062,463,379 円	14,310,048,356 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	170,334,068,879 円	169,342,139,955 円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	4,859,665,947 円	4,500,453,364 円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	2,426,134,018 円	2,489,858,333 円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	688,650,476 円	651,594,058 円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	472,314,607 円	468,952,387 円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	2,142,594,302 円	2,041,150,880 円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	600,141,566 円	581,134,167 円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	3,202,254,245 円	2,862,961,385 円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	461,324,699 円	411,931,990 円
計	185,187,148,739 円	183,350,176,519 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	185,187,148,739 口	183,350,176,519 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は102,433,925,531 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 59,659,208,508 円であります。



(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 21 年 2 月 13 日現在		平成 21 年 8 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
投資証券	76,466,930,602	△44,491,933,373	119,492,853,990	40,519,029,667
合計	76,466,930,602	△44,491,933,373	119,492,853,990	40,519,029,667

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年9月10日から平成21年2月13日まで、及び平成21年3月10日から平成21年8月13日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、配当金等の受取りまたは支払いを目的として、信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	外貨建資産の売買代金、配当金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## II 取引の時価等に関する事項

### 通貨関連

種 類	平成 21 年 2 月 13 日 現在				平成 21 年 8 月 13 日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
売 建	138,700,111	—	138,676,905	23,206	1,497,422,159	—	1,498,288,654	△866,495
アメリカ・ドル	—	—	—	—	1,492,684,433	—	1,493,551,274	△866,841
イギリス・ポンド	30,516,833	—	30,512,128	4,705	—	—	—	—
ユーロ	108,183,278	—	108,164,777	18,501	4,737,726	—	4,737,380	346
買 建	138,700,111	—	137,413,076	△1,287,035	921,146,159	—	924,799,190	3,653,031
アメリカ・ドル	138,700,111	—	137,413,076	△1,287,035	4,737,726	—	4,732,047	△5,679
オーストラリア・ ドル	—	—	—	—	866,087,487	—	869,716,906	3,629,419
シンガポール・ ドル	—	—	—	—	50,320,946	—	50,350,237	29,291
合計	277,400,222	—	276,089,981	△1,263,829	2,418,568,318	—	2,423,087,844	2,786,536

#### (注) 1. 時価の算定方法

- (1) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (1 口当たり情報)

	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0. 4469 円 (4, 469 円)	0. 6746 円 (6, 746 円)

## 附属明細表

## 第 1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	174, 480. 000	11, 622, 112. 800	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	984, 406. 000	62, 116, 018. 600	
		BOSTON PROPERTIES INC	567, 647. 000	33, 860, 143. 550	
		BIOMED REALTY TRUST INC	688, 975. 000	9, 397, 619. 000	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	475, 207. 000	5, 398, 351. 520	
		VORNADO REALTY TRUST	536, 138. 000	31, 192, 508. 840	
		EQUITY RESIDENTIAL	812, 058. 000	22, 575, 212. 400	
		HOST HOTELS&RESORTS INC	2, 790, 688. 000	29, 106, 875. 840	
		KIMCO REALTY CORP	623, 026. 000	7, 189, 720. 040	
		SOVRAN SELF STORAGE INC	367, 164. 000	10, 119, 039. 840	
		VENTAS INC	332, 370. 000	12, 533, 672. 700	
		AMB PROPERTY CORP	761, 717. 000	16, 574, 961. 920	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	752, 174. 000	8, 040, 740. 060	
		BRE PROPERTIES-CL A	226, 241. 000	6, 314, 386. 310	
		MACK-CALI REALTY CORP	602, 445. 000	19, 109, 555. 400	
		COLONIAL PROPERTIES TRUST	358, 220. 000	3, 112, 931. 800	
		DEVELOPERS DIV REALTY	323, 382. 000	2, 490, 041. 400	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	143, 600. 000	8, 555, 688. 000	
		HEALTH CARE REIT INC	150, 055. 000	6, 161, 258. 300	
		HCP INC	830, 967. 000	23, 375, 101. 710	
		HOME PROPERTIES INC	74, 185. 000	2, 972, 592. 950	
		HOSPITALITY PROPERTIES	273, 727. 000	4, 694, 418. 050	
		KILROY REALTY CORP	249, 283. 000	6, 635, 913. 460	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	761, 482. 000	24, 001, 912. 640	
		LEXINGTON REALTY TRUST	699, 826. 000	3, 366, 163. 060	
		MACERICH CO/THE	463, 661. 000	12, 240, 650. 400	
		NATIONWIDE HEALTH PPTYS	299, 917. 000	9, 336, 416. 210	
		PROLOGIS	1, 822, 025. 000	18, 402, 452. 500	
		PUBLIC STORAGE	294, 100. 000	21, 407, 539. 000	
		REGENCY CENTERS CORP	279, 729. 000	9, 264, 624. 480	
		SL GREEN REALTY CORP	188, 180. 000	6, 138, 431. 600	
		SENIOR HOUSING PROP TRUST	418, 999. 000	8, 069, 920. 740	
		UDR INC	1, 023, 275. 000	13, 394, 669. 750	
		WEINGARTEN REALTY INVESTO	338, 153. 000	6, 174, 673. 780	
		HEALTH CARE REIT 7. 875% D	64, 200. 000	1, 508, 700. 000	
		COUSINS PROPERTY 7. 75% A	118, 274. 000	2, 128, 932. 000	

OMEGA HEALTHCARE INVESTOR	343,289.000	6,131,141.540	
SL GREEN REALTY 7.625% C	57,000.000	1,125,750.000	
PS BUSINESS PARK 7% H	127,400.000	2,629,536.000	
APARTMENT INVEST 8% T	233,500.000	4,403,810.000	
APARTMENT INVEST 7.75% U	69,400.000	1,285,288.000	
BRE PROPERTIES 6.75% C	70,325.000	1,399,467.500	
DUKE REALTY CORP 6.5% K	113,400.000	2,086,560.000	
EQUITY RES PROP 6.48% N	119,800.000	2,546,948.000	
HCP INC 7.1% F	100,000.000	2,075,000.000	
HOSPITALITY PROP 8.875% B	50,633.000	1,139,242.500	
KIMCO REALTY 6.65% F	68,900.000	1,389,713.000	
SAUL CENTERS INC 8% A	53,800.000	1,205,120.000	
WEINGARTEN RLTY 6.75% D	165,758.000	3,340,023.700	
INLAND REAL ESTATE CORP	440,400.000	3,730,188.000	
KIMCO REALTY 7.75% G	280,632.000	6,552,757.200	
DUKE REALTY CORP 8.375 O	205,700.000	4,870,976.000	
HEALTH CARE REIT 7.625% F	59,900.000	1,363,324.000	
CORP OFFICE PROPS 8% G	62,200.000	1,397,012.000	
PS BUSINESS PARK 7.6% L	46,200.000	1,027,950.000	
DIGITAL REALTY TRUST INC	104,500.000	4,664,880.000	
KILROY REALTY CORP 7.5% F	87,047.000	1,762,701.750	
EXTRA SPACE STORAGE INC	315,529.000	2,994,370.210	
COUSINS PROPERTY 7.5% B	60,600.000	1,075,650.000	
VORNADO RLTY TST 6.625% G	196,510.000	3,943,955.700	
AMERICAN CAMPUS COMMUNITI	333,481.000	8,383,712.340	
EDUCATION REALTY TRUST	492,280.000	2,702,617.200	
PS BUSINESS PARKS 7.2% M	96,900.000	2,031,993.000	
REGENCY CENTERS 6.7% E	91,350.000	1,784,065.500	
VORNADO REALTY TST 6.75%F	182,100.000	3,847,773.000	
VORNADO REALTY TST 6.75%H	100,900.000	2,058,360.000	
LASALLE HOTEL 8% E	77,525.000	1,512,512.750	
HRPT PROPERTIES 7.125% C	189,509.000	3,452,853.980	
PUBLIC STORAGE 6.95% H	100,000.000	2,265,000.000	
PUBLIC STORAGE INC I	119,999.000	2,984,375.130	
PS BUSINESS PARK 7.375% O	70,300.000	1,532,540.000	
PUBLIC STORAGE INC -K	170,000.000	4,142,900.000	
DUKE REALTY CORP 6.60% L	94,800.000	1,777,500.000	
NAT'L RETAIL PROP CL C	122,200.000	2,608,970.000	
DOUGLAS EMMETT	407,678.000	4,863,598.540	
PUBLIC STORAGE INC L	109,600.000	2,476,960.000	
LASALLE HOTEL G	125,500.000	2,242,685.000	
REALTY INCOME PFD E	239,800.000	5,479,430.000	
PUBLIC STORAGE INC M	270,100.000	5,996,220.000	
PS BUSINESS PARK P	121,000.000	2,480,500.000	
BIOMED REALTY 7.375 A	216,867.000	4,803,604.050	
WEINGARTEN RLTY F	443,533.000	8,156,571.870	
HOSPITALITY PROP C	264,000.000	4,804,800.000	
DUKE REALTY CORP 6.95% M	129,000.000	2,559,360.000	
アメリカ・ドル 小計	27,870,821.000	アメリカ・ドル 627,674,218.110 (60,332,045,845)	
イギリス・ポンド		イギリス・ポンド	
LAND SECURITIES PLC	2,270,742.000	13,556,329.740	

	SEGRO	3,200,264.000	10,522,468.030	
	HAMMERSON PLC	3,488,808.000	13,599,373.580	
	BRITISH LAND CO PLC	4,440,746.000	21,373,310.490	
	GREAT PORTLAND ESTATES PL	2,748,088.000	6,999,380.130	
	DERWENT LONDON PLC	694,058.000	7,551,351.040	
イギリス・ポンド 小計		16,842,706.000	イギリス・ポンド 73,602,213.010 (11,667,422,806)	
オーストラリア・ドル	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	8,906,199.000	15,763,972.230	
	COMMONWEALTH PROPERTY OFF	13,808,139.000	12,565,406.490	
	DEXUS PROPERTY GROUP	31,906,377.000	24,567,910.290	
	GPT GROUP	52,488,407.000	29,918,391.990	
	ING OFFICE FUND	27,819,116.000	14,744,131.480	
	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRU	6,136,001.000	3,190,720.520	
	MIRVAC GROUP	11,275,791.000	13,643,707.110	
	STOCKLAND	14,612,738.000	49,244,927.060	
	WESTFIELD GROUP	10,043,678.000	125,043,791.100	
	GOODMAN GROUP	33,008,135.000	17,329,270.870	
オーストラリア・ドル 小計		210,004,581.000	オーストラリア・ドル 306,012,229.140 (24,566,661,755)	
カナダ・ドル	CAN REAL ESTATE INVEST TR	512,136.000	カナダ・ドル 12,373,205.760	
	BOARDWALK REAL ESTATE INV	284,564.000	9,749,162.640	
	PRIMARIS RETAIL REAL ESTA	956,567.000	13,698,039.440	
カナダ・ドル 小計		1,753,267.000	カナダ・ドル 35,820,407.840 (3,159,001,767)	
シンガポール・ドル	CAPITACOMMERCIAL TRUST	16,692,000.000	シンガポール・ドル 14,522,040.000	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV	2,362,000.000	3,944,540.000	
	CAPITAMALL TRUST	4,188,000.000	6,365,760.000	
	SUNTEC REIT	11,037,000.000	10,871,445.000	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	9,321,000.000	5,499,390.000	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	2,595,000.000	2,906,400.000	
シンガポール・ドル 小計		46,195,000.000	シンガポール・ドル 44,109,575.000 (2,940,344,270)	
ニュージーランド・ドル	KIWI INCOME PROPERTY TRU	4,412,182.000	ニュージーランド・ドル 4,456,303.820	
	AMP NZ OFFICE TRUST	4,176,639.000	3,383,077.590	
ニュージーランド・ドル 小計		8,588,821.000	ニュージーランド・ドル 7,839,381.410 (506,659,221)	
ユーロ	CORIO NV	311,507.000	ユーロ 13,130,020.050	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTI-C	164,725.000	4,126,361.250	
	VASTNED OFFICES/INDUSTRIA	194,000.000	2,283,380.000	
	VASTNED RETAIL NV	108,920.000	4,301,795.400	
	ICADE	130,226.000	8,607,938.600	
	UNIBAIL-RODAMCO	415,535.000	54,227,317.500	

	GECINA SA	72,202.000	4,404,322.000	
	KLEPIERRE	202,798.000	4,705,927.590	
	FONCIERE DES REGIONS	33,281.000	2,303,045.200	
	ユーロ 小計	1,633,194.000	ユーロ 98,090,107.590 (13,403,032,301)	
	香港・ドル		香港・ドル	
	LINK REIT	12,371,000.000	219,708,960.000	
	FORTUNE REAL ESTATE INVES	3,997,000.000	15,588,300.000	
	香港・ドル 小計	16,368,000.000	香港・ドル 235,297,260.000 (2,917,686,025)	
投資証券	合計		119,492,853.990 [119,492,853,990]	
合計			119,492,853.990 [119,492,853,990]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。  
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 84 銘柄	100%	50.5%
イギリス・ポンド	投資証券 6 銘柄	100%	9.8%
オーストラリア・ドル	投資証券 10 銘柄	100%	20.6%
カナダ・ドル	投資証券 3 銘柄	100%	2.6%
シンガポール・ドル	投資証券 6 銘柄	100%	2.5%
ニュージーランド・ドル	投資証券 2 銘柄	100%	0.4%
ユーロ	投資証券 9 銘柄	100%	11.2%
香港・ドル	投資証券 2 銘柄	100%	2.4%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

### りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年8月14日から平成21年2月13日まで）及び当特定期間（平成21年2月14日から平成21年8月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。




## 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 3 月 27 日


大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元太志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書


平成 21 年 9 月 25 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

山元 太志 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 21 年 8 月 13 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 財務諸表

### りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

#### (1) 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	45,723,474	36,420,075
親投資信託受益証券	3,585,924,391	4,577,102,806
未収入金	30,000,000	20,000,000
流動資産合計	3,661,647,865	4,633,522,881
資産合計	3,661,647,865	4,633,522,881
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,615,552	15,133,541
未払解約金	3,346,982	1,323,805
未払受託者報酬	166,931	194,714
未払委託者報酬	4,006,575	4,673,249
その他未払費用	182,336	158,289
流動負債合計	23,318,376	21,483,598
負債合計	23,318,376	21,483,598
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	7,807,776,126	7,566,888,065
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2	△4,169,446,637	△2,954,848,782
(分配準備積立金)	61,158,932	43,688,115
元本等合計	3,638,329,489	4,612,039,283
純資産合計	3,638,329,489	4,612,039,283
負債純資産合計	3,661,647,865	4,633,522,881

## (2) 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	123,408	26,760
有価証券売買等損益	△2,189,199,051	1,221,178,415
営業収益合計	△2,189,075,643	1,221,205,175
営業費用		
受託者報酬	1,216,199	1,055,789
委託者報酬 ※1	29,189,835	25,339,974
その他費用	182,336	158,300
営業費用合計	30,588,370	26,554,063
営業利益又は営業損失 (△)	△2,219,664,013	1,194,651,112
経常利益又は経常損失 (△)	△2,219,664,013	1,194,651,112
当期純利益又は当期純損失 (△)	△2,219,664,013	1,194,651,112
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	△8,364,137	3,674,637
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△1,993,025,857	△4,169,446,637
剰余金増加額又は欠損金減少額	141,055,559	130,501,190
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	141,055,559	130,501,190
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,145,447	14,711,746
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	11,145,447	14,711,746
分配金 ※2	95,031,016	92,168,064
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△4,169,446,637	△2,954,848,782

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	8, 158, 778, 584 円	7, 807, 776, 126 円
期中追加設定元本額	26, 369, 831 円	30, 324, 486 円
期中一部解約元本額	377, 372, 289 円	271, 212, 547 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	7, 807, 776, 126 口	7, 566, 888, 065 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4, 169, 446, 637 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2, 954, 848, 782 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	3, 515, 046 円	3, 281, 999 円
2. ※2 分配金の計算過程	（自平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 9 月 16 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（18, 715, 336 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約	（自平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 3 月 13 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（11, 314, 489 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約

款に規定される収益調整金 (31,929,320円) 及び分配準備積立金 (86,219,955円) より分配対象額は 136,864,611円 (1万口当たり 169.60円) であり、うち 16,139,507円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。

(自平成20年9月17日 至 平成20年10月14日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (18,334,904円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (31,659,133円) 及び分配準備積立金 (87,861,061円) より分配対象額は 137,855,098円 (1万口当たり 172.56円) であり、うち 15,977,334円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり 20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額 (15,977,357円) から外国所得税控除額 (23円) を控除した後の額であります。

(自平成20年10月15日 至 平成20年11月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6,125,445円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (31,441,474円) 及び分配準備積立金 (89,410,687円) より分配対象額は 126,977,606

款に規定される収益調整金 (31,031,993円) 及び分配準備積立金 (60,817,102円) より分配対象額は 103,163,584円 (1万口当たり 132.78円) であり、うち 15,538,631円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり 20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額 (15,538,633円) から外国所得税控除額 (2円) を控除した後の額であります。

(自平成21年3月14日 至 平成21年4月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (20,900,425円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (30,999,697円) 及び分配準備積立金 (56,406,001円) より分配対象額は 108,306,123円 (1万口当たり 139.77円) であり、うち 15,497,891円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり 20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額 (15,497,940円) から外国所得税控除額 (49円) を控除した後の額であります。

(自平成21年4月14日 至 平成21年5月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (12,536,222円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (30,935,999円) 及び分配準備積立金 (61,535,716円) より分配対象額は 105,007,937

円 (1 万口当たり 160.30 円) であり、うち 15,842,516 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 11 月 14 日 至 平成 20 年 12 月 15 日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (7,708,531 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (31,364,120 円) 及び分配準備積立金 (79,312,010 円) より分配対象額は 118,384,661 円 (1 万口当たり 150.08 円) であり、うち 15,776,620 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1 万口当たり 20 円の分配金額に期末残存口数を乗じた額 (15,776,627 円) から外国所得税控除額 (7 円) を控除した後の額であります。

(自平成 20 年 12 月 16 日 至 平成 21 年 1 月 13 日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (12,501,509 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (31,222,072 円) 及び分配準備積立金 (70,761,128 円) より分配対象額は 114,484,709 円 (1 万口当たり 146.03 円) であり、うち 15,679,487 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額

円 (1 万口当たり 136.01 円) であり、うち 15,440,722 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1 万口当たり 20 円の分配金額に期末残存口数を乗じた額 (15,440,777 円) から外国所得税控除額 (55 円) を控除した後の額であります。

(自平成 21 年 5 月 14 日 至 平成 21 年 6 月 15 日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (11,475,606 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (30,700,829 円) 及び分配準備積立金 (58,080,367 円) より分配対象額は 100,256,802 円 (1 万口当たり 131.01 円) であり、うち 15,304,614 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1 万口当たり 20 円の分配金額に期末残存口数を乗じた額 (15,304,766 円) から外国所得税控除額 (152 円) を控除した後の額であります。

(自平成 21 年 6 月 16 日 至 平成 21 年 7 月 13 日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (10,633,081 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (30,637,370 円) 及び分配準備積立金 (54,032,118 円) より分配対象額は 95,302,569 円 (1 万口当たり 124.96 円) であり、うち 15,252,665 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額

	としております。	としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(15,252,730円)から外国所得税控除額(65円)を控除した後の額であります。
	(自平成21年1月14日 至 平成21年2月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,509,194円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(31,140,141円)及び分配準備積立金(67,265,290円)より分配対象額は107,914,625円(1万口当たり138.21円)であり、うち15,615,552円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自平成21年7月14日 至 平成21年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,824,395円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(30,430,832円)及び分配準備積立金(48,997,261円)より分配対象額は89,252,488円(1万口当たり117.95円)であり、うち15,133,541円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(15,133,776円)から外国所得税控除額(235円)を控除した後の額であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成21年2月13日現在		当 期 平成21年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,585,924,391	△227,955,388	4,577,102,806	657,122,425
合計	3,585,924,391	△227,955,388	4,577,102,806	657,122,425

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	当 期 自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
該当事項はありません。	同左



(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1 口当たり情報)

	前 期 平成 21 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 21 年 8 月 13 日現在
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0. 4660 円 (4, 660 円)	0. 6095 円 (6, 095 円)

#### (4) 附属明細表

##### 第 1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	埼玉応援マザーファンド	2, 446, 020, 592	1, 561, 294, 943	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	1, 276, 657, 207	1, 336, 149, 432	
	世界 R E I T マザーファンド	2, 489, 858, 333	1, 679, 658, 431	
親投資信託受益証券 合計		6, 212, 536, 132	4, 577, 102, 806	
合計		6, 212, 536, 132	4, 577, 102, 806	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「埼玉応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「埼玉応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,138,616	32,070,893
株式	1,204,809,400	1,527,117,950
未収配当金	2,653,300	2,095,240
流動資産合計	1,244,601,316	1,561,284,083
資産合計	1,244,601,316	1,561,284,083
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	2,671,178,764	2,446,020,592
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△1,426,577,448	△884,736,509
元本等合計	1,244,601,316	1,561,284,083
純資産合計	1,244,601,316	1,561,284,083
負債純資産合計	1,244,601,316	1,561,284,083

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式  同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,769,011,282 円	2,671,178,764 円
同期中における追加設定元本額	— 円	— 円
同期中における一部解約元本額	97,832,518 円	225,158,172 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	2,671,178,764 円	2,446,020,592 円
計	2,671,178,764 円	2,446,020,592 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	2,671,178,764 口	2,446,020,592 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,426,577,448 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は884,736,509 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 21 年 2 月 13 日現在		平成 21 年 8 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	1,204,809,400	△579,636,720	1,527,117,950	402,795,190
合計	1,204,809,400	△579,636,720	1,527,117,950	402,795,190

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日まで、及び平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1 口当たり情報)

	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.4659 円 (4,659 円)	0.6383 円 (6,383 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
三国コカ・コーラ	30,800	772	23,777,600	
マツモトキヨシHLDGS	6,300	2,085	13,135,500	
サイボー	2,100	475	997,500	
大正製薬	35,000	1,810	63,350,000	
東洋インキ	35,000	332	11,620,000	
東京インキ	13,000	160	2,080,000	
ラウンドワン	8,400	836	7,022,400	
ビー・エム・エル	2,800	2,130	5,964,000	
ジュピターテレコム	656	84,400	55,366,400	
大成ラミック	3,600	2,300	8,280,000	
フ コ ク	11,100	485	5,383,500	
三共理化学	3,000	812	2,436,000	
川金ホールディングス	11,000	335	3,685,000	
三井金属	66,000	291	19,206,000	
三菱マテリアル	147,000	271	39,837,000	
古河スカイ	29,000	181	5,249,000	
エイチワン	12,600	420	5,292,000	
日特エンジニアリング	10,000	580	5,800,000	
大崎エンジニアリング	30	108,000	3,240,000	
アイチ コーポレーション	45,700	508	23,215,600	
椿本チエイン	24,000	411	9,864,000	
キャノンファインテック	24,400	1,138	27,767,200	
日本ピストンリング	53,000	116	6,148,000	
東 芝	180,000	464	83,520,000	
サンケン電気	72,000	361	25,992,000	
ワコム	242	199,300	48,230,600	
日本信号	7,900	930	7,347,000	
日本電波工業	2,600	2,240	5,824,000	
クラリオン	169,000	93	15,717,000	
芝浦電子	4,800	1,241	5,956,800	
エンプラス	12,000	1,450	17,400,000	
エフテック	7,800	917	7,152,600	
曙ブレーキ	63,800	624	39,811,200	
カルソニックカンセイ	157,000	240	37,680,000	
本田技研	24,400	3,080	75,152,000	
ショーワ	43,700	606	26,482,200	
八千代工業	13,600	876	11,913,600	
テイ・エス テック	39,100	1,843	72,061,300	
カップクリエイト	13,650	2,175	29,688,750	
アイ・エム・アイ	2,000	1,551	3,102,000	
サイゼリヤ	30,000	1,498	44,940,000	
ハイデイ日高	7,300	1,110	8,103,000	
荳番屋	2,000	2,135	4,270,000	
シグマ光機	4,000	646	2,584,000	

キヤノン電子	23,800	1,418	33,748,400
タムロン	16,200	1,331	21,562,200
エー・アンド・デイ	12,900	577	7,443,300
リズム時計	82,000	155	12,710,000
ツ　ツ　ミ	11,500	1,860	21,390,000
リンテック	9,000	1,886	16,974,000
信越ポリマー	10,400	622	6,468,800
木曾路	3,300	1,952	6,441,600
マルエツ	9,000	476	4,284,000
いなげや	6,000	931	5,586,000
島　忠	28,700	2,075	59,552,500
カ　ス　ミ	8,000	452	3,616,000
しまむら	8,400	8,290	69,636,000
ユ　ニ　ー	22,800	781	17,806,800
東武ストア	9,000	317	2,853,000
ヤオコー	11,500	2,995	34,442,500
りそなホールディングス	50,400	1,319	66,477,600
武蔵野銀行	19,800	3,450	68,310,000
リベステ	23	85,000	1,955,000
東武鉄道	99,000	593	58,707,000
日本梱包運輸	9,000	1,055	9,495,000
ナ　ガ　ワ	8,900	600	5,340,000
マミーマート	3,400	1,250	4,250,000
ニ　ト　リ	6,650	6,570	43,690,500
ベ　ル　ク	11,000	883	9,713,000
ベルーナ	32,550	400	13,020,000
合計	1,944,601		1,527,117,950

- (2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

### りそな・多摩応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年8月14日から平成21年2月13日まで）及び当特定期間（平成21年2月14日から平成21年8月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書


平成 21 年 3 月 27 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元 大志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 独立監査人の監査報告書


平成 21 年 9 月 25 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元太志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成 21 年 8 月 13 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 財務諸表

### りそな・多摩応援・資産分散ファンド

#### (1) 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,877,950	22,576,874
親投資信託受益証券	993,040,618	1,247,778,380
未収入金	10,000,000	10,000,000
流動資産合計	1,014,918,568	1,280,355,254
資産合計	1,014,918,568	1,280,355,254
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,547,991	4,220,414
未払解約金	—	5,929,481
未払受託者報酬	46,354	53,646
未払委託者報酬	1,112,760	1,287,651
その他未払費用	51,454	43,959
流動負債合計	5,758,559	11,535,151
負債合計	5,758,559	11,535,151
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	2,273,995,710	2,110,207,349
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2	△1,264,835,701	△841,387,246
(分配準備積立金)	26,140,015	20,497,171
元本等合計	1,009,160,009	1,268,820,103
純資産合計	1,009,160,009	1,268,820,103
負債純資産合計	1,014,918,568	1,280,355,254

## (2) 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	38,296	9,212
有価証券売買等損益	△663,912,864	379,737,762
営業収益合計	△663,874,568	379,746,974
営業費用		
受託者報酬	343,577	293,629
委託者報酬 ※1	8,247,086	7,048,126
その他費用	51,454	43,959
営業費用合計	8,642,117	7,385,714
営業利益又は営業損失 (△)	△672,516,685	372,361,260
経常利益又は経常損失 (△)	△672,516,685	372,361,260
当期純利益又は当期純損失 (△)	△672,516,685	372,361,260
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	△2,916,156	3,291,619
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△618,123,209	△1,264,835,701
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,071,744	84,646,222
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	54,071,744	84,646,222
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,431,916	3,914,656
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	3,431,916	3,914,656
分配金 ※2	27,751,791	26,352,752
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,264,835,701	△841,387,246

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	2,414,886,950 円	2,273,995,710 円
期中追加設定元本額	7,719,368 円	7,768,472 円
期中一部解約元本額	148,610,608 円	171,556,833 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,273,995,710 口	2,110,207,349 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 1,264,835,701 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 841,387,246 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	1,012,900 円	921,063 円
2. ※2 分配金の計算過程	（自平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 9 月 16 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,636,087 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約	（自平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 3 月 13 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,472,270 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約

款に規定される収益調整金  
(3,187,075 円) 及び分配準備積立金 (34,724,036 円) より分配対象額は 42,547,198 円 (1 万口当たり 180.02 円) であり、うち 4,726,920 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 9 月 17 日 至  
平成 20 年 10 月 14 日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6,223,279 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,149,783 円) 及び分配準備積立金 (34,023,486 円) より分配対象額は 43,396,548 円 (1 万口当たり 186.82 円) であり、うち 4,645,718 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 10 月 15 日 至  
平成 20 年 11 月 13 日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,716,190 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,156,947 円) 及び分配準備積立金 (35,423,974 円) より分配対象額は 40,297,111 円 (1 万口当たり 174.25 円) であり、うち 4,625,235 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 20 年 11 月 14 日 至  
平成 20 年 12 月 15 日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

款に規定される収益調整金  
(3,159,939 円) 及び分配準備積立金 (25,937,216 円) より分配対象額は 32,569,425 円 (1 万口当たり 144.26 円) であり、うち 4,515,505 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 21 年 3 月 14 日 至  
平成 21 年 4 月 13 日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (7,197,463 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,151,018 円) 及び分配準備積立金 (24,661,077 円) より分配対象額は 35,009,558 円 (1 万口当たり 156.43 円) であり、うち 4,476,007 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 21 年 4 月 14 日 至  
平成 21 年 5 月 13 日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,599,709 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,145,678 円) 及び分配準備積立金 (27,176,338 円) より分配対象額は 33,921,725 円 (1 万口当たり 152.64 円) であり、うち 4,444,806 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。

(自平成 21 年 5 月 14 日 至  
平成 21 年 6 月 15 日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した

<p>額 (2,302,799 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,179,930 円) 及び分配準備積立金 (32,514,226 円) より分配対象額は 37,996,955 円 (1 万口当たり 164.20 円) であり、うち 4,628,000 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> <p>(自平成20年12月16日 至 平成21年1月13日)  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,920,479 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,168,640 円) 及び分配準備積立金 (29,840,994 円) より分配対象額は 35,930,113 円 (1 万口当たり 156.97 円) であり、うち 4,577,927 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> <p>(自平成21年1月14日 至 平成21年2月13日)  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,705,499 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,165,462 円) 及び分配準備積立金 (27,982,507 円) より分配対象額は 33,853,468 円 (1 万口当たり 148.87 円) であり、うち 4,547,991 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>額 (3,177,290 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,113,388 円) 及び分配準備積立金 (25,918,971 円) より分配対象額は 32,209,649 円 (1 万口当たり 147.15 円) であり、うち 4,377,651 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> <p>(自平成21年6月16日 至 平成21年7月13日)  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,342,029 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,085,948 円) 及び分配準備積立金 (24,370,331 円) より分配対象額は 29,798,308 円 (1 万口当たり 138.01 円) であり、うち 4,318,369 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> <p>(自平成21年7月14日 至 平成21年8月13日)  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,844,316 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,029,461 円) 及び分配準備積立金 (21,873,269 円) より分配対象額は 27,747,046 円 (1 万口当たり 131.49 円) であり、うち 4,220,414 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>
---	--

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	前 期 平成 21 年 2 月 13 日現在		当 期 平成 21 年 8 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証 券	993,040,618	△69,868,538	1,247,778,380	188,059,592
合計	993,040,618	△69,868,538	1,247,778,380	188,059,592

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

	前 期 平成 21 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 21 年 8 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4438円 (4,438円)	0.6013円 (6,013円)

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	多摩応援マザーファンド	694,868,626	434,223,404	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	357,337,689	373,989,625	
	世界REITマザーファンド	651,594,058	439,565,351	
親投資信託受益証券 合計		1,703,800,373	1,247,778,380	
合計		1,703,800,373	1,247,778,380	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



(参考)

当ファンドは「多摩応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「多摩応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,583,902	6,600,254
株式	327,513,170	427,544,800
未収配当金	345,180	50,800
流動資産合計	336,442,252	434,195,854
資産合計	336,442,252	434,195,854
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	818,354,588	694,868,626
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△481,912,336	△260,672,772
元本等合計	336,442,252	434,195,854
純資産合計	336,442,252	434,195,854
負債純資産合計	336,442,252	434,195,854

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式  同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	835,519,253 円	818,354,588 円
同期中における追加設定元本額	41,651,704 円	— 円
同期中における一部解約元本額	58,816,369 円	123,485,962 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	818,354,588 円	694,868,626 円
計	818,354,588 円	694,868,626 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	818,354,588 口	694,868,626 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は481,912,336 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は260,672,772 円であります。

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	平成21年2月13日現在		平成21年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	327,513,170	△202,014,096	427,544,800	136,347,656
合計	327,513,170	△202,014,096	427,544,800	136,347,656

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年8月14日から平成21年2月13日まで、及び平成21年2月14日から平成21年8月13日まで)を指しております。

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4111円 (4,111円)	0.6249円 (6,249円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ゲンダイエージェンシー	39	116,300	4,535,700	
わらべや日洋	5,800	1,222	7,087,600	
アップガレージ	5	33,600	168,000	
NBC	3,400	900	3,060,000	
日本ファルコム	33	27,500	907,500	
I Gポート	14	53,500	749,000	
光ビジネスフオーム	2,000	770	1,540,000	
第一化成	2,000	221	442,000	
細谷火工	1,000	455	455,000	
シダックス	14,200	410	5,822,000	
日本マイクロコーティング	2,900	249	722,100	
日本ファイルコン	8,000	489	3,912,000	
菊池プレス工業	3,000	1,150	3,450,000	
新立川航空機	3,500	4,750	16,625,000	
エーワン精密	5	235,400	1,177,000	
やまびこ	3,400	1,243	4,226,200	
新川	6,700	1,477	9,895,900	
ワイエイシイ	2,800	675	1,890,000	
テセック	1,400	640	896,000	
JUKI	31,000	122	3,782,000	
日本無線	44,000	237	10,428,000	
ミツミ電機	8,800	2,295	20,196,000	
天昇電気	6,000	118	708,000	
アルチザネットワークス	36	51,500	1,854,000	
フオスター電機	7,000	1,877	13,139,000	
リオン	3,700	473	1,750,100	
横河電機	26,900	797	21,439,300	
共和電業	9,000	269	2,421,000	
ニレコ	3,100	860	2,666,000	
日本マイクロニクス	5,800	1,723	9,993,400	
アバールデータ	3,200	508	1,625,600	
ケル	5,000	174	870,000	
富士通フロンテック	8,200	948	7,773,600	
日本電子	25,000	405	10,125,000	
日野自動車	62,000	353	21,886,000	
タチエス	9,200	865	7,958,000	
TBK	8,000	163	1,304,000	
昭和飛行機	10,000	790	7,900,000	
ジャムコ	10,000	515	5,150,000	
アムスク	1,400	155	217,000	
エコス	3,200	729	2,332,800	
魚力	4,800	1,162	5,577,600	
うかい	1,800	1,880	3,384,000	
アロカ	9,700	873	8,468,100	

国際計測器	4,900	687	3,366,300
東京精密	11,100	1,373	15,240,300
シチズンホールディングス	38,000	534	20,292,000
アルメディオ	1,900	356	676,400
ダイワ精工	44,000	131	5,764,000
いなげや	17,000	931	15,827,000
OLYMPIC	8,500	610	5,185,000
立飛企業	3,700	4,900	18,130,000
飯田産業	8,500	1,618	13,753,000
アーネストワン	16,100	801	12,896,100
タクトホーム	74	63,300	4,684,200
ロジコム	5	61,100	305,500
京王電鉄	31,000	585	18,135,000
名糖運輸	3,700	806	2,982,200
キューソー流通システム	4,100	920	3,772,000
よみうりランド	28,000	305	8,540,000
KSK	2,700	534	1,441,800
ナガセ	2,000	2,400	4,800,000
学 究 社	2,000	583	1,166,000
ケーユーホールディングス	7,700	355	2,733,500
松屋フーズ	6,400	1,290	8,256,000
ユニダックス	6,000	401	2,406,000
サンドラッグ	8,300	2,010	16,683,000
合計	622,711		427,544,800

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

### りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年8月14日から平成21年2月13日まで）及び当特定期間（平成21年2月14日から平成21年8月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。


## 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 3 月 27 日


大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元 大志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書


平成 21 年 9 月 25 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

山元太志 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

久野佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成 21 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 1 財務諸表

### りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

#### (1) 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,697,712	16,930,094
親投資信託受益証券	703,429,977	878,918,029
未収入金	10,000,000	—
流動資産合計	724,127,689	895,848,123
資産合計	724,127,689	895,848,123
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,157,592	2,930,031
未払解約金	—	1,771,205
未払受託者報酬	32,836	37,687
未払委託者報酬	788,169	904,799
その他未払費用	35,769	31,178
流動負債合計	4,014,366	5,674,900
負債合計	4,014,366	5,674,900
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,578,796,326	1,465,019,555
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2	△858,683,003	△574,846,332
(分配準備積立金)	17,837,131	14,334,951
元本等合計	720,113,323	890,173,223
純資産合計	720,113,323	890,173,223
負債純資産合計	724,127,689	895,848,123

## (2) 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	27,630	7,094
有価証券売買等損益	△453,956,620	254,488,052
その他収益	—	99
営業収益合計	△453,928,990	254,495,245
営業費用		
受託者報酬	239,074	208,419
委託者報酬 ※1	5,738,764	5,003,211
その他費用	35,769	31,178
営業費用合計	6,013,607	5,242,808
営業利益又は営業損失 (△)	△459,942,597	249,252,437
経常利益又は経常損失 (△)	△459,942,597	249,252,437
当期純利益又は当期純損失 (△)	△459,942,597	249,252,437
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	△2,008,381	1,898,699
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△399,499,205	△858,683,003
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,980,038	57,319,681
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	19,980,038	57,319,681
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,185,259	2,572,861
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,185,259	2,572,861
分配金 ※2	19,044,361	18,263,887
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△858,683,003	△574,846,332

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,635,014,461 円 4,992,562 円 61,210,697 円	1,578,796,326 円 5,225,076 円 119,001,847 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,578,796,326 口	1,465,019,555 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 858,683,003 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 574,846,332 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	691,696 円	652,998 円
2. ※2 分配金の計算過程	（自平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 9 月 16 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,169,726 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約	（自平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 3 月 13 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,128,115 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約

款に規定される収益調整金  
(2,482,880円)及び分配準備積立金(22,190,582円)より分配対象額は27,843,188円(1万口当たり173.05円)であり、うち3,217,914円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年9月17日 至  
平成20年10月14日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,976,851円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,473,328円)及び分配準備積立金(21,948,592円)より分配対象額は29,398,771円(1万口当たり184.26円)であり、うち3,191,080円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年10月15日 至  
平成20年11月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(989,352円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,464,507円)及び分配準備積立金(23,524,827円)より分配対象額は26,978,686円(1万口当たり170.51円)であり、うち3,164,427円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

款に規定される収益調整金  
(2,493,649円)及び分配準備積立金(17,702,835円)より分配対象額は22,324,599円(1万口当たり142.39円)であり、うち3,135,760円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成21年3月14日 至  
平成21年4月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,225,333円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,475,630円)及び分配準備積立金(16,478,398円)より分配対象額は24,179,361円(1万口当たり156.15円)であり、うち3,096,949円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(3,096,961円)から外国所得税控除額(12円)を控除した後の額であります。

(自平成21年4月14日 至  
平成21年5月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,503,033円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,473,960円)及び分配準備積立金(18,501,929円)より分配対象額は23,478,922円(1万口当たり152.40円)であり、うち3,081,167円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20

円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(3,081,180円)から外国所得税控除額(13円)を控除した後の額であります。

(自平成20年11月14日 至 平成20年12月15日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,068,196円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,471,646円)及び分配準備積立金(21,277,101円)より分配対象額は25,816,943円(1万口当たり163.62円)であり、うち3,155,639円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成21年5月14日 至 平成21年6月15日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,349,990円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,448,861円)及び分配準備積立金(17,661,282円)より分配対象額は22,460,133円(1万口当たり147.88円)であり、うち3,037,632円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(3,037,650円)から外国所得税控除額(18円)を控除した後の額であります。

(自平成20年12月16日 至 平成21年1月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,060,767円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,487,728円)及び分配準備積立金(20,189,658円)より分配対象額は24,738,153円(1万口当たり156.68円)であり、うち3,157,709円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成21年6月16日 至 平成21年7月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,826,009円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,414,045円)及び分配準備積立金(16,655,857円)より分配対象額は20,895,911円(1万口当たり140.13円)であり、うち2,982,348円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(2,982,366円)から外国所得税控除額(18円)を控除した後の額であります。

	<p>(自平成21年1月14日 至平成21年2月13日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,913,844円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,499,347円)及び分配準備積立金(19,080,879円)より分配対象額は23,494,070円(1万口当たり148.81円)であり、うち3,157,592円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成21年7月14日 至平成21年8月13日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,045,875円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,380,685円)及び分配準備積立金(15,219,107円)より分配対象額は19,645,667円(1万口当たり134.10円)であり、うち2,930,031円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(2,930,039円)から外国所得税控除額(8円)を控除した後の額であります。</p>
--	--	---

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成21年2月13日現在		当 期 平成21年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	703,429,977	△37,671,410	878,918,029	130,301,214
合計	703,429,977	△37,671,410	878,918,029	130,301,214

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

	前 期 平成 21 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 21 年 8 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4561円 (4,561円)	0.6076円 (6,076円)

## (4) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	神奈川応援マザーファンド	457,570,165	291,472,195	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	259,020,213	271,090,554	
	世界REITマザーファンド	468,952,387	316,355,280	
親投資信託受益証券 合計		1,185,542,765	878,918,029	
合計		1,185,542,765	878,918,029	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「神奈川応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「神奈川応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,838,073	537,083
株式	243,428,000	290,631,000
未収入金	6,903,473	—
未収配当金	253,000	305,500
流動資産合計	255,422,546	291,473,583
資産合計	255,422,546	291,473,583
負債の部		
流動負債		
未払金	4,299,009	—
未払解約金	5,000,000	—
流動負債合計	9,299,009	—
負債合計	9,299,009	—
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	560,077,540	457,570,165
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△313,954,003	△166,096,582
元本等合計	246,123,537	291,473,583
純資産合計	246,123,537	291,473,583
負債純資産合計	255,422,546	291,473,583



## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式  同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	566,944,863 円	560,077,540 円
同期中における追加設定元本額	19,175,456 円	— 円
同期中における一部解約元本額	26,042,779 円	102,507,375 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・神奈川応援・資産分散	560,077,540 円	457,570,165 円
ファンド		
計	560,077,540 円	457,570,165 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	560,077,540 口	457,570,165 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 313,954,003 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 166,096,582 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 21 年 2 月 13 日現在		平成 21 年 8 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	243,428,000	△136,307,571	290,631,000	85,047,135
合計	243,428,000	△136,307,571	290,631,000	85,047,135

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日まで、及び平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1 口当たり情報)

	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.4394 円 (4,394 円)	0.6370 円 (6,370 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
サカタのタネ	3,600	1,399	5,036,400	
日 揮	8,000	1,725	13,800,000	
東芝プラントシステム	7,000	1,231	8,617,000	
日本農産工業	9,000	328	2,952,000	
協同飼料	7,000	136	952,000	
システムプロ	17	44,300	753,100	
コカコーラセントラルジャパン	3,200	1,275	4,080,000	
東京エレクトロンデバイス	8	123,000	984,000	
エバラ食品工業	1,000	1,320	1,320,000	
横浜冷凍	4,000	601	2,404,000	
クリエイトSDH	1,600	2,285	3,656,000	
ブックオフコーポレーション	1,400	1,340	1,876,000	
アツギ	15,000	135	2,025,000	
コーエーテクモHD	6,400	769	4,921,600	
東京応化工業	3,300	2,265	7,474,500	
東計電算	700	1,121	784,700	
ファンケル	4,700	1,146	5,386,200	
東亜石油	9,000	126	1,134,000	
オハラ	1,800	1,397	2,514,600	
デイ・シイ	2,500	282	705,000	
東邦チタニウム	4,400	1,575	6,930,000	
ユニプレス	2,900	1,178	3,416,200	
パイオラックス	900	1,608	1,447,200	
日本発条	17,000	716	12,172,000	
ア マ ダ	21,000	660	13,860,000	
アイダエンジニア	5,700	315	1,795,500	
ソデイツク	3,800	233	885,400	
三菱化工機	6,000	273	1,638,000	
千代田化工建	17,000	817	13,889,000	
新興プランテック	3,300	843	2,781,900	
アネスト岩田	3,000	304	912,000	
ア マ ノ	5,800	834	4,837,200	
富士電機HLDGS	53,000	175	9,275,000	
芝浦メカトロニクス	4,000	373	1,492,000	
JVCケンウッドHD	78,100	55	4,295,500	
富 士 通	24,000	628	15,072,000	
アルバック	3,100	2,820	8,742,000	
京三製作所	5,000	438	2,190,000	
小糸工業	3,000	395	1,185,000	
アンリツ	9,000	380	3,420,000	
富士通ゼネラル	8,000	314	2,512,000	
メイコー	1,300	2,085	2,710,500	
小野測器	2,000	401	802,000	
OBARA	1,500	821	1,231,500	

図 研	2,000	817	1,634,000	
日産自動車	22,500	723	16,267,500	
日産車体	11,000	816	8,976,000	
関東自動車	5,000	872	4,360,000	
シロキ工業	6,000	169	1,014,000	
プレス工業	8,000	174	1,392,000	
ヨ ロ ズ	1,500	1,100	1,650,000	
コロワイド	4,500	619	2,785,500	
マクニカ	1,300	1,551	2,016,300	
日本トイザラス	2,500	418	1,045,000	
日本電産トーソク	1,400	743	1,040,200	
ニ フ コ	3,900	1,728	6,739,200	
岡村製作所	8,000	554	4,432,000	
すてきなイスグループ	8,000	194	1,552,000	
CFSコーポレーション	2,500	571	1,427,500	
横浜銀行	26,000	525	13,650,000	
相模鉄道	31,000	398	12,338,000	
アルプス物流	1,300	915	1,189,500	
日 新	7,000	250	1,750,000	
丸全昭和運輸	7,000	292	2,044,000	
神奈川中央交通	5,000	518	2,590,000	
バンテック	18	89,600	1,612,800	
NECモバイリング	1,000	1,990	1,990,000	
シーイーシー	1,300	671	872,300	
アイネス	3,400	768	2,611,200	
富士ソフト	2,600	1,840	4,784,000	
合計	545,743		290,631,000	

- (2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

### りそな・中部応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年8月14日から平成21年2月13日まで）及び当特定期間（平成21年2月14日から平成21年8月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書


平成 21 年 3 月 27 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元 丸志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 9 月 25 日


大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

あずき監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元 太志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 21 年 8 月 13 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 1 財務諸表

## りそな・中部応援・資産分散ファンド

### (1) 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	63,724,865	78,849,433
親投資信託受益証券	3,088,357,376	3,782,493,102
流動資産合計	3,152,082,241	3,861,342,535
資産合計	3,152,082,241	3,861,342,535
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,484,466	12,683,737
未払解約金	2,137,685	4,496,885
未払受託者報酬	141,717	162,844
未払委託者報酬	3,401,377	3,908,410
その他未払費用	158,183	135,864
流動負債合計	19,323,428	21,387,740
負債合計	19,323,428	21,387,740
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	6,742,233,416	6,341,892,359
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2	△3,609,474,603	△2,501,937,564
(分配準備積立金)	66,916,112	51,628,516
元本等合計	3,132,758,813	3,839,954,795
純資産合計	3,132,758,813	3,839,954,795
負債純資産合計	3,152,082,241	3,861,342,535



## (2) 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	117,413	28,930
有価証券売買等損益	△1,998,972,365	1,024,135,726
営業収益合計	△1,998,854,952	1,024,164,656
営業費用		
受託者報酬	1,055,071	906,329
委託者報酬 ※1	25,322,895	21,752,941
その他費用	158,183	135,864
営業費用合計	26,536,149	22,795,134
営業利益又は営業損失 (△)	△2,025,391,101	1,001,369,522
経常利益又は経常損失 (△)	△2,025,391,101	1,001,369,522
当期純利益又は当期純損失 (△)	△2,025,391,101	1,001,369,522
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	△18,996,386	7,922,797
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△1,730,682,040	△3,609,474,603
剰余金増加額又は欠損金減少額	219,729,108	205,246,997
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	219,729,108	205,246,997
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,729,250	12,692,461
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	9,729,250	12,692,461
分配金 ※2	82,397,706	78,464,222
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△3,609,474,603	△2,501,937,564

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	7,406,435,894 円	6,742,233,416 円
期中追加設定元本額	22,814,809 円	26,307,137 円
期中一部解約元本額	687,017,287 円	426,648,194 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	6,742,233,416 口	6,341,892,359 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,609,474,603 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,501,937,564 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	3,094,532 円	2,854,576 円
2. ※2 分配金の計算過程	（自平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 9 月 16 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（14,691,873 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約	（自平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 3 月 13 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,871,685 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約

款に規定される収益調整金  
(25,184,977円)及び分配準備積立金(88,853,350円)より分配対象額は128,730,200円(1万口当たり180.39円)であり、うち14,272,531円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年9月17日 至  
平成20年10月14日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(21,206,592円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(24,507,106円)及び分配準備積立金(86,659,997円)より分配対象額は132,373,695円(1万口当たり191円)であり、うち13,861,047円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年10月15日 至  
平成20年11月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,896,950円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(24,208,693円)及び分配準備積立金(92,614,215円)より分配対象額は121,719,858円(1万口当たり178.17円)であり、うち13,663,122円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

款に規定される収益調整金  
(23,943,159円)及び分配準備積立金(66,432,892円)より分配対象額は101,247,736円(1万口当たり151.16円)であり、うち13,396,394円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成21年3月14日 至  
平成21年4月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(23,106,675円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(23,742,527円)及び分配準備積立金(63,162,502円)より分配対象額は110,011,704円(1万口当たり166.05円)であり、うち13,250,191円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成21年4月14日 至  
平成21年5月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,083,770円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(23,705,797円)及び分配準備積立金(72,704,703円)より分配対象額は104,494,270円(1万口当たり158.31円)であり、うち13,201,527円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年11月14日 至平成20年12月15日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,013,695円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(24,117,203円)及び分配準備積立金(83,287,369円)より分配対象額は115,418,267円(1万口当たり169.98円)であり、うち13,580,314円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年12月16日 至平成21年1月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,925,081円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(24,093,450円)及び分配準備積立金(77,419,102円)より分配対象額は110,437,633円(1万口当たり163.17円)であり、うち13,536,226円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成21年5月14日 至平成21年6月15日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,574,288円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(23,438,677円)及び分配準備積立金(66,648,109円)より分配対象額は99,661,074円(1万口当たり153.01円)であり、うち13,026,709円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(13,026,756円)から外国所得税控除額(47円)を控除した後の額であります。

(自平成21年6月16日 至平成21年7月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,201,986円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(23,260,460円)及び分配準備積立金(62,572,259円)より分配対象額は93,034,705円(1万口当たり144.18円)であり、うち12,905,664円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

	<p>(自平成21年1月14日 至平成21年2月13日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,918,079円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(24,050,799円)及び分配準備積立金(72,482,499円)より分配対象額は104,451,377円(1万口当たり154.92円)であり、うち13,484,466円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成21年7月14日 至平成21年8月13日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,457,972円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(22,899,609円)及び分配準備積立金(55,854,281円)より分配対象額は87,211,862円(1万口当たり137.52円)であり、うち12,683,737円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(12,683,784円)から外国所得税控除額(47円)を控除した後の額であります。</p>
--	---	---

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成21年2月13日現在		当 期 平成21年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,088,357,376	△130,613,422	3,782,493,102	540,844,271
合計	3,088,357,376	△130,613,422	3,782,493,102	540,844,271

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	当 期 自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成 21 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 21 年 8 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4646 円 (4,646 円)	0.6055 円 (6,055 円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	中部応援マザーファンド	1,877,522,761	1,291,547,907	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	1,064,384,495	1,113,984,812	
	世界REITマザーファンド	2,041,150,880	1,376,960,383	
親投資信託受益証券 合計		4,983,058,136	3,782,493,102	
合計		4,983,058,136	3,782,493,102	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「中部応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「中部応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	30,408,716	55,701,804
株式	1,046,854,400	1,235,844,300
未収配当金	255,100	42,000
流動資産合計	1,077,518,216	1,291,588,104
資産合計	1,077,518,216	1,291,588,104
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	2,132,842,556	1,877,522,761
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△1,055,324,340	△585,934,657
元本等合計	1,077,518,216	1,291,588,104
純資産合計	1,077,518,216	1,291,588,104
負債純資産合計	1,077,518,216	1,291,588,104

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式  同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,265,258,441 円	2,132,842,556 円
同期中における追加設定元本額	— 円	— 円
同期中における一部解約元本額	132,415,885 円	255,319,795 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・中部応援・資産分散ファンド	2,132,842,556 円	1,877,522,761 円
計	2,132,842,556 円	1,877,522,761 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	2,132,842,556 口	1,877,522,761 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,055,324,340 円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は585,934,657 円です。



(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 21 年 2 月 13 日現在		平成 21 年 8 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	1,046,854,400	△603,113,438	1,235,844,300	317,991,164
合計	1,046,854,400	△603,113,438	1,235,844,300	317,991,164

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日まで、及び平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1 口当たり情報)

	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.5052 円 (5,052 円)	0.6879 円 (6,879 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ホクト	2,200	2,075	4,565,000	
カゴメ	6,600	1,688	11,140,800	
アルペン	2,700	1,649	4,452,300	
トヨタ紡織	12,600	1,795	22,617,000	
サークルKサンクス	5,700	1,478	8,424,600	
北越製紙	14,000	474	6,636,000	
イビデン	10,100	3,140	31,714,000	
アイカ工業	4,600	932	4,287,200	
キッセイ薬品工業	4,000	2,295	9,180,000	
ユー・エス・エス	2,180	5,730	12,491,400	
東海ゴム	6,900	1,220	8,418,000	
日本碍子	22,000	2,225	48,950,000	
日本特殊陶業	15,000	1,134	17,010,000	
大同特殊鋼	29,000	410	11,890,000	
愛知製鋼	13,000	383	4,979,000	
リンナイ	3,600	4,280	15,408,000	
オークマ	11,000	460	5,060,000	
東芝機械	11,000	376	4,136,000	
オーエスジー	6,600	939	6,197,400	
森精機製作所	6,400	1,066	6,822,400	
豊田自動織機	21,800	2,580	56,244,000	
ブラザー工業	18,600	931	17,316,600	
ホシザキ電機	4,800	1,306	6,268,800	
ジェイテクト	21,500	1,118	24,037,000	
ミネベア	27,000	451	12,177,000	
マキタ	9,400	2,700	25,380,000	
セイコーエプソン	13,400	1,438	19,269,200	
デンソー	20,800	2,875	59,800,000	
ファナック	7,700	7,560	58,212,000	
浜松ホトニクス	5,600	1,897	10,623,200	
新光電気工業	9,100	1,693	15,406,300	
東海理化電機	6,300	1,852	11,667,600	
日本車輜	10,000	652	6,520,000	
トヨタ自動車	14,800	4,090	60,532,000	
トヨタ車体	7,800	1,963	15,311,400	
関東自動車	4,600	872	4,011,200	
日信工業	4,400	1,346	5,922,400	
アイシン精機	19,700	2,480	48,856,000	
スズキ	26,300	2,305	60,621,500	
ヤマハ発動機	19,100	1,103	21,067,300	
豊田合成	8,700	2,890	25,143,000	
エフ・シー・シー	3,500	1,493	5,225,500	
岡谷鋼機	3,500	920	3,220,000	
スギホールディングス	4,200	2,055	8,631,000	

日本電産サンキョー	13,000	579	7,527,000	
ヤマハ	13,200	1,257	16,592,400	
豊田通商	23,600	1,514	35,730,400	
サンゲツ	2,800	2,095	5,866,000	
コメリ	3,600	2,425	8,730,000	
セディナ	30,700	178	5,464,600	
ユニー	13,300	781	10,387,300	
第四銀行	25,000	384	9,600,000	
静岡銀行	47,000	953	44,791,000	
十六銀行	24,000	336	8,064,000	
スルガ銀行	18,000	926	16,668,000	
八十二銀行	36,000	548	19,728,000	
山梨中央銀行	13,000	499	6,487,000	
大垣共立銀行	20,000	433	8,660,000	
百五銀行	17,000	461	7,837,000	
名古屋銀行	14,000	406	5,684,000	
愛知銀行	700	8,270	5,789,000	
第三銀行	12,000	250	3,000,000	
中京銀行	14,000	290	4,060,000	
東海旅客鉄道	95	592,000	56,240,000	
名古屋鉄道	59,000	312	18,408,000	
セイノーホールディングス	14,000	794	11,116,000	
中部電力	24,700	2,205	54,463,500	
東邦瓦斯	37,000	394	14,578,000	
ダイセキ	3,000	2,070	6,210,000	
スズケン	6,200	2,955	18,321,000	
合計	966,675		1,235,844,300	

- (2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

### りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年8月14日から平成21年2月13日まで）及び当特定期間（平成21年2月14日から平成21年8月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。


## 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 3 月 27 日


大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元太志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書


平成 21 年 9 月 25 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元太志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成 21 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 財務諸表

### りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

#### (1) 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,608,090	28,302,870
親投資信託受益証券	890,377,665	1,092,301,545
流動資産合計	909,985,755	1,120,604,415
資産合計	909,985,755	1,120,604,415
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,695,562	3,437,824
未払解約金	503,800	—
未払受託者報酬	41,304	47,486
未払委託者報酬	991,354	1,139,847
その他未払費用	44,276	39,286
流動負債合計	5,276,296	4,664,443
負債合計	5,276,296	4,664,443
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,847,781,236	1,719,031,742
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2	△943,071,777	△603,091,770
(分配準備積立金)	17,760,922	15,439,382
元本等合計	904,709,459	1,115,939,972
純資産合計	904,709,459	1,115,939,972
負債純資産合計	909,985,755	1,120,604,415

## (2) 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	30,341	9,543
有価証券売買等損益	△547,521,145	313,923,880
営業収益合計	△547,490,804	313,933,423
営業費用		
受託者報酬	295,789	262,461
委託者報酬 ※1	7,099,951	6,300,179
その他費用	44,276	39,286
営業費用合計	7,440,016	6,601,926
営業利益又は営業損失 (△)	△554,930,820	307,331,497
経常利益又は経常損失 (△)	△554,930,820	307,331,497
当期純利益又は当期純損失 (△)	△554,930,820	307,331,497
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	△826,368	1,020,379
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△377,802,419	△943,071,777
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,846,067	58,122,982
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	13,846,067	58,122,982
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,760,086	2,968,909
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,760,086	2,968,909
分配金 ※2	22,250,887	21,485,184
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△943,071,777	△603,091,770



## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,891,638,992 円 6,840,192 円 50,697,948 円	1,847,781,236 円 6,554,632 円 135,304,126 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,847,781,236 口	1,719,031,742 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 943,071,777 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 603,091,770 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	859,340 円	821,646 円
2. ※2 分配金の計算過程	（自平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 9 月 16 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,933,540 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約	（自平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 3 月 13 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,106,314 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約

款に規定される収益調整金  
(287,478 円) 及び分配準備  
積立金 (23,303,000 円) より  
分配対象額は 27,524,018 円  
(1 万口当たり 148.02 円) で  
あり、うち 3,718,900 円 (1  
万口当たり 20 円) を分配金額  
としております。

(自平成 20 年 9 月 17 日 至  
平成 20 年 10 月 14 日)  
計算期間末における解約に伴  
う当期純利益金額分配後の配  
当等収益から費用を控除した  
額 (4,449,229 円)、解約に  
伴う当期純利益金額分配後の  
有価証券売買等損益から費用  
を控除し、繰越欠損金を補填  
した額 (0 円)、投資信託約  
款に規定される収益調整金  
(299,779 円) 及び分配準備  
積立金 (23,458,156 円) より  
分配対象額は 28,207,164 円  
(1 万口当たり 152.01 円) で  
あり、うち 3,711,219 円 (1  
万口当たり 20 円) を分配金額  
としております。

(自平成 20 年 10 月 15 日 至  
平成 20 年 11 月 13 日)  
計算期間末における解約に伴  
う当期純利益金額分配後の配  
当等収益から費用を控除した  
額 (1,447,493 円)、解約に  
伴う当期純利益金額分配後の  
有価証券売買等損益から費用  
を控除し、繰越欠損金を補填  
した額 (0 円)、投資信託約  
款に規定される収益調整金  
(322,027 円) 及び分配準備  
積立金 (24,163,037 円) より  
分配対象額は 25,932,557 円  
(1 万口当たり 139.82 円) で  
あり、うち 3,709,391 円 (1  
万口当たり 20 円) を分配金額  
としております。

款に規定される収益調整金  
(372,996 円) 及び分配準備  
積立金 (17,693,271 円) より  
分配対象額は 21,172,581 円  
(1 万口当たり 114.95 円) で  
あり、うち 3,683,673 円 (1  
万口当たり 20 円) を分配金額  
としております。

(自平成 21 年 3 月 14 日 至  
平成 21 年 4 月 13 日)  
計算期間末における解約に伴  
う当期純利益金額分配後の配  
当等収益から費用を控除した  
額 (6,872,729 円)、解約に  
伴う当期純利益金額分配後の  
有価証券売買等損益から費用  
を控除し、繰越欠損金を補填  
した額 (0 円)、投資信託約  
款に規定される収益調整金  
(385,116 円) 及び分配準備  
積立金 (17,050,568 円) より  
分配対象額は 24,308,413 円  
(1 万口当たり 132.41 円) で  
あり、うち 3,671,788 円 (1  
万口当たり 20 円) を分配金額  
としております。

(自平成 21 年 4 月 14 日 至  
平成 21 年 5 月 13 日)  
計算期間末における解約に伴  
う当期純利益金額分配後の配  
当等収益から費用を控除した  
額 (3,191,189 円)、解約に  
伴う当期純利益金額分配後の  
有価証券売買等損益から費用  
を控除し、繰越欠損金を補填  
した額 (0 円)、投資信託約  
款に規定される収益調整金  
(395,244 円) 及び分配準備  
積立金 (20,065,453 円) より  
分配対象額は 23,651,886 円  
(1 万口当たり 129.95 円) で  
あり、うち 3,640,268 円 (1  
万口当たり 20 円) を分配金額  
としております。なお、当該  
分配金額は、1 万口当たり 20  
円の分配金額に期末残存口数  
を乗じた額(3,640,269 円)か  
ら外国所得税控除額(1 円)を  
控除した後の額であります。

(自平成20年11月14日 至平成20年12月15日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,870,011円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(339,685円)及び分配準備積立金(21,886,461円)より分配対象額は24,096,157円(1万口当たり129.91円)であり、うち3,709,732円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年12月16日 至平成21年1月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,800,983円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(352,905円)及び分配準備積立金(20,015,001円)より分配対象額は23,168,889円(1万口当たり125.03円)であり、うち3,706,083円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成21年1月14日 至平成21年2月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,411,111円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用

(自平成21年5月14日 至平成21年6月15日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,776,605円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(397,492円)及び分配準備積立金(19,197,546円)より分配対象額は22,371,643円(1万口当たり125.53円)であり、うち3,564,207円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(3,564,378円)から外国所得税控除額(171円)を控除した後の額であります。

(自平成21年6月16日 至平成21年7月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,106,593円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(404,785円)及び分配準備積立金(17,998,123円)より分配対象額は20,509,501円(1万口当たり117.62円)であり、うち3,487,424円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成21年7月14日 至平成21年8月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,503,584円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用

	を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (362,842 円) 及び分配準備積立金 (19,045,373 円) より分配対象額は 21,819,326 円 (1 万口当たり 118.08 円) であり、うち 3,695,562 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。	を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (408,108 円) 及び分配準備積立金 (16,373,622 円) より分配対象額は 19,285,314 円 (1 万口当たり 112.19 円) であり、うち 3,437,824 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1 万口当たり 20 円の分配金額に期末残存口数を乗じた額 (3,438,063 円) から外国所得税控除額 (239 円) を控除した後の額であります。
--	--	--

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成 21 年 2 月 13 日現在		当 期 平成 21 年 8 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	890,377,665	△47,353,940	1,092,301,545	147,688,457
合計	890,377,665	△47,353,940	1,092,301,545	147,688,457

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

	前 期 平成 21 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 21 年 8 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4896 円 (4,896 円)	0.6492 円 (6,492 円)

## (4) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	京都滋賀応援マザーファンド	450,226,400	365,448,768	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	319,911,780	334,819,668	
	世界REITマザーファンド	581,134,167	392,033,109	
親投資信託受益証券 合計		1,351,272,347	1,092,301,545	
合計		1,351,272,347	1,092,301,545	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「京都滋賀応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「京都滋賀応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,225,604	6,357,440
株式	295,988,250	359,005,520
未収配当金	439,250	93,950
流動資産合計	302,653,104	365,456,910
資産合計	302,653,104	365,456,910
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	528,200,487	450,226,400
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△225,547,383	△84,769,490
元本等合計	302,653,104	365,456,910
純資産合計	302,653,104	365,456,910
負債純資産合計	302,653,104	365,456,910

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式  同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	571,533,906 円	528,200,487 円
同期中における追加設定元本額	7,724,394 円	— 円
同期中における一部解約元本額	51,057,813 円	77,974,087 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	528,200,487 円	450,226,400 円
計	528,200,487 円	450,226,400 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	528,200,487 口	450,226,400 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は225,547,383 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は84,769,490 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 21 年 2 月 13 日現在		平成 21 年 8 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	295,988,250	△163,109,271	359,005,520	97,807,661
合計	295,988,250	△163,109,271	359,005,520	97,807,661

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日まで、及び平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1 口当たり情報)

	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.5730 円 (5,730 円)	0.8117 円 (8,117 円)



附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
金下建設	2,000	281	562,000	
宝ホールディングス	22,000	641	14,102,000	
グンゼ	21,000	430	9,030,000	
オンリー	7	52,000	364,000	
ダイニック	4,000	164	656,000	
ワコールホールディングス	14,000	1,198	16,772,000	
フジックス	1,000	283	283,000	
クラウドディア	500	1,580	790,000	
フェイス	121	10,720	1,297,120	
新日本理化	3,800	137	520,600	
第一工業製薬	4,000	254	1,016,000	
三洋化成	12,000	555	6,660,000	
日本新薬	7,000	1,262	8,834,000	
ファルコバイオシステムズ	1,200	830	996,000	
ワタベウェディング	1,000	1,475	1,475,000	
トーセ	900	689	620,100	
京進	1,000	196	196,000	
コタ	1,000	720	720,000	
互応化学工業	1,000	590	590,000	
日本電気硝子	17,000	1,064	18,088,000	
メタルアート	2,000	153	306,000	
ヤマシナ	16,300	34	554,200	
日東精工	4,000	260	1,040,000	
京都機械工具	2,000	200	400,000	
サンコール	3,000	293	879,000	
TOWA	2,500	585	1,462,500	
キヤノンマシナリー	800	1,110	888,000	
サムコ	600	985	591,000	
フジテック	9,000	511	4,599,000	
川重冷熱工業	2,000	470	940,000	
ニチダイ	1,000	197	197,000	
ユーシン精機	1,800	1,656	2,980,800	
日本電産	2,800	6,900	19,320,000	
第一精工	1,500	3,330	4,995,000	
日新電機	11,000	491	5,401,000	
オムロン	11,800	1,491	17,593,800	
不二電機工業	700	827	578,900	
オブテックス・エフエー	3	67,000	201,000	
シーシーエス	2	201,700	403,400	
ジーエス・ユアサコーポ	16,000	907	14,512,000	
エスケーエレクトロニクス	11	50,600	556,600	
サイレックス・テクノロジー	5	41,100	205,500	
星和電機	1,000	474	474,000	
日本電産リード	800	1,145	916,000	

京写	1,000	119	119,000	
堀場製作所	4,300	2,075	8,922,500	
オブテックス	1,700	991	1,684,700	
ローム	2,600	6,720	17,472,000	
京セラ	2,400	7,780	18,672,000	
村田製作所	4,300	4,570	19,651,000	
ニチコン	7,900	1,363	10,767,700	
日本輸送機	5,000	248	1,240,000	
たけびし	1,700	345	586,500	
島津製作所	24,000	701	16,824,000	
大日本スクリーン	26,000	331	8,606,000	
日本写真印刷	3,800	5,020	19,076,000	
野崎印刷	3,000	176	528,000	
任天堂	600	25,370	15,222,000	
松風	1,800	761	1,369,800	
ルシアン	4,000	77	308,000	
ムーンバット	3,000	157	471,000	
キング	3,000	256	768,000	
上原成商事	2,000	382	764,000	
平和堂	5,900	1,312	7,740,800	
滋賀銀行	30,000	600	18,000,000	
京都銀行	19,000	883	16,777,000	
びわこ銀行	14,000	96	1,344,000	
中央倉庫	2,000	859	1,718,000	
京都ホテル	1,000	436	436,000	
王将フードサービス	2,300	2,770	6,371,000	
合計	381,449		359,005,520	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

### りそな・大阪応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年8月14日から平成21年2月13日まで）及び当特定期間（平成21年2月14日から平成21年8月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。


## 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 3 月 27 日


大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元 太志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 9 月 25 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元 太志



指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野 佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成 21 年 8 月 13 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 財務諸表

### りそな・大阪応援・資産分散ファンド

#### (1) 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	94,223,176	79,091,061
親投資信託受益証券	4,611,008,826	5,397,457,820
流動資産合計	4,705,232,002	5,476,548,881
資産合計	4,705,232,002	5,476,548,881
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,427,049	18,020,790
未払解約金	10,030,402	11,924,032
未払受託者報酬	214,458	233,406
未払委託者報酬	5,147,178	5,601,843
その他未払費用	235,419	197,011
流動負債合計	35,054,506	35,977,082
負債合計	35,054,506	35,977,082
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	9,713,524,594	9,010,526,484
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2	△5,043,347,098	△3,569,954,685
(分配準備積立金)	72,886,005	55,971,082
元本等合計	4,670,177,496	5,440,571,799
純資産合計	4,670,177,496	5,440,571,799
負債純資産合計	4,705,232,002	5,476,548,881

## (2) 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	144,090	39,729
有価証券売買等損益	△2,835,733,004	1,302,448,994
営業収益合計	△2,835,588,914	1,302,488,723
営業費用		
受託者報酬	1,570,012	1,314,006
委託者報酬 ※1	37,681,328	31,537,099
その他費用	235,419	197,011
営業費用合計	39,486,759	33,048,116
営業利益又は営業損失 (△)	△2,875,075,673	1,269,440,607
経常利益又は経常損失 (△)	△2,875,075,673	1,269,440,607
当期純利益又は当期純損失 (△)	△2,875,075,673	1,269,440,607
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	△10,664,478	15,655,803
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△2,297,645,894	△5,043,347,098
剰余金増加額又は欠損金減少額	246,339,124	342,772,910
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	246,339,124	342,772,910
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,644,460	10,669,022
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	8,644,460	10,669,022
分配金 ※2	118,984,673	112,496,279
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△5,043,347,098	△3,569,954,685

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	10,422,527,888 円	9,713,524,594 円
期中追加設定元本額	21,701,392 円	22,439,552 円
期中一部解約元本額	730,704,686 円	725,437,662 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	9,713,524,594 口	9,010,526,484 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,043,347,098 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,569,954,685 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	4,625,692 円	4,108,649 円
2. ※2 分配金の計算過程	（自平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 9 月 16 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（21,005,800 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約	（自平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 3 月 13 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（11,809,910 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約



款に規定される収益調整金（48,830,915円）及び分配準備積立金（96,043,891円）より分配対象額は165,880,606円（1万口当たり162.76円）であり、うち20,383,599円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成20年9月17日 至平成20年10月14日）  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（32,255,331円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（47,972,614円）及び分配準備積立金（94,823,653円）より分配対象額は175,051,598円（1万口当たり175.02円）であり、うち20,003,369円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成20年10月15日 至平成20年11月13日）  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,568,577円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（47,626,726円）及び分配準備積立金（106,188,225円）より分配対象額は161,383,528円（1万口当たり162.65円）であり、うち19,843,967円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

款に規定される収益調整金（46,378,432円）及び分配準備積立金（72,248,631円）より分配対象額は130,436,973円（1万口当たり135.41円）であり、うち19,264,903円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成21年3月14日 至平成21年4月13日）  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（35,309,486円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（46,022,671円）及び分配準備積立金（64,219,145円）より分配対象額は145,551,302円（1万口当たり152.40円）であり、うち19,101,719円（1万口当たり20円）を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額（19,101,720円）から外国所得税控除額（1円）を控除した後の額であります。

（自平成21年4月14日 至平成21年5月13日）  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（15,828,699円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（45,746,643円）及び分配準備積立金（79,821,145円）より分配対象額は141,396,487円（1万口当たり149.09円）であり、うち18,967,933円（1万口当たり20円）を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20

円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(18,967,944円)から外国所得税控除額(11円)を控除した後の額であります。

(自平成20年11月14日 至 平成20年12月15日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(13,516,933円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(47,321,974円)及び分配準備積立金(93,198,297円)より分配対象額は154,037,204円(1万口当たり156.38円)であり、うち19,700,704円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成20年12月16日 至 平成21年1月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(13,152,248円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(47,180,846円)及び分配準備積立金(86,650,739円)より分配対象額は146,983,833円(1万口当たり149.78円)であり、うち19,625,985円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成21年5月14日 至 平成21年6月15日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(14,572,563円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(45,012,723円)及び分配準備積立金(75,379,615円)より分配対象額は134,964,901円(1万口当たり144.72円)であり、うち18,651,886円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(18,652,142円)から外国所得税控除額(256円)を控除した後の額であります。

(自平成21年6月16日 至 平成21年7月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(10,577,346円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(44,645,230円)及び分配準備積立金(70,653,843円)より分配対象額は125,876,419円(1万口当たり136.16円)であり、うち18,489,048円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

	<p>(自平成21年1月14日 至平成21年2月13日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,980,317円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(46,736,851円)及び分配準備積立金(79,332,737円)より分配対象額は139,049,905円(1万口当たり143.15円)であり、うち19,427,049円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成21年7月14日 至平成21年8月13日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,860,137円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(43,539,693円)及び分配準備積立金(61,131,735円)より分配対象額は117,531,565円(1万口当たり130.44円)であり、うち18,020,790円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(18,021,052円)から外国所得税控除額(262円)を控除した後の額であります。</p>
--	--	--

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成21年2月13日現在		当 期 平成21年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	4,611,008,826	△278,949,248	5,397,457,820	710,077,959
合計	4,611,008,826	△278,949,248	5,397,457,820	710,077,959

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	当 期 自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

	前 期 平成 21 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 21 年 8 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4808 円 (4,808 円)	0.6038 円 (6,038 円)

## (4) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	大阪応援マザーファンド	2,593,332,866	1,783,694,345	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	1,607,500,215	1,682,409,725	
	世界REITマザーファンド	2,862,961,385	1,931,353,750	
親投資信託受益証券 合計		7,063,794,466	5,397,457,820	
合計		7,063,794,466	5,397,457,820	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「大阪応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「大阪応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,772,655	13,456,775
株式	1,552,768,800	1,769,777,900
未収配当金	763,550	550,800
流動資産合計	1,555,305,005	1,783,785,475
資産合計	1,555,305,005	1,783,785,475
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	2,764,503,831	2,593,332,866
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△1,209,198,826	△809,547,391
元本等合計	1,555,305,005	1,783,785,475
純資産合計	1,555,305,005	1,783,785,475
負債純資産合計	1,555,305,005	1,783,785,475

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式  同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,145,421,448 円	2,764,503,831 円
同期中における追加設定元本額	— 円	— 円
同期中における一部解約元本額	380,917,617 円	171,170,965 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	2,764,503,831 円	2,593,332,866 円
計	2,764,503,831 円	2,593,332,866 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	2,764,503,831 口	2,593,332,866 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,209,198,826 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は809,547,391 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 21 年 2 月 13 日現在		平成 21 年 8 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	1,552,768,800	△718,303,562	1,769,777,900	299,127,395
合計	1,552,768,800	△718,303,562	1,769,777,900	299,127,395

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日まで、及び平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1 口当たり情報)

	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.5626 円 (5,626 円)	0.6878 円 (6,878 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
大林組	41,000	443	18,163,000	
パナホーム	9,000	557	5,013,000	
大和ハウス	34,000	1,040	35,360,000	
積水ハウス	38,000	902	34,276,000	
きんでん	15,000	813	12,195,000	
江崎グリコ	8,000	995	7,960,000	
日本ハム	13,000	1,150	14,950,000	
不二製油	4,900	1,228	6,017,200	
ハウス食品	6,300	1,395	8,788,500	
日清食品HD	7,200	3,080	22,176,000	
東洋紡績	39,000	182	7,098,000	
帝人	56,000	330	18,480,000	
旭化成	79,000	481	37,999,000	
レンゴー	15,000	591	8,865,000	
エア・ウォーター	10,000	1,148	11,480,000	
日本触媒	10,000	827	8,270,000	
カネカ	19,000	703	13,357,000	
ダイセル化学	20,000	604	12,080,000	
積水化学	30,000	585	17,550,000	
武田薬品	22,100	3,850	85,085,000	
大日本住友製薬	22,600	921	20,814,600	
塩野義製薬	20,000	2,175	43,500,000	
田辺三菱製薬	31,000	1,151	35,681,000	
ロート製薬	6,000	1,145	6,870,000	
小野薬品	6,800	4,410	29,988,000	
参天製薬	4,900	2,865	14,038,500	
日本ペイント	15,000	546	8,190,000	
関西ペイント	15,000	759	11,385,000	
ダスキン	3,800	1,652	6,277,600	
カルチュア・コンビニエンス	10,900	671	7,313,900	
小林製薬	2,400	3,650	8,760,000	
住友金属工業	273,000	254	69,342,000	
共英製鋼	2,000	2,325	4,650,000	
丸一鋼管	5,300	1,905	10,096,500	
住友電工	45,200	1,240	56,048,000	
クボタ	73,000	783	57,159,000	
ダイキン工業	16,600	3,500	58,100,000	
N T N	26,000	463	12,038,000	
ジェイテクト	18,300	1,118	20,459,400	
パナソニック	61,400	1,464	89,889,600	
シャープ	63,000	1,083	68,229,000	
キーエンス	3,100	17,610	54,591,000	
日東電工	9,800	2,990	29,302,000	
パナソニック電工	42,000	1,081	45,402,000	



ダイハツ	24,000	1,001	24,024,000	
シマノ	5,400	4,030	21,762,000	
タカラスタンダード	8,000	563	4,504,000	
伊藤忠	90,000	678	61,020,000	
長瀬産業	7,000	1,102	7,714,000	
ニプロ	3,000	1,993	5,979,000	
ライフコーポレーション	3,000	1,590	4,770,000	
高島屋	18,000	760	13,680,000	
エイチ・ツー・オーリテイリング	11,000	568	6,248,000	
りそなホールディングス	59,700	1,319	78,744,300	
泉州銀行	28,000	197	5,516,000	
池田銀行	1,400	3,610	5,054,000	
住友信託	95,000	536	50,920,000	
関西アーバン銀行	36,000	161	5,796,000	
大阪証券取引所	16	437,000	6,992,000	
ニッセイ同和損害保険	22,000	467	10,274,000	
ダイビル	1,000	849	849,000	
西日本旅客鉄道	113	310,000	35,030,000	
近畿鉄道	97,000	416	40,352,000	
阪急阪神HLDGS	72,000	441	31,752,000	
南海電鉄	29,000	419	12,151,000	
京阪電鉄	32,000	412	13,184,000	
商船三井	68,000	593	40,324,000	
関西電力	40,300	2,090	84,227,000	
大阪瓦斯	122,000	316	38,552,000	
カプコン	3,800	1,861	7,071,800	
合計	2,130,329		1,769,777,900	

- (2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

## りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年8月14日から平成21年2月13日まで）及び当特定期間（平成21年2月14日から平成21年8月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。


## 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 3 月 27 日


大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元 太志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・ひょうご応援・資産分散ファンドの平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・ひょうご応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書


平成 21 年 9 月 25 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山元 太志 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久野 佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・ひょうご応援・資産分散ファンドの平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・ひょうご応援・資産分散ファンドの平成 21 年 8 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 1 財務諸表

## りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

### (1) 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,811,934	19,372,685
親投資信託受益証券	647,316,924	788,347,446
未収入金	5,000,000	—
流動資産合計	665,128,858	807,720,131
資産合計	665,128,858	807,720,131
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,794,762	2,614,939
未払解約金	1,487,679	1,195,887
未払受託者報酬	30,283	33,857
未払委託者報酬	727,038	812,644
その他未払費用	33,057	27,959
流動負債合計	5,072,819	4,685,286
負債合計	5,072,819	4,685,286
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,397,381,141	1,307,533,832
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2	△737,325,102	△504,498,987
(分配準備積立金)	15,953,019	12,863,406
元本等合計	660,056,039	803,034,845
純資産合計	660,056,039	803,034,845
負債純資産合計	665,128,858	807,720,131

## (2) 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成20年8月14日 至 平成21年2月13日	自 平成21年2月14日 至 平成21年8月13日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	30,945	6,948
有価証券売買等損益	△390,737,198	211,030,522
営業収益合計	△390,706,253	211,037,470
営業費用		
受託者報酬	221,012	186,970
委託者報酬 ※1	5,305,459	4,488,224
その他費用	33,057	27,970
営業費用合計	5,559,528	4,703,164
営業利益又は営業損失 (△)	△396,265,781	206,334,306
経常利益又は経常損失 (△)	△396,265,781	206,334,306
当期純利益又は当期純損失 (△)	△396,265,781	206,334,306
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	△1,923,277	1,254,062
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△360,996,443	△737,325,102
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,582,325	46,339,743
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	37,582,325	46,339,743
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,485,091	2,536,054
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,485,091	2,536,054
分配金 ※2	17,083,389	16,057,818
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△737,325,102	△504,498,987

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,500,628,856 円 5,706,887 円 108,954,602 円	1,397,381,141 円 5,288,282 円 95,135,591 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,397,381,141 口	1,307,533,832 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 737,325,102 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 504,498,987 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	650,038 円	587,401 円
2. ※2 分配金の計算過程	（自平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 20 年 9 月 16 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,120,115 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約	（自平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 3 月 13 日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,945,145 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約

款に規定される収益調整金（412,521円）及び分配準備積立金（20,075,518円）より分配対象額は23,608,154円（1万口当たり162.09円）であり、うち2,913,027円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成20年9月17日 至平成20年10月14日）  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,474,668円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（417,619円）及び分配準備積立金（20,062,500円）より分配対象額は23,954,787円（1万口当たり166.20円）であり、うち2,882,569円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成20年10月15日 至平成20年11月13日）  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,193,517円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（422,091円）及び分配準備積立金（20,383,478円）より分配対象額は21,999,086円（1万口当たり154.60円）であり、うち2,846,025円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

款に規定される収益調整金（470,910円）及び分配準備積立金（15,718,502円）より分配対象額は18,134,557円（1万口当たり131.63円）であり、うち2,755,354円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成21年3月14日 至平成21年4月13日）  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,342,332円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（474,048円）及び分配準備積立金（14,678,359円）より分配対象額は19,494,739円（1万口当たり143.64円）であり、うち2,714,381円（1万口当たり20円）を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額（2,714,382円）から外国所得税控除額（1円）を控除した後の額であります。

（自平成21年4月14日 至平成21年5月13日）  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,182,665円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（478,388円）及び分配準備積立金（16,142,670円）より分配対象額は18,803,723円（1万口当たり139.88円）であり、うち2,688,480円（1万口当たり20円）を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20



円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(2,688,493円)から外国所得税控除額(13円)を控除した後の額であります。

(自平成20年11月14日 至 平成20年12月15日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,107,367円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(445,947円)及び分配準備積立金(18,588,347円)より分配対象額は21,141,661円(1万口当たり149.51円)であり、うち2,828,167円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(2,828,176円)から外国所得税控除額(9円)を控除した後の額であります。

(自平成20年12月16日 至 平成21年1月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,102,300円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(461,353円)及び分配準備積立金(17,793,356円)より分配対象額は20,357,009円(1万口当たり144.44円)であり、うち2,818,839円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成21年5月14日 至 平成21年6月15日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,080,032円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(491,693円)及び分配準備積立金(15,399,397円)より分配対象額は17,971,122円(1万口当たり135.58円)であり、うち2,650,764円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(2,650,910円)から外国所得税控除額(146円)を控除した後の額であります。

(自平成21年6月16日 至 平成21年7月13日)  
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,649,011円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(496,476円)及び分配準備積立金(14,727,118円)より分配対象額は16,872,605円(1万口当たり128.11円)であり、うち2,633,900円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(2,634,041円)から外国所得税控除額(141円)

	<p>(自平成21年1月14日 至平成21年2月13日)          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,826,165円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(467,258円)及び分配準備積立金(16,921,616円)より分配対象額は19,215,039円(1万口当たり137.51円)であり、うち2,794,762円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>を控除した後の額であります。</p> <p>(自平成21年7月14日 至平成21年8月13日)          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,842,268円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(500,492円)及び分配準備積立金(13,636,077円)より分配対象額は15,978,837円(1万口当たり122.21円)であり、うち2,614,939円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり20円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(2,615,067円)から外国所得税控除額(128円)を控除した後の額であります。</p>
--	--	---

(有価証券関係に関する注記)  
 売買目的有価証券

種 類	前 期 平成21年2月13日現在		当 期 平成21年8月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	647,316,924	△41,927,053	788,347,446	106,417,112
合計	647,316,924	△41,927,053	788,347,446	106,417,112

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	当 期 自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

	前 期 平成 21 年 2 月 13 日現在	当 期 平成 21 年 8 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4724円 (4,724円)	0.6142円 (6,142円)

## (4) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	兵庫応援マザーファンド	357,575,906	265,750,413	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	233,812,071	244,707,713	
	世界REITマザーファンド	411,931,990	277,889,320	
親投資信託受益証券 合計		1,003,319,967	788,347,446	
合計		1,003,319,967	788,347,446	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「兵庫応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券及び「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「兵庫応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成21年2月13日現在	平成21年8月13日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,628,072	6,752,748
株式	208,108,400	258,693,800
未収配当金	394,000	298,000
流動資産合計	218,130,472	265,744,548
資産合計	218,130,472	265,744,548
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	395,692,555	357,575,906
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△177,562,083	△91,831,358
元本等合計	218,130,472	265,744,548
純資産合計	218,130,472	265,744,548
負債純資産合計	218,130,472	265,744,548

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式  同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	455,484,183 円	395,692,555 円
同期中における追加設定元本額	— 円	— 円
同期中における一部解約元本額	59,791,628 円	38,116,649 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	395,692,555 円	357,575,906 円
計	395,692,555 円	357,575,906 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	395,692,555 口	357,575,906 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 177,562,083 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 91,831,358 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 21 年 2 月 13 日現在		平成 21 年 8 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	208,108,400	△90,603,118	258,693,800	64,680,981
合計	208,108,400	△90,603,118	258,693,800	64,680,981

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 20 年 8 月 14 日から平成 21 年 2 月 13 日まで、及び平成 21 年 2 月 14 日から平成 21 年 8 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日	自 平成 21 年 2 月 14 日 至 平成 21 年 8 月 13 日
該当事項はありません。	同左

(1 口当たり情報)

	平成 21 年 2 月 13 日現在	平成 21 年 8 月 13 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.5513 円 (5,513 円)	0.7432 円 (7,432 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
モロゾフ	3,000	306	918,000	
六甲バター	2,000	490	980,000	
伊藤ハム	18,000	342	6,156,000	
S Foods	2,500	837	2,092,500	
フジッコ	3,000	1,097	3,291,000	
ロックフィールド	1,200	1,196	1,435,200	
神戸物産	800	1,367	1,093,600	
アライドハーツHLDGS	4,000	220	880,000	
MonotaRo	800	1,761	1,408,800	
ユニチカ	38,000	89	3,382,000	
日本毛織	7,000	695	4,865,000	
フェリシモ	800	1,646	1,316,800	
トリドール	15	201,500	3,022,500	
トーカロ	1,200	1,625	1,950,000	
住友精化	6,000	398	2,388,000	
多木化学	2,000	500	1,000,000	
フジプレアム	2,600	629	1,635,400	
ハリマ化成	2,000	439	878,000	
石原薬品	800	1,130	904,000	
バイオフェルミン製薬	1,000	1,690	1,690,000	
日本ケミカルリサーチ	2,000	608	1,216,000	
関西ペイント	18,000	759	13,662,000	
ノエビア	3,300	1,000	3,300,000	
メック	2,000	639	1,278,000	
住友ゴム	16,100	898	14,457,800	
三ツ星ベルト	6,000	400	2,400,000	
バンドー化学	8,000	293	2,344,000	
日本山村硝子	8,000	295	2,360,000	
SECカーボン	3,000	702	2,106,000	
神戸製鋼所	69,000	182	12,558,000	
大和工業	4,400	3,000	13,200,000	
山陽特殊鋼	13,000	414	5,382,000	
虹 技	3,000	160	480,000	
日亜鋼業	4,000	328	1,312,000	
神鋼鋼線	5,000	176	880,000	
大阪チタニウム	2,900	3,310	9,599,000	
アサヒHD	2,700	1,739	4,695,300	
大阪機工	6,000	93	558,000	
日本スピンドル	4,000	170	680,000	
日 工	3,000	275	825,000	
帝国電機製作所	800	2,170	1,736,000	
住友精密	4,000	375	1,500,000	
木村化工機	1,800	954	1,717,200	
グローリー	5,900	1,998	11,788,200	

T O A	3,000	607	1,821,000	
古野電気	2,600	577	1,500,200	
シスメックス	3,500	3,900	13,650,000	
大真空	3,000	373	1,119,000	
指月電機	3,000	528	1,584,000	
川崎重工業	46,000	263	12,098,000	
新明和工業	9,000	387	3,483,000	
極東開発工業	3,200	373	1,193,600	
ハイレックスコーポレーション	3,100	880	2,728,000	
西松屋チェーン	5,200	955	4,966,000	
S R I スポーツ	26	81,000	2,106,000	
アシックス	14,000	883	12,362,000	
東リ	4,000	214	856,000	
三共生興	5,000	235	1,175,000	
トーヨー	4,000	328	1,312,000	
マックスバリュ西日本	2,100	1,360	2,856,000	
みなと銀行	31,000	134	4,154,000	
山陽電鉄	9,000	306	2,754,000	
神姫バス	3,000	611	1,833,000	
川崎汽船	27,000	393	10,611,000	
明治海運	3,200	526	1,683,200	
上組	15,000	799	11,985,000	
日本管財	1,500	1,481	2,221,500	
アシックス商事	800	1,098	878,400	
加藤産業	2,900	1,519	4,405,100	
関西スーパーマーケット	2,500	815	2,037,500	
合計	499,241		258,693,800	

- (2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

「世界REITマザーファンド」の状況  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。



## 2 ファンドの現況

### りそな・東京応援・資産分散ファンド

#### 純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	8,443,431,913 円
II 負債総額	13,905,189 円
III 純資産総額 (I - II)	8,429,526,724 円
IV 発行済数量	14,316,929,691 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.5888 円

#### (参考) 東京応援マザーファンド

##### 純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	2,822,772,012 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	2,822,772,012 円
IV 発行済数量	4,317,863,326 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6537 円

#### (参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

##### 純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	193,172,350,947 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	193,172,350,947 円
IV 発行済数量	187,599,463,789 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0297 円

#### (参考) 世界REITマザーファンド

##### 純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	122,994,971,191 円
II 負債総額	728,497,907 円
III 純資産総額 (I - II)	122,266,473,284 円
IV 発行済数量	180,235,769,098 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6784 円

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	4,588,663,770 円
II 負債総額	7,397,976 円
III 純資産総額 (I - II)	4,581,265,794 円
IV 発行済数量	7,525,851,625 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6087 円

(参考) 埼玉応援マザーファンド

純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	1,571,900,265 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	1,571,900,265 円
IV 発行済数量	2,446,020,592 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6426 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	1,263,869,205 円
II 負債総額	2,684,927 円
III 純資産総額 (I - II)	1,261,184,278 円
IV 発行済数量	2,093,065,971 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6026 円

(参考) 多摩応援マザーファンド

純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	436,179,337 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	436,179,337 円
IV 発行済数量	686,945,951 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6350 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

### 純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	875,281,545 円
II 負債総額	572,330 円
III 純資産総額 (I - II)	874,709,215 円
IV 発行済数量	1,449,120,426 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6036 円

### (参考) 神奈川応援マザーファンド

#### 純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	289,158,963 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	289,158,963 円
IV 発行済数量	457,570,165 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6319 円

### (参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

### (参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・中部応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	3,785,444,603 円
II 負債総額	3,738,266 円
III 純資産総額 (I - II)	3,781,706,337 円
IV 発行済数量	6,285,652,545 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6016 円

(参考) 中部応援マザーファンド

純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	1,280,638,531 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	1,280,638,531 円
IV 発行済数量	1,877,522,761 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6821 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	1,108,101,836 円
II 負債総額	2,330,972 円
III 純資産総額 (I - II)	1,105,770,864 円
IV 発行済数量	1,714,379,918 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6450 円

(参考) 京都滋賀応援マザーファンド

純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	362,192,373 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	362,192,373 円
IV 発行済数量	450,226,400 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.8045 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	5,390,353,109 円
II 負債総額	14,512,184 円
III 純資産総額 (I - II)	5,375,840,925 円
IV 発行済数量	8,935,817,078 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6016 円

(参考) 大阪応援マザーファンド

純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	1,783,961,697 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	1,783,961,697 円
IV 発行済数量	2,593,332,866 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6879 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	789,178,876 円
II 負債総額	517,772 円
III 純資産総額 (I - II)	788,661,104 円
IV 発行済数量	1,290,235,862 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6113 円

(参考) 兵庫応援マザーファンド

純資産額計算書

平成21年8月31日

I 資産総額	265,037,684 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	265,037,684 円
IV 発行済数量	357,575,906 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7412 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。



## 第5 設定及び解約の実績

### りそな・東京応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	7,803,751,633	238,844,322
第2 特定期間	7,950,563,086	2,201,263,054
第3 特定期間	88,144,907	2,253,693,467
第4 特定期間	55,077,880	1,327,209,070
第5 特定期間	60,899,470	1,210,404,302
第6 特定期間	77,204,339	915,917,121

(注) 当初設定数量は6,521,117,018口です。

### りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	4,528,336,286	28,011,869
第2 特定期間	1,151,006,022	833,934,597
第3 特定期間	74,615,514	484,952,928
第4 特定期間	30,808,391	393,286,431
第5 特定期間	26,369,831	377,372,289
第6 特定期間	30,324,486	271,212,547

(注) 当初設定数量は4,114,198,196口です。

### りそな・多摩応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	289,859,324	343,717,783
第2 特定期間	199,847,814	545,713,791
第3 特定期間	6,218,793	308,266,872
第4 特定期間	9,093,385	211,802,809
第5 特定期間	7,719,368	148,610,608
第6 特定期間	7,768,472	171,556,833

(注) 当初設定数量は3,319,368,889口です。

### りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	324,628,721	237,628,036
第2 特定期間	64,792,327	356,351,670
第3 特定期間	6,929,272	167,744,338
第4 特定期間	4,521,557	160,554,406
第5 特定期間	4,992,562	61,210,697
第6 特定期間	5,225,076	119,001,847

(注) 当初設定数量は2,156,421,034口です。

りそな・中部応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	4,039,107,666	1,643,319
第2 特定期間	4,045,374,570	1,264,092,866
第3 特定期間	53,911,391	1,018,325,985
第4 特定期間	19,966,477	744,011,922
第5 特定期間	22,814,809	687,017,287
第6 特定期間	26,307,137	426,648,194

(注) 当初設定数量は2,276,149,882口です。

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	610,177,643	6,929,899
第2 特定期間	273,559,989	514,577,237
第3 特定期間	14,727,878	113,369,566
第4 特定期間	5,588,237	110,160,108
第5 特定期間	6,840,192	50,697,948
第6 特定期間	6,554,632	135,304,126

(注) 当初設定数量は1,732,622,055口です。

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	3,856,187,956	83,629,150
第2 特定期間	2,270,046,219	1,293,878,901
第3 特定期間	51,951,471	1,096,793,913
第4 特定期間	23,554,451	807,319,577
第5 特定期間	21,701,392	730,704,686
第6 特定期間	22,439,552	725,437,662

(注) 当初設定数量は7,502,409,332口です。

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	262,647,363	83,919,164
第2 特定期間	479,101,756	158,709,377
第3 特定期間	11,717,138	266,112,812
第4 特定期間	4,033,129	189,883,987
第5 特定期間	5,706,887	108,954,602
第6 特定期間	5,288,282	95,135,591

(注) 当初設定数量は1,441,754,810口です。